

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

平成21年9月愛荘町議会定例会

1日目(平成21年9月10日)

開会:午前9時3分 延会:午後4時52分

議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第 5 同意第 6号 愛荘町職員懲戒審査委員会員の選任につき同意を求めるについて

日程第 6 同意第 7号 愛荘町職員懲戒審査委員会員の選任につき同意を求めるについて

日程第 7 同意第 8号 愛荘町職員懲戒審査委員会員の選任につき同意を求めるについて

日程第 8 報告第11号 平成20年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について

日程第 9 議案第50号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第51号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第52号 愛荘町税条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第53号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第54号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例

日程第14 議案第55号

- 号
- 日程第15 議案第56号 愛荘町郷土の偉人館・西澤眞藏記念館条例の全部を改正する条例
- 日程第16 議案第57号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第17 議案第58号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて
- 日程第18 議案第59号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第19 議案第60号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第20 議案第61号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第21 議案第62号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第63号 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することに議決を求めるについて
- 日程第23 議案第64号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第24 議案第65号 平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第66号 平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第26 議案第67号 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第27 議案第68号 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第28 議案第69号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第29 議案第70号 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第30 議案第71号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第31 議案第72 半成20年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めること
号について

日程第32 議案第73 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるこ
号とについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員(16名)

1番 辰己 保
2番 上林 貞
3番 珠久清次
4番 西澤久仁雄
5番 河村善一
6番 本田秀樹
7番 小川 勇
8番 久保田九右衛門
9番 森 隆一
10番 吉岡ゑみ子
11番 森野榮次郎
12番 小杉和子
13番 瀧 すみ江
14番 水野清文
15番 宇野義美
16番 竹中秀夫

欠席議員(0名)

なし

②開会の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

平成21年9月愛荘町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕の風もさわやかになり、収穫の秋を迎えておりますが、議員各位にはお忙しい中、本定例会にご出席いただき、高殿からではございますが、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は、多くの審議案件がございますが、議員各位の慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたりましてのあいさつにいたします。座って失礼をいたします。

ここで、去る7月29日、秦荘中学校柔道部のクラブ活動中に意識不明の重体になられ、8月24日に亡くなられた村

川床御石の上に昇進を祈りし、歴代を拂りこいに忘ひます。まつり、玉貝に起立へござい。

(黙祷)

○議長(竹中秀夫君)おなおりください。着席ください。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成21年9月愛荘町議会定例会は成立いたしました。開会いたします。

④開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)これより本日の会議を開きます。

⑤議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

⑥町長提案趣旨説明

○議長(竹中秀夫君)町長提案趣旨説明。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成21年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたり、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、去る7月29日に秦荘中学校柔道部の部活動中に練習していた村川康嗣さんが倒れ、彦根市民病院で緊急手術を受け、懸命の治療を受けておられましたが、その甲斐なく、8月24日午前2時にお亡くなりになりました。安全であるべき学校でこのような事態になりましたことは、誠に申し訳なく痛恨の極みでございます。村川康嗣さんのご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族の皆さまに謹んで衷心よりお悔やみ申し上げる次第でございます。誠に申し訳ありませんでした。

さて、今般の衆議院総選挙におきまして、多くの国民の期待を背負って民主党による政権交代が行われることとなりました。今、町行政としてマニフェストを改めて確認し、町の事業や予算へのどのような影響が及ぶのか、検証を進めているところであります。特に、愛荘町の悲願であります湖東三山インターチェンジにつきましては、選挙直後、この地区選出の田島一成議員がスマートインターチェンジの計画変更の発言をされ、一挙に不安が地域全体の住民に広がったところであります。

早速、インターチェンジ建設期成同盟の1市4町の首長と連絡を取り合って、急速、田島議員に懇談会を申し入れ、去る4日、彦根市内で湖東三山インターチェンジについて、お考えをお聞きいたしたところであります。

その結果は、マニフェストによる有料道路の無料化が進めば、料金所であるETCが不要となり、現在の道路設計は見直さざるを得ない、その時間はいただきたいということでございました。私たちは、インターチェンジの早期実現と財源確保を強くお願いしてきたところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、愛荘町職員懲戒審査委員の選任につき同意を求めるについて3件でございます。財政健全化判断比率等の報告案件、改正条例議決案件が7件、それから、琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少および規約の変更について、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少

および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について2件、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について2件、彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めることがあります。

次に、予算案でございますが、平成21年度愛荘町一般会計補正予算ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

次に、決算関係でございますが、平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算の承認をいただく案件が8件でございます。

合わせて29案件をご提案させていただいたところでございます。その概要についてご説明を申し上げます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、平成21年12月31日任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

次に、愛荘町職員懲戒審査委員会員の選任につき同意を求めるにつきましての同意案件3件につきましては、愛荘町職員懲戒審査委員会規則に基づき委員を選任にしなければならないので、地方自治法施行規定第17条5項の規定により同意を求めるものでございます。

次に、報告案件につきましては、平成20年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に、改正条例議決案件7件につきましてでございます。

議案第50号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第51号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産・育児一時金に関する経過措置に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第52号愛荘町税条例の一部を改正する条例ならびに議案第53号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第54号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳カード、愛荘タウンカードのさらなる普及を目的として、無料交付期間の延長に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第55号愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の全部を改正する条例ならびに議案第56号愛荘町郷土の偉人館・西澤眞蔵記念館条例の全部を改正する条例につきましては、指定管理者制度導入に伴い、関係条例の全部改正をお願いするものであります。

次に、議案第57号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少および規約の変更につきましては、平成22年1月1日に長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が合併されることに伴い、規約の一部変更をお願いするものでございます。

議案第58号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、ならびに議案第59号および議案第60号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第61号および議案第62号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について、平成22年1月1日に長浜市と湖北6町が合併、平成22年3月21日には近江八幡市と安土町が合併することに伴い、それぞれの規約の一部変更をお願いするものでございます。

次に、議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めるにつきましては、限られた

地政資源を最大限有効に活用して土木サービスを最大にできるという観点から、それぞれの自土性を尊重しつつ、地方分権型・提案型で広域的連携を図ろうというものでございまして、定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市である彦根市と協定を締結しようとするものであります。地方自治法96条2項による議会の議決すべき事件に関する条例の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第64号21年度愛荘町一般会計補正予算ならびに議案第65号平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算の概要でございます。

まず、議案第64号21年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,685万1,000円を追加し、総額を90億3,477万7,000円にお願いするものです。

補正予算の主なものを申し上げます。歳入につきまして、国庫支出金では、障害福祉サービスの報酬改定ならびに利用者の増により障害者自立支援給付費負担金2,465万円の追加、国の経済危機対策として子育て応援特別手当交付金2,895万円および安全安心な学校づくり交付金1,313万円の追加、読書と親しむための環境整備としてブックスタート推進事業委託金137万2,000円の追加など、合わせて6,944万7,000円の国庫支出金の増額となります。

県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付費負担金1,232万5,000円の追加、消費者庁の設立に伴い消費者行政の育成強化を図るため消費者行政活性交付金102万円の追加、介護基盤緊急整備補助金として認知症対応型ディサービスセンターおよび小規模多様型居宅介護施設整備事業に3,625万円の追加、子育て支援環境緊急整備事業費補助金489万6,000円の追加など、合わせて県補助金5,480万2,000円の増額であります。

諸収入につきましては、新型インフルエンザの発生に伴い、米国ウエストベンドおよび栃木県那珂川町への中学生派遣を中止いたしましたことにより、参加者負担金315万円の減額、湖東三山スマートインターチェンジ整備について、単独事業から国庫補助事業になったことから、建設期成同盟会構成団体からの負担金2,727万円の減額であります。

一方、歳出の主なものにつきましては、まず、総務費におきまして、新型インフルエンザ発生に伴いまして、夏休み期間中の予定でありました那珂川町とウエストベント市への中学生派遣を中止いたしましたことによる歳出1,146万1,000円の減額であります。

民生費につきましては、認知症対応型ディサービスセンターおよび小規模対応型居宅介護施設整備補助金3,625万円の追加、介護給付、訓練等の自立支援給付事業に4,930万円の追加、新型インフルエンザ予防対策のため、民間保育所に対する補助など、感染症予防対策事業として県の補助を受け、270万円を追加いたします。また、国において拡充されました子育て応援特別手当事業に2,895万円の追加など、合わせて1億1,813万2,000円の増額であります。

衛生費につきましては、発達支援や集団生活をおくる上で育児不安を解消するため、県の補助を受けまして、親子きずな相談事業184万6,000円の追加、自殺予防対策強化事業17万5,000円の追加。

農林水産事業費につきましては、国の補助を受け、農地有効利用支援整備事業241万3,000円の追加などでございます。

土木費におきましては、湖東三山スマートインターチェンジ整備について、地元負担金3,519万円の減額などでございます。

教育費につきましては、国の経済危機対策により、愛知中学校・秦荘幼稚園に太陽光発電の設置に850万円の追加、本に親しむブックスタート推進事業に138万3,000円の追加、ハーティーセンターで実施する自主事業のうち、3事業を滋賀県文化振興事業団と共に事業といたしますために、101万8,000円の、これは減額となったところであります。

次に、議案第65号国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ228万7,000円を追加

し、総額を14億8,760万7,000円にお願いするものであります。

次に、平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計7会計の歳入歳出決算について、概要をご説明申し上げます。

愛荘町一般会計歳入歳出決算、歳入総額81億5,841万2,695円、歳出総額79億6,684万7,073円、実質収支額1億9,156万5,622円の黒字であります。歳入のうち、町税全体の決算額は30億8,871万円となり、対前年7億7,480万円減で、率にして20.1%増と大幅な減収となったところでございます。

一方、歳出における主な事業につきましては、総務部門では愛荘町にふさわしい町民憲章やシンボルの募集を行い、町の木はもみじ、町の花はさくらをはじめイメージアップマーク・イメージキャラクターを、選考委員会において決定をしていただいたところであります。

また、新幹線沿線に愛荘町の看板の設置や、コンビニエンスストアの収納業務を開始したこと、それで徴収率の向上にも努めてまいったところであります。

ふるさと納税制度により、がんばる愛荘町まちづくり応援基金を新たに創設をいたしました。

住民福祉部門では、介護保険事業計画、障害者福祉計画を策定いたしました。

農林建設部門では、都市計画マスタープランおよび国土利用計画の策定のほか、急傾斜地崩壊対策事業や地積調査事業を拡大してきたところであります。

教育部門におきましては、秦荘西小学校大規模改修事業や合併特例債を財源とした秦荘幼稚園の建設事業ならびに愛知中学校増築事業のための設計委託の事業を行いました。ほかに児童生徒の安全確保のため、通学路における防犯ブザーの設置、町史編さんにおきましては、『秦荘の歴史』の3巻・4巻、『愛知川の歴史』3巻を発行いたしました。

財政状況を表す主な指標を申し上げます。

まず、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、過去3年間の平均で、昨年より0.108ポイント上がって0.771となったところであります。借金であります地方債現在高は、昨年比1億3,917万円減の101億1,531万円であります。町の一般会計積立金は、前年度末に比し、7億5,963万円減の43億2,214万円となったところであります。

次に、特別会計であります、まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算につきまして、歳入1,389万5,204円、歳出1,387万5,435円、実質収支額1万9,769円の黒字。

土地取得造成事業特別会計決算におきまして、歳入総額5,609万1,216円、歳出も同じく5,609万1,216円となって、実質収支は0でございます。

国民健康保険事業特別会計決算におきまして、歳入総額14億8,258万5,088円、歳出総額14億6,557万1,181円、実質収支額1,701万3,907円となったところであります。平成20年度の国保加入状況でございますが、75歳以上の老人保健該当者約1,500人が、後期高齢者医療制度に移行されましたために4,696人となっているところであります。

老人保健事業特別会計決算におきましては、歳入1億5,066万9,711円、歳出1億4,255万8,311円、実質収支額811万1,400円の黒字であります。

医療制度改革によりまして、平成20年4月から高齢者の医療制度は従来の老人保健から高齢者医療に移行いたしましたため、老人保健事業特別会計は平成22年度をもって閉じる予定であります。後期高齢者医療事業特別会計決算は、歳入1億1,928万8,159円、歳出総額1億1,872万5,580円、実質収支額56万2,579円の黒字でございます。平成20年4月から75歳以上の高齢者にかかる医療は、都道府県ごとに設置されました広域連合が運営主体となって、後期高齢者医療制度に移行されました。

下水道事業特別会計決算におきまして、歳入18億2,934万3,273円、歳出18億1,168万3,472円、実質収支額1,765万9,801円の黒字であります。平成20年度末における普及率は、対前年3.4%増の98.4%となり、水洗化率は、対前年

0.7%アップの75.6%となりました。下水道事業におきます起債残高は昨年比1億6,292万円減の120億1,682万円ということで減少方向にございます。

介護保険事業特別会計決算におきまして、歳入9億3,048万3,831円、歳出9億2,149万6,842円、実質収支額898万6,989円の黒字であります。

以上、平成21年9月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)ここで、暑い方は上着を外していただいてけっこうですので、また、申し遅ましたが、今日は手話教室の方が勉強に見えておりますので、ご紹介をさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹中秀夫君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、久保田九右衛門君、9番、森隆一君を指名します。

◎会期の決定

○議長(竹中秀夫君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮ります。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの16日間に決定しました。

◎一般質問

◇西澤久仁雄君

○議長(竹中秀夫君)日程第3一般質問を行います。順次発言を許します。4番、西澤久仁雄議員。西澤君。

[4番西澤久仁雄君登壇]

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず最初に、町所有地に稲が作付けされている件について。町所有地の東部地域公園予定地に稲が作付けされている件について、お伺いいたします。

町民の方々から、「公園予定地に稲が作付けされているのを知っているか」、また、「おかしいのではないか」という多数の問い合わせがあり、現場確認いたしましたところ、約60ha作付けされていましたので、湖東振興局に問い合わせたところ、地方自治体は農地が所有できないとのことでした。

それでは、「その指導はどこがするのか」と尋ねたところ、「町の農業委員会担当者」と聞き、尋ねたところ「管理課がその土地を管理している」との返事でしたが、管理課長はそのこと自体を把握していなかった様子ですので、次の質問をいたします。

1、地方自治体が農地を所有できないのに、誰が稲を作付けしてよいと許可したのか。あとから聞くところによると、もち米を作付けして、年末に施設等に寄附すること、大変立派な心がけで、その気持ちを敬意を表しますが、問題は公園予定地に作付けされたことを問題にしているところで、答弁を求めます。

2、作付けが違法とわかった時点で、青田刈りをなぜ指導しなかったのか。

3、当時、愛知川町時代、この土地を所有するにあたって、全員協議会では、平元町長は「農地法第5条で購入す

る」と何回も説明されておられました。実際は土地収用法で取得したと聞きましたが、説明を求めます。次に、学校給食における食物アレルギー対応給食の取り組みについて。昨年12月17日受付で、愛荘町の公立幼稚園、小・中学校におけるアレルギー個別対応給食に関する要望書が、『ぶくぶくほっぺの会愛荘町アレルギー児を持つ親の会』から、愛荘町議会議長に提出されました件で、3月議会に3人の議員が、6月議会で1人の議員が質問いたしましたが、なかなか思いが通じないのかと思い、再度質問いたします。

また、7月7日付けで教育長・教育次長に再度、親の会より要望書および質問状を出されました。その時、教育長さんから理解のあるお話を伺うことができましたとのことでした。そして、すぐに回答できるもの、時間が経たないと回答できないもの等があることでした。そこで、前向きな回答を求め、お伺いいたします。

新設給食センターの進捗状況について、(1)事業を進める前に、給食センター(アレルギー対応を含む)の理念や事業内容など、情報を住民に公開してください。(2)アレルギー専門の調理室の詳細(対応予定のアレルゲン項目、調理器具、担当職員数、アレルギー専任栄養士・調理員の有無と人数)は。(3)運営について、建設概要(案)には、調理・配達業務については委託化を検討するとあるが、委託化をされるとコスト優先となり、アレルギー対応の安全安心への取り組みが希薄化するのではないか。

次、アレルギー対応食について、(1)現在、食物アレルギーを持つ子どもの実態把握は各園・学校に委ねられているが、愛荘町全体でアレルギー対応給食に取り組むべきではないか。(2)建設概要(案)に「除去食40食予定」とあるが、代替食は。また、今後、アレルギー対応者が40名以上に増加することも予想されるが、その時の対応は。(3)3月議会で学校教育課長は、アレルギー専門の栄養士・調理員の確保は新たに県に要請していく考え方のこと、配置予定は。

次に、アレルギー対応検討委員会の設置について、(1)検討委員会の設置を前向きに考えては。3月議会では、愛知川地区・秦荘地区とも献立内容や栄養バランス等を検討している。メンバーは、学校の給食主任・栄養士・調理員で構成しており、アレルギーを持つ園児・児童・生徒への対応や献立内容も検討しているとの答弁がありました。そこに親の会のメンバーを加えて、検討委員会を設置してほしいとの親の願いです。

次に、食物アレルギーに対する研修について。食物アレルギーに関する研修を考えているのか。

次に、カーブミラーの件について。12月議会で、長野東のカーブミラーの改良は一時的なものかお尋ねいたしましたところ、民地の協力を得て設置した、歩道のスペースを確保し、安全な通行の確保には最善策であるとの答弁でしたが、再質問では、位置が適当でなければ、現場確認をして位置決定をするとの答弁でした。後日、区長と私と課長と係員といろいろと協議して、最善の場所と工法については、工事前に再度協議するとの約束でした。

しかし、8月11日、歩道に縦横400mm、高さ600mmのコンクリートボックスが置かれ、突然工事がされていました。そこで、役場係員を呼び尋ねたところ、別の職員、交通安全担当者が業者と2人で設置場所を決めたとのことでした。そこで、お伺いします。(1)なぜ、このようなことが起きたのか。また、上司が知らなかったのか、お尋ねいたします。(2)12月議会の答弁は何であったのか。先ほども質問しましたが、「歩道のスペースを確保し、安全な通行の確保。最善」というふうに答弁をされておられることにお尋ねいたします。

次に、町長にお伺いいたします。12月議会で、職員のことでお伺いいたしました。(1)町長は、課あるいは職員にどのような教育をしているのか。(2)各課で朝のミーティングをさせているのか。昨日あったこと、本日の予定等。あまりにも職員の緊張感がなさすぎるからです。町長が多忙であるならば、方法はあるはずです。お答えをよろしくお願ひいたしますと、私の質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)西澤議員のご質問のうち、カーブミラーの件につきましての連携協議についてお答えをいたします。

長野東のカーブミラー設置について、町と地元関係者や施工業者との連絡調整が十分でなく、ご迷惑をおかけした点につきましては、お詫びを申し上げたいと思います。

町長と庁内各課職員との連携につきましては、平素から『報連相』つまり報告・連絡・相談に心がけるよう指導をいたしておりますが、時には、「そんな大事なことは言うといてくれんとあかんがな」と、課長に申し上げることもあります。

また、この関係は、主監や課長とそれぞれの部下職員との連携も同じことでありますと、「報連相」は組織で仕事を進めるための最も大事なルールと心得ているところであります。上司から部下への伝達も同様に緻密でなくてはなりませんが、ご指摘の毎朝のミーティングは、どの職場におきましても励行を満たしております。今後とも、定期的に開催いたしております課長会議等を通じまして、さらに連携の重要さを指導徹底してまいりたいと考えております。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)町有地における作付けについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。川久保地先の町有地につきましては、都市計画事業の実施までの期間については、農地のままで、適正な管理を行うことになってございます。そのため、今年度から地域の環境保全団体に管理委託をいたしております。

管理の一環として、町有地の一部にもち米を作付けされておりますが、このもち米はすべて公でのイベントに提供され、収益を上げる作付けではなく、また、そのように委託契約を締結いたしているところでございます。

このことにつきましては、県農政課へ問い合わせをさせていただいた結果、適正な管理を行うために植物の栽培をすることに関しては問題がなく、また、水稻等の営利目的で栽培をしないならば、適正管理の範囲内でというようなことで確認をいたしているところでございます。このようなことから、町長とも協議のうえ、私において許可をさせていただいたところでございます。

旧愛知川町の全員協議会で、当時、町長が農地法第5条の話をいたしましたが、買収価格の説明で例え話として、農地法第5条のように所有権移転を伴う転用の場合と同様に、第3条によるところより買収価格は高くなるというようなことで、例え話をされたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

[建設課長藤田由起雄君登壇]

○建設課長(藤田由起雄君)長野東におけるカーブミラー設置の件に関するご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、最善の場所、工法については、再度工事前に協議させていただくとの約束でございました。

しかしながら、約束させていただいた私なり係員と、交通安全施設の担当者との間で連絡が的確に伝わっていなかったために、担当者と交通安全施設の業者との間で現場確認が行われ、位置決めが行われました。結果的に事前協議を怠ったことにつきまして、深くお詫びを申し上げたいと思います。今後は、課員一同、さらに連絡を密にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、最終的な設置場所につきましては、事後にになりましたが、区長・議員・土地所有者に立会をしていただきまして、了解をしていただきましたので、議員にとっては不本意とは存じますが、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)西澤議員のご質問にお答えいたします。

新給食センターの進捗状況でございますけれども、その中で、給食センターの基本理念につきましては、先の3月議会の久保田議員のご質問に答弁させていただきましたとおり、平成19年8月に学校給食のあり方検討委員会より、「効率的な投資、効率的な運営、高度な安全安心性の確保、食育の全町的な推進を重視して、町内幼稚園・小学校・中学校を統一したセンター方式による給食センターの建設が望ましく、また、全町的に完全給食を実施するもので、野菜や米も地産地消を推進し、愛荘町として特色ある学校給食の実施を目指すものである」との提言を受け、センター方式による給食センターの建設に向けて、現在、用地の造成設計業務を実施しておりますし、建物の設計業務につきましては、その準備を進めている状況であります。

また、この提言については、インターネットでも公開をさせていただいております。

次に、アレルギー専門調理室の整備でございますけれども、現在、施設の概略設計の段階であり、詳細な項目についてはこれから段階でありますけれども、現在のところ、アレルゲン別対応マニュアルの整備や、調理については栄養士および調理員がローリング方式により対応する方法などを考えており、新たな専門の栄養士および調理員を確保する予定はありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ただ、アレルギー専用調理室におきまして、調理器具や食缶類も個別のものとして混同しないように対応し、この調理・配達業務の委託化につきましても、現在、検討中ではありますけれども、調理・配達業務を委託しても児童・生徒に安全安心な給食を提供することは当然なことであり、アレルギー対応食については、命に関わる重要な任務として指示することと予定をしております。

次に、食物アレルギー対応食についてでございますけれども、現在の食物アレルギー対応児童・生徒数でございますけれども、先の議会でも報告をさせていただきましたように、愛知川学区で20名います。その内訳は、愛知川幼稚園4名、愛知川小学校5名、愛知川東小学校9名、愛知中学校2名。また、秦荘学区では2名で、内訳は秦荘東小学校1名、秦荘西小学校1名となっております。

アレルゲンの内容別といたしましては、卵・牛乳・魚・甲殻類・軟体類・貝・ソラガ・ピーナッツ・ゴマ・タケノコなどとなっております。現在、調理につきましては、愛知川学区・秦荘学区別々に調理を実施していますけれども、建築後は1つの給食センターとなることから、町全体でアレルギー対応給食を実施していくかなければならないと考えております。次に、調理予定数でございますけれども、40食程度を予定しております。現在、食物アレルギー対象児童・生徒数は町内で22名ですが、その多くは医師の診断により食物アレルギー症と診断されていない児童が多く、いわゆる好き嫌いの部類に入る児童もいます。特に、低学年では身体も小さく抵抗力もないことから、アレルギー症状を起こす率が高いと言われております。

このように、新給食センターでは、今までの方針に則って、できるだけみんなと同じ給食が食べられるよう配慮したいと考えていますが、どうしても食べられない子どもに対しては、代替食の検討も考えております。

次に、アレルギー専門の栄養士や調理員の配置ですが、先ほども述べましたように、栄養士および調理員がローリングにより対応する方法などを考えており、新たに専門の栄養士および調理員を確保する予定はありませんが、特に専門的な知識を有する栄養教諭の配置につきましては、新給食センターの稼動年度当初から配置していただくよう、現時点から県に対し強く要請していくこととしております。

食物アレルギー対応検討委員会の設置についてでございますけれども、3月議会の答弁でご回答申し上げているおり、アレルギー検討会議についてですが、現在、月1回、愛知川学区および秦荘学区におきまして、それぞれの献立内容や栄養バランスなどについて検討をしております。

についても検討しておりますし、保護者に対して食材の添加物等を事前にお知らせするなどしておりますので、新たに検討会議を設けることは考えておりません。

しかし、アレルゲン別に保護者を献立検討委員会メンバーとして検討していただくことについては、困難が予想されることから、献立検討委員会前には、アレルギーを持つ児童・生徒の保護者の方とも協議の場を持つ方向で検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、アレルギー別の対応マニュアルにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、先進的な取り組みをさせている施設等に準じ、作成するように考えております。

食物アレルギーに対する研修についてでございますけれども、新給食センターでは、2階に研修室や調理実習室、見学通路等を計画しております。この研修室では当然、食育を中心とした食物アレルギーに対する研修も含めての食育研修の場と考えております。具体的には、児童・生徒の研修や、広く市民の皆さんのが給食センターを見学され活用していただける給食センターにしていきたいと考えておりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。以上、答弁とします。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。再質問を行います。

まず最初に、結局、稻作を作ってもいいか、それを県に尋ねたということでございました。私も湖東振興局に7月13日、西澤議員共々お伺いに寄せていただきました。その時に立ち会っていただいたのが、湖東振興局農業普及課宮崎課長補佐、面田主幹、お2人に意見を聞きました。そうしたら、「地方自治体は農地が持てないと、はっきりとおっしゃいましたが、だいぶん食い違うように思いますが、どういうことでございますか。

私は、これをもって、7月21日に農業委員会担当の田中君でしたか、ちょっと名前を忘れましたけれども、問い合わせてもらいました。そうしたら、「管理課が管理しているので」ということで、管理課長は全然わからんので、もうここで言いますけれども、細江主監を呼びに行かれたということでございます。私も、湖東振興局に行って確信を取って質問をしているのです。これでは納得できません。

それから、給食に関連いたしまして、一番肝心なのは3番目の検討委員会の設置についての中で、検討委員会を設置してほしい、親も1名は入れていただきたいという要望で、何回も何回も、これは皆さんが質問されておられます。今ちょっと前向きな、協議の場をつくるとか何とか、ご答弁がありました。けれども、素直に、その検討委員会の中に親の代表者を入れられないのか。検討の余地がないのか、なぜできないのか、その辺の返事をひとつお願ひしたいと思います。

そして、カーブミラーの件につきましては、まあまあ、もう仕方なく、まあ了解というような形ですけれども、現状を見ますときに、あれでは歩道にコンクリートブロックがあると。あれを最初にどけて、指摘されて、中へ、民地に入れられた。そして、またもう一度、歩道に戻した。これは何のためにあれをやったのか、ちょっと住民の皆さんのご理解が得られにくい。私はもう仕方なく、そういうふうに答弁していますけれども、せっかく歩道に、前はもう少し長かったのですけれども、それが邪魔になるから除けなさいというご指摘があって、そこへ移されたのと違いますのか。それでもう一度、歩道にコンクリートブロックみたいな形で、先ほど言いました400mm・600mmという形を置かれて、前と変わりがないでしょう。その辺の考えは。私は、まあ理解してと思って努力していますけれども、住民の皆さんにはご理解が得られないということは確かですので、それでまた、ご指摘なさった方々も「町は何をしておるのか」というようなご指摘ですので、その辺は十分踏まえていただきたい。以上、一応答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この前、西澤議員ともお話をさせていただきました。非常に、あの土地につきましては、合併当時も非常に問題にな

りまして、住民の方々から非常に注目をしていただいているなというふうには感じているところでございます。そういう中で、西澤議員の方からいろいろとご質問をいただいております。今も、県の方で尋ねられて、農地は持っていないと。これにつきましては、地方公共団体については、何の目的もなしに農地は持てないということについては、当然周知しているところでございます。目的もなしに農地を買収したということではございませんので、ただ、先ほども申し上げましたように、適法の範囲内で十分な維持管理をしているというところで、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

ただ、注目をしていただいているので、あそこを通っていただいて、「あ、あんな所に稻が作付けしてあるな」というようなことで、心配をしていただいている、また、誤解を招いたというようなところがあるかなというふうに思っておりますけれども、これは地域の団体で、本当に善意をもって公のイベントに提供したいというような申し出もございました。そういうような範囲の中で許可をさせていただいたところでございます。そういうことで、西澤議員からも、心配をしていただいている住民の方々に、ぜひともご理解いただくようにご説明をしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)長野東の、今議員ご質問のカーブミラーにつきましては、T字路につけたカーブミラーということで、いわゆるT字路でございますので、三方からベストの角度にミラーが付けられるというようなところで、業者等といろいろ協議させていただいた結果、やはり、T字路の場合はTの一番上で突き当たる部分のど真ん中に付けるのがベストであると、それと、できるだけ歩道についてあったものを一旦民地へ移して、また歩道に戻したわけでございますけれども、民地からだと、どうしても柱がカーブになったり、あるいは柱は直であっても、かなり腕を出してのミラーの設置ということになりますので、最初歩道から民地へ移設したこととの整合性は何だったのかということでございますけれども、今の時点で一番ベストのところに付けさせていただいたということで、それなりのご了解をいただきたいと、このように思います。よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)給食の検討委員会の中に親の代表をということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、アレルギーを起こす物質につきましては、相当多くの品目がございます。

そういう中で、代表の方をということ自体が難しいというふうなことで、献立前にご相談をというふうなことをご答弁させていただいたんですけども、今後、代表の方にも入っていただけるような場を設けることで検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。再々質問として要望も入ります。

まず、最後の給食センター検討委員会、一応、今、少し前向きなお言葉をいただいたというふうに理解をしますので、また親の会さん等とも私も一緒にしゃべらせていただき、また教育委員会の方におじやますることもまたあろうかと思いますけれども、その節には一応前向きなご回答をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、カーブミラーの件につきましては、いろいろと言いましたように、私ではなくして、住民さんがそういうようなお考えをお持ちということですので、そこは役場はしっかりと、今後もしそういう行為をされるならば、やはり、町民さん、住民さんにご理解をいただき、便利のよいようにしていただくのが本位かと思いますので、今後は十分な気をつけた工事をしていただきたいと、これは要望でございます。

それから、先ほどの細江主監の話でございますけれども、なかなか住民さんはご納得がいただけないというような、もう前もって、因縁の土地とか、いろいろな方がおられますので、これは皆さん、「農地ではない、都市計画法に基づいて」ということはご存知ない方もおられます。それで、「あそこは公園用地やないかい」という先入観がほとんどの

これまでのところござります。

それで、こういうことを許可したことは、町の歴史に残る汚点と言わざるを得ない。今後は十分な注意をして、許可なり何なりも検討もしていただきたい、それを申し上げて質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)要望ですね。わかりました。

◇本田秀樹君

○議長(竹中秀夫君)次に、6番、本田秀樹議員。本田君。

[6番本田秀樹君登壇]

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。一般質問を行います。

今回は1問の質問ですので、理解のできる答弁をお願いしたいと、このように思っております。次期町長選挙に向けて、現在の町長の心境についてお伺いいたします。

平成18年3月に行われた愛荘町長選挙において、「今こそ改革の時」をキャッチフレーズに、数々の政策をマニフェストにあげ、多くの支持をされ、見事初当選されました。マニフェストに基づくまちづくりのハード部分を主体とした政策に取り組みをされてこられました。

町長就任以来、これまでの3年6ヶ月における政治姿勢を拝見しますと、まちづくりの基本姿勢で述べられていますように、「安心安全まちづくり」という言葉に象徴される姿勢を貫かれ、町長に就任するや、すぐに住民参加の100人委員会や指定管理者制度や町長談話室を立ち上げるなど、町民の皆さんと正面に向かい合い、町民の皆さんとの声を傾け、リーダーシップを発揮されてきました。

これから村西町長が描かれる「住んでみたい、住んでよかったです愛荘町」の姿、安全・安心の上に立った行政手法が大切だと考えます。行政は継続します。継続は、世代間の公平なくしては成立しません。堅実で安定した財政運営が確保されない限り、行政における世代間の公平は約束されません。限りある財源を最大限に有効に使うことが、リーダーの行政手腕に求められることになります。地方分権が進展する中、市町村の自立性や、これに伴う責任の重さがこれからますます増大し、行政運営が難しくなり、新たな対応が求められることになります。

そこで、総括としてやってこられた政策を自分なりに評価した場合、どのようにとらえておられるのかお伺いいたします。2期目の町政を担当する意思があれば、その決意の一端をお示しいただきたいと思います。以上で、一般質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問の「次期町長選に向けて」についてのお答えをさせていただきます。

合併いたしました愛荘町の初代町長に就任させていただきまして、早くも3年半が経ちました。合併後、一日も早く、元気で一体的なまちづくりを目指し、山積する課題に無我夢中で取り組んできた毎日でございました。この間、自助・共助・公助の精神で、まちづくりに多大のご理解、ご協力、ご支援をいただきました住民の皆さん、および議会議員の皆さん、また、日夜ご苦労いただきました職員の皆さんに、改めて心から感謝申し上げ、熱く御礼申し上げるところでございます。本当にありがとうございました。

さて、これまでの私の愛荘町まちづくりの基本姿勢を振り返ってみると、まずは、合併後の新しいまち、元気な愛荘町に生まれ変わることだったと思っております。そのため、住民の皆さんのが主役で参画いただける協働のまちづくりを目指すことになりました。100人委員会をはじめ各種委員会・審議会には、公募の委員を入っていただくことを徹底してまいりました。また、情報発信を充実させ、積極的にアピールしていくことで、町の運営に対する理解度を高めています。

NPOや自主的なまちづくりグループへの支援も進めてきました。また、この4年間は合併の効果を最大に引き出すための期間でもございました。無駄を省き、組織・人員のスリム化や外部委託、指定管理の推進、また入札制度の改革、さらに旧町のよいところを生かした地縁団体の設立、自主防災組織の広がりも、合併の効果でございました。さらに、ハード・ソフト面におきましては、合併特例債などを活用し、小中学校や幼稚園の整備、また、特別養護老人ホームや保育所、地域密着型など福祉施設への支援も進めてまいりました。子育ちのまちを目指し、出産・医療費補助の拡充を行うとともに、子育て支援センターの設置も軌道に乗ってまいりました。

安全安心のまちづくりとして、通学歩道などの交通安全施設の設置を進め、環境対策では、下水道整備ほぼ完了をいたしました。また、ごみ収集回数や分類の拡大などにも取り組みをいたしました。農業支援として、農業機械更新時の補助を継続・拡充もいたしたところでございます。

長々と並べ立て恐縮でございますけれども、一方では、行財政改革の取り組みとして、国保税や使用料、公共料金の適正化、諸団体への助成金の見直しなど、住民の皆さんへの負担も余儀なくされ、この面では私も心を痛めましたが、住民の皆さんのご協力に対し、感謝をいたしているところでございます。

さて、これから町政課題であります、今までの3年半は、住民の皆さんとともに、新生愛荘町の計画づくりにまい進してきた時期でもございました。総合計画をはじめとして、地域福祉計画、次世代育成行動計画、障害福祉計画、環境基本計画、都市マスタープラン、地球温暖化防止行動計画などの、町の将来計画の骨格を形づくって来ました。

次なる取り組みは、これらの計画を軌道に乗せ、いよいよ「このまちに住んでよかった、ここで住み続けたい」と思っていただけの夢の実現に向かってチャレンジする第2ステージに入る時期でございます。

私の現在の心境ですが、皆さんとともにつくってきたこれらの計画を力強く取り組んでいかなければならぬと、その責任を強く感じているところでございます。中でも、これまで町の命運をかけて取り組んでまいりました30年来の悲願、湖東三山インターチェンジがようやく着工の運びとなった今、その喜びもつかの間、先般の総選挙によって政権交代が行われ、民主党政権のマニフェストにより計画変更が言われる中、インターチェンジの早期実現に大きな不安も増大をいたしているところでございます。まったくもって予期しなかった事態でございますが、このままでは引き下がれない思いでいっぱいであります。

このような状況下、ますます使命感と責任感を強くいたしておりますし、まだまだ気力・体力は旺盛であります。今後、住民の皆さんに対する評価を真摯に拝聴させていただく中、関係者のご意見を聞いて、早期に決断してまいりたいと考えております。何とぞ、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

休憩午前10時13分

再開午前10時32分

◇瀧すみ江君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。13番、瀧すみ江議員。瀧君。

(13番瀧すみ江君登壇)

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずははじめに、体育施設の使用料について、質問します。

私たち日本共産党議員団は、繰り返し質問に取り上げてきましたが、それほど数々の問題が町民の声として出てい
スルトモードアオ 全回中アキナ門頭占ナ 行政が設立ナ・改組相手のアントアオ 青少年の育成キナ短カト一頭わス用

アーバン化してしまった。この山へじかに山林地帯が残る、それがアーバン化の特徴です。また、アーバン化が進むにつれて山林地帯なのに、使用料が免除されるところと、半額負担になるところがあるという矛盾で、当事者の理解は全く得られていません。

1点目に、どのようなメンバーで協議されたのか。また、どのような根拠を持って、その線引きを決めたのかについて、答弁を求めます。今までに一般質問などで指摘した問題は、結局は町民に負担を押し付ける方向に行政が転換してきたことによるものであり、町民サービスを仕事とする行政にあるまじき姿勢です。この姿勢を根本的に正すために、2点目に、町民に対しての体育施設の使用料を撤廃することを求めるが、答弁をお願いします。

次に、新給食センター建設と、その周辺整備について質問します。新給食センターについては、6月議会で議員各位からさまざまな提案がされています。議員には6月議会前後に概要的な書類が1回配られ、7月31日にプロポーザルの業者を選定するという報告はありました。具体的にどこに決まったかも報告がありませんでしたが、一昨日行われた全員協議会の席上、報告をしていただきました。先ほど、西澤議員の質問でも答弁されていますが、追加する点があれば、現在の給食センター建設における進捗状況について、答弁をお願いします。

7月2日に議会で国会に伺い、文部科学省の方に食育についての研修を受けました。給食は、食事を提供するだけにとどまらない食育の授業であることや、食育を実践するために食育の専門家である栄養教諭の配置が求められていることなどを学びました。6月議会での答弁のとおり、教育委員会は、新給食センターは食育重視の施設にしていくという認識をお持ちなので、その認識も直営してこそ実践することができます。先ほどの西澤議員の質問答弁と重なる部分もありますが、新給食センターの運営は、直営を基本にすること、栄養教諭を配置することの2点を求めるが、答弁をお願いします。

給食センターの建設予定地は、川久保地先の東部公園用地の東部開発道路から西側です。7月27日の議員全員協議会の席上、給食センター建設予定地の0.8haの都市公園の網を、秦荘スポーツセンターに移して土地公園の網を外すという報告がありました。旧愛知川町のとき、都市公園の網は緑の基本計画をつくらなければ外せないので、簡単に外れるものではないと行政から説明を受けてきたのは、いったい何だったのかと感じました。

また、そのほかの部分、3.4haは都市公園としてそのまま使い、西側の給食センター建設予定地の隣にテニスコート2面とグランドゴルフ場、東側にはアーチェリー場を含む多目的グラウンドと芝生広場をつくるという図面が急に配されました。説明を受け、公園として狭ではないのかなどの意見も出されましたが、行政は決まったことを説明し、議員が事後承諾するに過ぎない状況であったと感じました。

この東部公園用地については、町民の望む利活用をするという前提があったはずです。町民にこの計画を公開し、意見収集を行うのが筋と考えます。以上のことから、町民への公開とその意見収集をどのようにしていくのかについて、答弁を求めます。

最後に、町営住宅前の横断歩道の設置について質問します。これについては、以前にも一般質問で取り上げましたが、実現していないので再度質問します。町営住宅には、子ども・障がい者・高齢者などの方々が多くお住まいです。歩いて外出する際、目の前の東部開発道路には、住宅側には歩道が続いているので、どうしても道路を渡って向こう側の歩道を利用しなくてはなりません。

東部開発道路は交通量も多く、今の状態では大変危険です。事故があつてからでは遅いのです。行政におかれましては、公安委員会に申請しているとのお話を聞きますが、町営住宅前に横断歩道を設置するよう、引き続き公安委員会に交渉を強化していただくことを求めますが、答弁をお願いしまして、終わらせさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

[農林建設主監西澤文博君登壇]

○農林建設主監(西澤文博君)瀧議員のご質問のうち、東部地域公園用地の活用について、私の方から答弁させて

いただきます。

今年度からいよいよ一部着手する運びとなっております給食センター用地につきましては、その立地性から、川久保地先の東部地域公園用地内で確保することが望ましいとの要請を受けまして、都市公園区域の一部除外について、4月以降、県との事前協議を進めてきたところでありまして、8月4日には町の都市計画審議会から「原案で異議なし」との答申を受けまして、8月11日には県知事の同意を経まして、都市計画法に基づく都市公園の一部除外変更手続きはすべて完了したところでございます。

今後の公園用地3.4haの用途につきましては、愛荘町総合計画および愛荘町都市計画マスタープラン等に則り、公園としての縁地空間や災害時における緊急避難場所といったしまして、都市公園施設には限定されますけれども、親しみのある施設を計画してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)町営住宅前の横断歩道の設置について、お答えさせていただきます。

町営住宅前の横断歩道の設置に関するご質問についてですが、平成19年12月の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、現在、町道東部開発線西側におきましては、町営住宅前のみ歩道が整備されております。しかしながら、ほかについての整備計画もあるわけでございますが、現在のところ未整備でございまして、横断歩道を設置しても歩行者等のたまりの場所がなく、待機するにあたっては非常に危険と思われます。

町いたしましても、現状の危険性は十分に認識しておりますので、一日も早く歩道整備を図っていきたいと、このように思いますので、ご理解くださるようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

(教育次長辻孝志君登壇)

○教育次長(辻孝志君)瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず、新給食センター建設の進捗状況でありますけれども、去る7月31日に厨房メーカー4社によるプロポーザルを実施させていただき、内容を精査し、8月24日に株式会社中西製作所に採用決定通知をいたしました。現在、開発行為にかかる事前審査資料を作成中であります。

今後のスケジュールといったましては、本年10月中旬以降に建築工事の設計業務を発注、12月議会で用地造成工事費の予算補正をお認めいただきましたら、平成22年1月以降に用地造成工事に着手、平成22年6月末の完了予定として進め、造成工事完了後、建築工事に着手し、平成23年9月からの稼動を目指して事務を進めてまいりたいと思っております。

次に、運営については直営とのご質問でありますが、去る6月議会でも答弁させていただいておりますとおり、調理と配達、献立の内容や施設にかかる運営、アレルギー食の調理についても委託化を検討中でありますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

次に、栄養教諭を配置することについてでありますけれども、先ほど西澤議員のご質問に答弁いたしましたとおり、町費で設置する職員でなく県費で対応していただく職員となりますことから、栄養教諭の配置をしていただけるよう、現時点から県に対し強く要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

(生涯学習課長林吉次君登壇)

○生涯学習課長(林吉次君)体育施設使用料減免規定策定のメンバー、その根拠ならびに使用料徴収の撤廃について、お答えいたします。

町体育施設の使用料について、本年3月までは、住民および町内在勤の方は無料であります。本来、施設使用料は、施設の維持や運営にかかる経費の一部を利用される方に負担していただいているものであります、これらの経費のすべてを使用料で賄うことは不可能であり、経費の大半は町税等が使われております。このため、町体育施設の使用料等については、受益者負担の原則と公平性の確保のため、議員皆さま方のご理解をいただき、本年4月から有料にさせていただいているところであります。

そのような中、愛荘町体育施設条例第10条および愛荘町体育施設の管理運営に関する規則第3条に基づく使用料の減免の対象等については、町政策調整会議で協議し、決定させていただいております。

また、使用料徴収規定の撤廃についてであります、本年6月議会で、辰己議員のご質問にお答えをさせていただいたとおりでございます。以上、ご理解をいただきますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再質問を行います。

まず、体育施設の使用料について、今答弁いただいたわけですが、課長自らもご存知のとおり、今回出てきた問題点というものは、愛知川地域の学童保育所に関して、夏休みに起った出来事です。

これについては、私は生涯学習課長とは直談判していますので、それで課長は、その経過は詳しくご存知です。もちろん、昨年までは使用料は、今答弁のように、発生していません。今年の3月に減免規定ができましたが、当事者には何の連絡もなく、学童保育所がある同じ敷地内の小学校の体育館を夏休みに使用する申し込みをしてから初めて、半額の使用料がかかることが当事者に知らされました。

交渉の結果、今年は周知徹底ができるなかったので、今年については使用料を免除するということになりましたが、来年からは使用料を半額いただきたいとのことでした。

愛荘町体育施設条例および施設に基づく使用料等に関する内規によると、子どもに関するものは、愛荘町内の学校または町内の幼稚園もしくは保育所が行事に使用する場合、愛荘町スポーツ少年団が団事業に使用する場合は、免除にされるとされています。なぜ、子育て支援の目的の学童保育所が免除の対象から外れるのか、当事者が納得できないのは当然です。

よく考えていただきたいのです。愛知川地区の学童保育は2施設とも人数も増え、1施設40人～50人規模になっています。夏休みで10時間くらいの保育を、夏休み・冬休み・春休みの盆・暮れ・正月を除く平日は、毎日朝から晩まで、長い子どもで10時間くらいの保育を行っているわけです。その長い時間、多くの子どもたちを部屋に閉じ込めておくわけにはいきません。当然、隣にある体育館やグランドを使用して保育することが何回もあります。指定管理者が管理している施設ではなく、町が管理している学校のことです。

そもそも小学校の敷地内で学童保育施設をつくったのは、子どもの安全を考えてことです。安全に遊べる同じ敷地内の体育館やグランドに使用料をとるということは、子どもたちが気軽に遊べる場所を奪うということです。以上、このような学童保育の状況を把握していただいているのかについて、答弁をお願いします。

そして、先ほど答弁では、減免規定を話し合ったメンバーは町政策調整会議でとおっしゃいましたけれども、その線引きをどのようにされたかについては答弁をいただいておりません。これについて、根拠があるのかないのかということを知りたいと思いますので、この線引きの根拠について、再度答弁を求めます。

そして、私は子育て支援や青少年育成の団体である学童保育が、学校・保育所・スポーツ少年団に対する対応と違うということは、整合性がないと考えているのです。これらの団体と同じように、来年度以降も、今年については免除にされましたので、学童保育も免除にしていただくことをこの場で求めますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

次に、給食センターとその周辺整備について、再質問します。まず、給食センターを委託にすることについてです。行政は、食育および地産地消の一層の推進が図れる施設とする、また、調理および配達業務については委託化を検討すると、今答弁していただいたと同じことを、(仮称)愛荘町学校給食センター建設概要の中に書いておられます。請負には、業者の労働環境を守る観点から、現場で独立性を保つことが原則となる、契約文書でなく実態で判断されるとの要件があります。

湖南市では、調理業務だけを任し、献立や食材は栄養士が指示する方式を採用しましたが、県や市職員の栄養士が日々指示するのは独立性を脅かすので、偽装請負に当たることが判明し、滋賀労働局からも指摘され、導入を見送っています。食育および地産地消の一層の推進が図れる施設にするためには、食材の準備や調理の細かいところまで栄養士さんが調理員の方々と打ち合わせなどをして、連携を取っていかなくてはならないのは当然のことです。

つまり、調理を委託するということは、栄養士さんががんばればがんばるほど、どうしても偽装請負になってしまいます。偽装請負にならないようにしようと思えば、業者お任せになり、行政の言う食育および地産地消の一層の推進が図れる施設など絵に書いた餅になるし、血の通う教育にもなり得ません。委託すれば、こんな矛盾も生まれてくるんです。

今、効率化を優先するのか、行政が言われる食育および地産地消の一層の推進が図れる給食センター建設を優先するのかの選択が問われていると思います。ましてや、秦荘地域の小学校は現在自校方式なのに、もし委託していくならば、給食の教育内容が悪くなることは明白です。

以上、1点目に、先ほど申し上げましたような偽装請負の内容を既に把握されているのか。2点目に、調理業務の委託はしないで直営で行なうことを求めますが、この2点について答弁をお願いします。

本当に、先ほども議員の質問ありましたように、アレルギーの対応食、このようなものは、本当に神経を細かく持って、きめ細かな対応をしていかなければならないのに、それについても委託化を検討中と、このような答弁をいただきましたので、この理念と裏腹の運営方式を考えておられるということに私は怒りを感じております。

次に、給食センターとその周辺整備の対象地について、再質問をさせていただきます。私がお聞きしたいのは、先ほどの答弁ではされなかったんですけども、この土地の7月27日に全員協議会で出された計画について、町民にどのような公開をしていくのか。そして、それについての意見を徴収していくべきではないのか。このようなことを質問内容として出しているわけですけれども、その答弁をされませんでした。ですので、その答弁を再度求めます。

先ほどの西澤議員の答弁でも、総務主監自ら、この土地については町民も注目をしているというお話をございました。ですから、この土地は合併前に、旧愛知川町で都市公園建設の凍結を求める住民運動が起き、4,382筆の署名を添えた請願が町議会に提出されて以後、さまざまな経過があり、結果的には4.2haの土地だけを購入され、その活用については合併後に棚上げされたという土地。ですから、給食センターに建設予定地の周辺の公園をつくる計画については、町民が納得できるよう、説明責任を果たしていただきたいと私は思うわけです。

これについて、先ほどの求めた答弁と併せて答弁をお願いします。今の状況では、議会も町民も飛び越えて、行政が一人歩きしているのではないかと思います。このような行政の姿勢は好ましくないと考えます。今の計画からの変更を求める町民の声が多く出た場合、この計画が変更できるのかどうか、これについても答弁をお願いします。

最後に、町営住宅前の横断歩道の設置について、再質問します。答弁では、横断歩道を設置しても溜まり場がない、ですから一日も早く歩道整備をしていきたいと申されました。

しかし、これはもう明日を争う緊急の課題だと思っております。溜まり場がないと申しましても、そんなにかたまって渡るわけではないんです。1人の方が渡るのに困っておられる、このような状況です。かたまって渡る、このようなことはほとんどないと思われます。住宅にお住まいの方で、老人性疾患の後遺症があって、早く歩けない方、そして電動

車イスで外出する方も住宅の中におられるわけです。老人性疾患の後遺症があって、早く歩けない方の声を紹介したいと思います。「前の道路を渡るのはとても恐い。クラクションを鳴らされるだけでも足がすくんでしまう。車がまだ遠くにいるからよいと思って渡ると、渡り終わらないうちに近くまで来てしまって、本当に大変だと、このようなことを言われているわけです。

そして、住宅への入口に隣接している縁石ですが、住宅側は開いていて通れるようになっていますが、そのちょうど真向かいの向こう側は縁石があって開いておりません。ですから、どうしても斜めに渡るとか、それでも横断歩道がない状態でも渡れる状態になっていないと思います。ですから、健常の方が渡るのとは、やはり老人の方、障がい者の方、そのような方は条件が違うわけですから、その場所で車に止まつていただいて渡れる、このような環境をつくらないことには、本当に事故があってからでは遅いと思います。

ですから、一日も早く歩道整備、それはしていただきたいですけれども、一日も早くなんて歩道整備ができるわけないです。これは何年か、早くても何ヵ月かかる、このような問題だと思います。ですから、この安全対策を取り急いでいただきますことを、再度求めまして、再質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)先ほどの湖南市の例につきましては、再度私の方でも確認をさせていただきたいと思いますけれども、先の西澤議員の質問にもお答えをさせていただきましたとおり、調理・配達業務の委託化について検討中であるというふうに答弁をさせていただきました。

ただ、調理・配達業務を委託いたしましても、児童・生徒に安全安心な給食を提供することは当然のことではありますので、また、アレルギー対応食については、命に関わる重要な任務というふうなことで指示をさせていただきたいというふうに答弁をさせていただいたところです。ご理解をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)瀧議員の再質問にお答えいたします。

まずは住民への公開がどうだったのかという、変更案についてのご質問でございましたけれども、答弁に漏れておりましたけれども、7月17日から7月31日までの15日間、法に則りまして縦覧公告をいたしましたし、意見を募ったところでございますけれども、意見はありませんでした。ご報告申し上げます。

それから、その後に8月4日に都市計画審議会、それから、県との同意申請を経ておりまして、最終的な縦覧告示、変更案の縦覧告示をまた再度やっておりますので、住民への公開は法的に基づいてやっております。

それから、計画が今後変更できるのかというご質問でございますけれども、前回のベースがございますので、それに基づきまして、今回それをベースに、今回の残地でどのようにはめ込むのかということで検討いたしましてお示ししました構想図を作成させていただいたものでございます。

今後でございますけれども、具体化につきましては、機能的にはお示ししました構想図のメニューを基本としながらも、それぞれの位置とか配置的なもの、それから規模について修正が可能との県との協議も済んでおりますので、あくまで都市計画施設に限定されていますけれども、修正は可能という確認を得ておりますので、答弁とさせていただきます。

なお、給食センターにつきましても、あくまで公園用地の中ということで、公園用地の一部、違和感のない施設となるように、設計コンセプトの中にも重要な項目として入れるようにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)町営住宅前の横断歩道の設置についてでございますけれども、今、議員から町営住宅の方の悲痛な叫び等についてお聞かせ願ったわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、現状の

北門性にこなましいよ松くセソカモトガルニ認識をししむりよタハ、公女委員会の意見にこなましも、尤ほく松か中し上げました町の考え方と同じように、基本といたしまして横断歩道設置には条件整備ということで、両側歩道が必要ということの意見でございますけれども、今のお話等もお聞かせ願ったうえで、今後も引き続き、とりあえず横断歩道の設置についての要望を公安委員会の方にもしていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)3つにつきまして、再質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目、学童保育の実情等につきまして把握しているかということでございますが、部分的に教育委員会の方も関わさせていただいておりまして、部分的には把握はしている状況でございますが、全般につきましてはわからないというところでございまして、今後、社会福祉課等の関係課と調整・協議をいたしていただきたいという具合に思っております。

2つ目の線引きの根拠ということでございますが、先ほどお答えさせていただきましたように、政策調整会議で庁内関係課に関連します各種団体等の具体的な団体をあげさせていただきまして、その中で決定をさせていただいたというところでございます。

3つ目の、今ここで免除の回答をということでございますが、このことにつきましては、やはり内部での協議を要しますので、ここでの答弁はお控えをさせていただきたいと存じます。以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再々質問を行います。

給食センターの直営の話ですけれども、委託化を今検討中ということですから、まだ決まったわけではないので、やはりこれは直営ということで、いろいろなさまざまな面から考えても、やはり直営に越したことはありません。本当に秦荘の小学校の給食がどのように変化していくのかとか、アレルギー食、食育の関係いろいろなことを考えても、直営に越したことはありません。それはもう本当に訴えておきます。検討中なんですから、直営にしていただくこと、そのようなことを訴えておりますので、そちらの方向で協議していただきますことを求めたいので、答弁をお願いしたいと思います。

そして、今の体育施設の使用料についてですけれども、一旦決まったことを覆さないことを行政は言いますけれども、今は免除等の関係を協議をしていただきたいと言われました。この間もそういうふうに、私が直接伺ったときも協議していただきたいと言われましたけれども、結局、来年からはいいただきたいというふうになったわけです。

そして、6月議会に辰巳議員が取り上げましたゲートボール協会の方の、その関係の事も、言ったときには「協議していただきたい」と言われるのだけれども、結局変わらない対応で、そして、やはり当事者の方の怒りを買うことになるわけです。

ですから、私が考へても今の学童保育のことは、その線引きというのは、その根拠は何もないと思うのです。なぜ、同じ子育て支援で町も応援してきた、そういう団体なのに、保育所と、それも学童保育所という名前がついているのに、保育所が免除で、学童保育所半額、全然根拠が感じられません。

ですから、根拠がない、正しくない、そういうことが明らかになれば、いくら決まったことと言っても是正していただかないと思います。ですから、今後、その方向に協議していただくことを求めますので、もう一度答弁をお願いします。

それで、今そういうような問題がどんどん出てくるというのは、やはり、使用料を設定したから、先ほど受益者負担の原則、公平性の確保、それで使用料を設定したといわれました。しかし、結局は指定管理者制度導入のため、行政サービスを市場化するために使用料を設定したことは明らかなんです。そのために町民を混乱させ、隔たりをつくり、たくさんの問題点が生まれてきたんです。

そして、このわずか半年足らずの間に、町民に不利益を生じさせたことは明らかだと思うのです。ですから、やはり行政として、この使用料が発生してから今までの間、どのように評価しているのか。これについても答弁を求めたいと思います。これで終わります。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)先ほど来、お答えをさせていただいておりますように、検討中ということありますので、ご理解をいただきたいと思います。

併せて、学童保育の関係の使用料の免除の関係ですけれども、学童保育につきましては、国・県の補助をいただき、町としても運営に補助を出しているというふうなことでございますので、内部でもう一度確認をし検討をさせていただくということで、答弁とさせていただきたいと思います。

◇森野榮次郎君

○議長(竹中秀夫君)次に11番、森野榮次郎議員。森野君。

[11番森野榮次郎君登壇]

○11番(森野榮次郎君)議長のお許しをいただき、一般質問をいたします。今回お尋ねしますのは、以前質問をさせていただきましたその後の経緯についてを中心にお願いしたいと思います。

1点目であります。洪水被害にかかるハザードマップ等についてお尋ねをいたします。今年の夏、7月21日です。局地的な豪雨による被害が全国各地に発生をいたしました。土石流などによる被害が大きかった山口県豪雨災害では、大変お気の毒ではありますが、多くの犠牲者が出了ました。また、その後に発生しました豪雨災害でも、兵庫県佐用町では平生、したした水程度の河川が急激に増水し、大災害を引き起こしました。被災された皆さんには謹んでお見舞いを申し上げます。

当地にそのような豪雨が発生した場合を思うと、慄然たる思いを持つものであります。その観点から、産業建設常任委員会協議会が長野川等の現地研修、さらには部分的な浚渫工事を実施していただきました。不十分である結果ではありますが、該地の排水対策の緒を開いていただいたものと理解し、感謝するものであります。

19年度6月議会、さらに9月議会の質問事項の経過について、お尋ねをいたします。まず1点目、右岸道路の進捗状況をお尋ねいたします。右岸道路は、ご承知のとおりであります。河川愛知川の右岸堤であり、護岸の道路であります。一部、御幸橋の取付口が工事をされましたが、その後遅々として進んでいません。その場所は以前から何回も何回も破堤した箇所で、現在、民家は密集しており、この時期になりますと、例年のことながら、大変危惧するものであります。

国道8号線から県道神郷彦根線の合流点、通称藤木橋と言っておりますが、2,500mは前回のご答弁で「21年度着工、23年度完成予定」と、19年の6月議会で伺っておりました。地元は全面協力体制であります。まず、遅延している理由等をお尋ねいたします。

2点目であります。本年度、若干浚渫工事をしていただきました長野川と新不飲川の合流点の構造について、お尋ねをいたします。19年の6月議会におけるご答弁に、「能登彦・不飲・右岸プロジェクト会議の中で、長野川との交流点の諸問題等についても、十分研究していただきますよう要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解い下さるようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます」とあります。その研究成果について詳細をお尋ねいたします。

3点目、一時避難場所についてであります。愛知川ニュータウンや亀原は、集会所がございます。集会所を一時避難場所に指定されています。ないところは、指定箇所はなしです。19年の6月議会終了後、適切な場所があるのかどうか皆問をえおお方から伺いました。「新口化等隣接の企業にお願いはわれ方が高台でもあり、山空場所も、大

く、その後の移動にもよりベターであるというふうに思う」と申しておきました。双方のいろいろ見解もありますが、その後の交渉経過をお尋ねいたします。

大きな2点目であります。読書のまちづくり議会決議について、その後の経緯についてお尋ねをいたします。20年6月議会に読書のまちづくり議会決議が、全員賛成でされました。それ以後、9月での督促の質問、12月議会においては日向高千穂の家族読書条例研修観察を下敷きとした比較質問、21年度3月議会については総合行政としての取り組みを求めた一般質問を、6月議会には文化のまちづくりを求めた引用質問等々、よくまあ根気よく続けたものと自分でも思っております。今回で5回目かと思います。

この間、読書のまち宣言が社会教育委員・図書館協議会委員諸氏のご苦労で出されました。推進の担当者も迎えられました。その配置に伴い、担当の部署も定着したように伺っております。愛知川図書館の貸出冊数が、4月前年度対比20%増、5月10%増と伺いました。秦荘図書館においても数パーセント、貸出冊数は伸びているとのことです。気運は徐々に醸成されつつあると受け止めます。

去る6月の議会において、「大人社会にどう読書を広めていくか」が出発点からの課題であります」という質問に対する教育長答弁は、「できることから少しずつ積み上げ、千里の道も一歩から」ということもありますので、火急を要することを考えつつも、総合的な読書の推進体制を図っていくという観点から、生涯学習課に先ほどの担当課を置いたという理由でございます」というご答弁がありました。おっしゃるとおり、千里の道も一歩からであります。その千里のうちの二歩でも半歩でもけっこうであります。数ヶ月経過をしております。ご検討いただいた総合的な推進方策についてお尋ねをいたします。

大きい3点目であります。継続採用職員の給与是正について、お尋ねをいたします。

先の6月議会でお尋ねいたしました結果、概略のことはわかりました。是正検討委員会なるものはあるようだけれども、残念ながら機能していない。端的に申せば、何も実質はされていないと理解した次第であります。該当職員はということでお尋ねはしましたが、おおよそ47歳以上で20名程度あるそうであります。さらに、昇給が年1回ということ等も踏まえて、調整には1年ではできない、複数年必要となることがあります。誰しも年々高齢化しますし、もうこれ以上遅れてはならないというふうに私は思います。

主監のご答弁は、「早急に是正をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします」とあります。町長は、「最優先のテーマではない」というふうなところもあって遅れてきたと、だからと言って放っとくわけにはいきませんので、今後十分に取り組みていきたいというふうに思っている次第であります」と、お答えをいただいております。歯切れの悪い、ぎこちない答弁ではありますが、是正は必要不可欠の問題であります。

お尋ねします。既にもう是正作業を始めておられるのか、まだなれば、いつから始めるのか。はっきり言いまして、この9月からきちんと是正しますという明解なご答弁を期待させていただいて終わります。以上であります。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、職員の給与是正につきまして、お答えをさせていただきます。

「愛荘町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」の規定に基づき実施をしなければならないことになってございます。是正につきまして、格差額によって、単年度では是正ができない場合がございます。それは従来昇給時期が4月・7月・10月・1月の年4回でしたが、平成17年人事院の勧告により統一をされ、1月1日の年1回とされ、平成19年度から当該規則を改正をいたしております。このようなことから、遅くとも3年から4年程度、是正期間がかかるかなというふうに考えております。

作業につきましては7月から総務課において作業を進めておりまして、22年1月から順次是正作業に入ってきた

いというふうに考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)総務課長。

(総務課長西川都々子君登壇)

○総務課長(西川都々子君)森野議員のご質問のうち、洪水被害にかかるハザードマップについてのうち3番の「一時避難場所について」のご質問にお答えいたします。

愛知川ニュータウンは集会所を、亀原は自治会館を一時避難場所に指定をしております。一時避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所であり、地域住民等の集合・待機場所としての位置付けもあります。

平成19年6月議会終了後に、「一時避難場所を新日化隣接の企業の高台が望ましい」とのことご意見をいただきしております、その後の交渉経緯のお尋ねですが、特に交渉等は行っておりません。

一時避難場所の変更につきましては、防災会議で町全体を眺める中で協議しなければならない案件となっています。また、その一時避難場所を行政の方でも把握していないと連絡も取れませんので、そういう連絡網も日頃の訓練でしっかりとある必要があります。災害の発生予測が困難であることや、災害の場所、災害の時間帯や災害の状況、あるいはその災害のスピード等に応じて避難対策を講じていかなければなりません。災害の状況に応じて避難勧告を適時に発令し、住民の安全確保を図ることが第一であります。また、夜中の場合は移動することさえ危険な場合もあり、二次災害を招く恐れがあります。

災害の発生予測が困難であることから、いつ起こるかわからない災害のために、日頃から自治会の中での避難訓練を重ねていくことが重要であると思いますし、どこが一時避難場所であるかの認知をいただいていることも重要であります。万が一、災害が発生した時は、住民が避難できる状況の時に適切に避難勧告を発令することによりまして、一時避難場所あるいは拠点避難場所への避難誘導が可能であると考えられます。自治会とも連携をとりながら、住民の安全確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起君)引き続きまして、ハザードマップについての1点目・2点目について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の右岸道路の進捗状況について、お答えをさせていただきます。平成19年6月議会の議員の一般質問に対しまして、事業主体の県より、国道8号から県道神郷彦根線までの約2,500mの区間については、若干の遅れは考えられるものの、平成21年度着工、23年度完成予定であることを聞いていますと、答弁を申し上げております。

しかし、翌20年度に見直されました滋賀県道路計画アクションプログラム2008において、右岸道路(県道湖東彦根線の愛知川工区)については、継続事業として位置付けはされているものの、完了年度が明記されておらず、結果的に事業が先送りされる結果となりました。ちなみに、県道神郷彦根線につきましては20年度から24年度までの前期に着手すると位置付けられておりまして、20年度から測量に着手しております。

県によりますと、現在の財政状況から、2路線を同時に推進することは非常に困難な状況にあります。国道8号の御幸橋付近の渋滞緩和のため、神郷彦根線の道路整備を、一級河川愛知川架橋が中心になるわけでございますけれども、優先して推進しております。

右岸道路(湖東彦根線)につきましては、一級河川不飲川改修事業と密接な関係がありまして、河川計画と整合を

図りながらの推進が必要ありますことから、道路・河川それぞれ単独での推進は困難な状況にあります。進捗状況といったしましては、平成19年度に国道8号から約1km区間の用地測量を終えておりますが、一部の堤界民地におきまして境界確定が不調に終わっているということも聞いております。

次に、2点目の長野川と新不飲川の合流点の構造について、お答えをいたします。一級河川不飲川改修事業の進捗状況でございますが、昨年度、計画地周辺で水位観測のための地下水調査、測量および境界確定書の作成、概略設計を実施いたしました。今年度は引き続き水位観測と河道計画、川の法線計画によります影響が予測される用水関係の検討を実施しております。

22年度以降、いよいよ河道の詳細設計にかかり、その中で当然、長野川との合流点との構造等諸問題についても調査研究されると聞き及んでおります。もちろん、水位観測のための地下水調査については、工事完了まで責任を持って実施されます。ただ、先に申し上げましたとおり、右岸道路との関連もありますので、計画が若干遅れていく可能性もあるそうです。今後とも、地元住民の洪水時に対する不安を少しでも取り除くために、一日も早く両事業が着工されますよう、皆さまの熱い思いも添えまして強く要望していきたいと、このように思っておりますので、ご理解、ご協力を下さるようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

(生涯学習課長林吉次君登壇)

○生涯学習課長(林吉次君)読書のまちづくりにかかる総合的推進方策についてお答えいたします。

読書のまちづくりの推進方策として、就学前の子ども向けには、7月にプレオープンしました子育て支援センターで、親子で本に親しむためのブックスタート事業を、子育て支援センター職員・図書館の職員と生涯学習課職員が連携し実施しています。また、今後の予定としまして、ブックスタートボランティア養成講座を修了されたボランティアの方たちと連携し、図書館と生涯学習課が取り組む予定をしています。

次に、今回補正予算で提案させていただいているブックスタート推進事業は、文部科学省の委託事業として、ブックスタートボランティア養成講座を修了された方々を中心に、幼児とその保護者や読書について学習中の方々を対象として、町中にブックスタート事業と、その趣旨を普及することを目的としています。具体的な事業内容として、ブックスタートボランティアフォローアップ講座を年度内に6回開催予定をしております。

次に、就学中の児童・生徒に対しましては、学校図書主任連絡会の意見をもとに学校支援地域本部と連携し、学校図書館ボランティアの活動準備を進めています。7月に学校図書館ボランティアの募集を行った結果、8名の方が登録いただき、個別に学校との打ち合わせを進め、9月から順次活動をいただいています。こうした読書関係のボランティア活動に取り組む大人が町に確実に増えていることで、読書環境が整い、読書の大切さを実感する人の輪が広がっていき、読書推進の力につながると期待しています。

大人に対しては、図書館でもまちの情報発信の拠点として、新型インフルエンザ問題での情報提供やアレルギー疾患に関する特殊コーナーなど、さまざまな取り組みをしています。

さらに、秦荘図書館では、10月下旬の健康医療情報コーナー開設に合わせて、関連資料の充実に多くの関係諸団体からの協力を受けながら取り組んでいるところであります。先日は闘病記に関わる医学図書館の専門家による職員向けの研修を実施したところでございます。また、健康・医療情報コーナー開設に合わせて、アレルギー疾患者の子育ての講演会も企画しており、読書や情報の提供により、町民の健康を支えていく取り組みを随時進めていく予定となっております。

子どもの読書環境づくりにも積極的に取り組み、10月中旬にはブックスタートが全国に広がる以前から、地域で同様のこと先進的に取り組んで来られてきた方からの協力の申し出により、絵本の魅力を伝える講座や手づくり布

お手の講演が実現するところより、さついいハーフが1の正回数で、各回からの協力の中に出か寄せついでいます。国としても、子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法などや文部科学省の施策を通じ、地域での読書環境づくりのためには、特に子どもたちの読書環境づくりに地域の大人たちが積極的に関わることの重要性を訴えています。

町としましても、ボランティアへの関心などを見まして、町民の読書に対する関心が高まっていると感じております。地域での読書の環境づくり推進のために、ともに関心を持たれておられる多くの方々と協力連携し合っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)再質問を行います。

まず、1つは、給与是正についてあります。

先ほど主監答弁で3、4年かかると、これをもうちょっと何とか工夫してあげないと、歳のいった人ばかりですから、その途中でどんどんどんどん退職されるわけで、3、4年でも、6年かかろうと、10年かかろうと、これはかまわんすけれども、もう少しスピードアップをする工夫をされないと、悪く言えば、ちょっとずつサボタージュして、早く辞めてもらうのを待っているというような、変な解釈もできかねると、できないこともないというようなことを思います。

とりあえず、来年の1月からということを明言いただいたということは、大変成果であるとは思いますが、お尋ねしたいのは、先ほども本田議員の質問の中でも、公平公正ということは非常に大事だというようなことをおっしゃっていましたが、町長の前回のご答弁で、「最優先のテーマではないというふうなところから遅れました」と、おっしゃっているんですが、公平公正ということは非常に大事なことだと思う。

職員の給与の中で2万円も1万円も違う人があって、公平公正さが保っているというふうな、その考え方の基本が、僕はちょっとおかしいなというふうに思います。その辺について、正直におっしゃっていただいたとは思うが、その辺についてのお考えと、もうちょっと3年から4年かかるというと、スピードアップして2年のうちに終わるとか、その辺もう少し、何とかちょっと工夫を願い得ないものかということを思います。

2つ目であります。洪水ハザードマップにかかわってありますが、藤田課長の方から、右岸道路の進捗はアクションプログラムでどうやらこうやらというふうにおっしゃった。延びた、延びた、延びたら、あの御幸橋から、あなたのおっしゃった1,000m以内ですかね、その間の道路の事業は延びたと。じゃあ、護岸は全然手つかずのまま放っておいて、もしも大事が発生した時に、ハザードマップであるとかないとかということじゃないんですよ。

例えば、山口県のあの局地的な豪雨が愛知川に降って、入って行った時に2年でも3年でも、アクションプログラムなるものが、アクションしよらんのや、よう厚かましくアクションプログラムというような名前を付けたとはいふうには思うぐらいですが、アクションしないけれども、あの堤防のすぐ近くに何百件という人家が密集して建っているんですよ。今まで過去の事例をお調べにならおわかりと思いますが、何度も切れているんです、あの辺は。だから、その辺の代替え措置を、町としてどう考えていくのか。あるいは、町としては、金がたくさん要るから県の方でやれとか、あるいは国交省の方にもお願いするとか、要はこの代替え措置について、アクションプログラムがアクションしないですよと言われた、ああそうですかと言って、愛荘町として黙って帰ってきたのかどうか。それについて、私どもはこう考えるということについてのご判断があったのかなかったのか、その辺を明解にお答えいただきたい。

一時避難場所については、西川課長の方から交渉していないと、端的なご回答をいただいているが、一時避難で、金魚鉢の底で、金魚がなんぼでもすくってきても、2日ほどしたら、ほこほこと死ぬんです。だから、何人か、ほこほこと。山口県では、老人ホームのお年寄りがお屋をよばれて、ゆったりしていらっしゃる時に、もうびっくりしたような土石流が流れて死んじゅった。

一番いいのは、あんなところは、なんぼあなた方がおっしゃっても、現場を、今日までの経緯をきちんとお調べになら、そこはもう、入ってくるのは愛知川が破堤するか、国道の8号線にかかっている橋から大水が入ってくるだけ

なんです。その後ろに屏風で飾ったように工場地帯の建物がある。そこへ逃げるのが一番安全だと僕は思うから、前回の時にもそういうことを申し上げていた。

ところが、全然交渉していないという、極めて明快であり、正直なお答えをいただいてわかったわけですが、これではちょっと町の行政として、これはおかしいと思いますよ。なぜ、現地の状況を知っている人にお尋ねをして、どこへ避難するのが一番いいのか、一時避難場所ですよね。なんばでも何でもできるというんじゃないんですよ、行政が知らないことでも、ある日突然起きてきた。山口県というのには、じゃあ行政はないんですか。老人ホームでお昼よばれて、しゃべっているところへ土石流が流れ込んで天井まで届くという、その時、山口県の行政は何時何分頃に土石流が来ますよというような情報流せるんですか。そういうことがあるから、僕はどうしてもそういう一番安全なところをお願いしておられる方がいいんじゃないかと、こう思ったのであります。

次に、読書のまちづくりについてお伺いしますが、林課長、確かめますが、あなた、「総合的な推進体制についてお答えします」と、おっしゃったでしょう。総合的な推進体制って言われたら、就学前のブックスタート事業と、児童生徒に学校図書館の推進ボランティアを募集してどうこうと、おっしゃった。さらには3つ目に言われたのは、図書館で情報発信します。インフルエンザ云々のことについても、ちゃんと言います。

この3つ何も、あなた思案して検討してせんならんことじゃないんだ。今までやっておられることなんです。わざわざ、選任のプロバーの人をお尋ね、お願いされて、そうして今までと同じことを言っているのだったら、それは行政があってもなかっても一緒だというふうなことも、僕は思うよ。

あなたのご回答について、教育委員会部内で検討されたのか。あるいは、町長部局と総合的な推進体制をどうするのかということを中心に検討会議を持たれた結果なのか。

こんなのは、あなたの答弁を何か言うのではないか、ずっといろいろな人の答弁を聞かせてもらっていて、いかにも答弁にならない答弁が非常に多い。もう少し、みんなも我々も「あかんたれ」ではあっても、真剣に考えてお願いしているんだ。先ほども細江主監が言られたように、3年か4年かかるといふのは、もう2年ほどずっと延ばすかもわからんけれども、来年の1月から始めますよという、歯切れのよい、きちんとした答弁を出していただきたい。以上。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)継続職員の給与是正について、ちょっと私も思いを述べさせていただきたいと思いますが、合併が各地で進んだわけですけれども、あるいは、行政組合の統合ということも起こるわけですが、いずれも、職員の給料の不均衡についての是正については、1つの大きな課題であります。どことも、なかなかそれがうまく直せないというのが実際の現状であります。

ある町なんかは、合併の直前に、給与是正を低い方の町を全部高いの方の町の合わせたというので、新聞沙汰になって、駆け込み前の給与是正かというので、むしろ住民から批判を浴びたというところもあります。

公平不均衡の原則から言えば、何もすべて、これは住民サービスもそうであったんですけれども、すべて高い方に合わすというのが是正ではありません。場合によっては、高すぎたところを合わせ、また、低すぎたところを上げていく、こういう上げ下げのこともあり得るのであって、住民の皆さんの税金で職員の給与を払わせていただいているということから、高い方に合わすということは、やはり住民の負担が増えるということになりますので、不均衡は、日頃の仕事のやっぱり取り組み姿勢にも影響いたしますので、これは均等した方がいいわけですけれども、そういったことを考え合わせながら、いつまでもかかっているというのでは、これはやはりあきませんので、出来るだけ早く調整をさせていただきたいというように考えているところでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)一時避難場所の関係でございますけれども、これは森野議員からたびたびご質問いただ

いておりまして、意見として伺わせていただいたたいしております。これは、こちらの方もやよりそついつ考え方で進めていきたいたいというふうに思っております。

1つは、ここに滋賀県が出ております防災における考え方が出ているわけですけれども、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。「突然の地震や豪雨による洪水など、自然の猛威を人間の力で押さえ込むことはできません。被害を最小限に食い止めるための日頃の備え、いろいろな訓練が大切です。個人や家族による自助、地域で助け合う共助、行政による公助が一体となって取り組み、犠牲者を少しでも出さない地域づくりが大事であります」と。それからもう1つは、ハザードマップの関係ですけれども、「洪水ハザードマップが住民の避難行動に活用され、さらに詳しいマップの作成やマップを使った地域ごとの避難計画づくりや訓練の実施が大切です」というようなことが、県の方から出されております。こういう考え方のもとに、こちらの方も進めていかなければならないというふうに思っております。

例えば、一時避難場所については、一応、町の方では防災会議の中で指定をさせていただいております。ただ、その地域、地域によって、森野議員も言われたように、やはり異なってまいります。例えば、愛知川ニュータウンですと、上の方の方々ですと、集会所が下の方にありますので、約半分の方は上方にグランドがありますね。グランドのところ辺に一時避難をしていただく。これは今も申し上げましたように、いろいろなその地域、地域で訓練をしていただく中で、私はここへ一時避難しましょうと、そこへ避難をして、それぞれ家族の安否確認をみんながして、それから人数確認を把握した上で、一時避難所あるいは拠点避難所へ避難をしていただくというようなことで、それぞれ地域、地域、集落によって、そういう訓練の中で場所を考えていきたいなと。そういう訓練を今後、自主防災組織の中で、一緒に訓練をさせていただくのが大事かなと。

今までの訓練では、消火器訓練、消火栓訓練、あるいは救護訓練を主にやってまいりました。最近少しずつ変わってきたのが安否確認訓練、それから地域で図面を広げていただいて図上訓練をして、隣と隣はこの道を通って、こちらの方へ避難していくましょうと、そういう訓練にまた変わってきております。そういうようなものを取り入れながら、地域の方で、行政と一緒に決めていきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

○建設課長(藤田由起君)右岸道路がかなり遅れしていくというような中で、黙って見ているのかというようなお話をございますけれども、一級河川愛知川の護岸の補強というものは、右岸道路ができれば、即ある程度解決するわけでございますけれども、そんな中で、黙って県の方に話を聞いて帰ってきたわけではありませんので、なかなか町の単独で補強工事・護岸工事と言っても難しいと思いますので、愛知川改修の期成同盟会等もございますので、そのような中ででも話をしていく、県の方に、せめて道路ができるのであれば、愛知川改修の事業の1つとして当該部分を入れてもらうようなことで話を進めていきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)総合的な推進ということでございます。あくまでも読書に関しまして、図書館と生涯学習課が中心で行わさせていただいております。その内容によりまして、先ほども申し上げましたように、子育て支援センターと町長部局の方と、町長部局のその関係部局と協議のうえ、進めさせていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)11番、森野君。

○11番(森野栄次郎君)もう昼が迫っていますので、人間どこか調子が狂ってくると気が短くなるのは道理であります、1、2分で終わろうかなと思っております。

まず、給与是正については、2年も3年もかかるというのは、やはり年配の方にとっては何でありますから、とりあえず、給与是正の期間の短縮ができるのかできないのか、そういうあたりについてお尋ねをいたします。

2点目であります。護岸の補強策についてであります。藤田課長、あなた、会議にかけるとか何とかということも大

事ですけれどもね、もっと具体的に言えば、昔、堤防の護岸を考えられた時には、竹を植えるとか、あるいは大水が出て堤防が危ないなどといった時にはどういうものを用意したかというと、とりあえず、切ってよい木をたくさん丁重に植えよ、あるいは流しきかけるためのロープを用意しておくこと、そういう極めて付近の住民ででもできることを考えて安全策を考えられたという今日までの経緯があるわけです。

だから、そういう点を、もう少し町として具体的にどういうことを考えるのかというあたりを十分考えられる余地のある人、全然そういうことの経験も何もない人で、地理の状況もわからない人を、10人寄せても肩書きだけでやっているんじゃ僕はだめだと思う。

その辺やはり、たちまちは、あなたが言ったとおり、右岸道路ができれば無駄なことなんですよ。でも、テトラポット製造メーカーが一杯、外に放ってある。あれをここへ置かせてあげましょうという方向で、もう護岸ができたら、それをもって帰ってもらったり、いいわけですから。もう少し安くて住民が安心できるという、できる方策をまず考えていただきたい。何人寄っても意味ないことはあるんです。

3点目であります。読書について、この問題は、そう、やいやいやろから叫いたり、前から引っぱったりしてできる問題ではない。だから、じっくりと考えると、前回教育長が言われたように、拙速を戒めるとおっしゃったことも、的を得たものであるというふうには思う。

ただし、あまりにも先ほどお聞かせいただいたのは、答えるための答えを言っているような感じ、とりあえず、泉の側まで引っぱっていることはできても、水を飲まさなきゃだめなんだな。だから、大人社会に、どう読書を広めていくかということを、まあじっくりと考えて、もう一度、こうこうでやっていますというふうに思ったら、それで十分なのです。どうしたら、皆さんに読書を広げていくことができるんだろうと絶えず自問自答し、絶えず自分で考えるという姿勢が大事なんだ。どうでもこうでもええ、わあわあわあと答えておきゃ、これであまあまあ1巻は終わりなんだというような感じを持ち過ぎた、僕は。以上です。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ただいまの読書のまちづくりの森野議員さんの質問に対して、お答えを申し上げたいと思いますけれども、そもそも読書を推進するということにつきましては、中国新聞が2005年の1月の調査結果を明らかにしていまして、これをちょっと参考にさせていただいたんですけども、不読率というのがあって、本を読まない率で、そうすると一番不読率が低いのは青少年という、まあよく読んでいる。

今、問題なのは、成人で60歳以上の方々が本に不読率が高い数値が出ていますから、そういうものがあったり、例えば、新聞の読書傾向でいきますと、これはNHKの調査なんですけれども、何年かおきに調査をされて、1975年で30歳代の新聞の購読者数がだいたい18割は新聞を読んでいた。今は、これは2005年ですけれども、29%という数字が出たんです。だから、若い人は新聞を読まない。ただ、本を読む。高齢者の方は、新聞は8割近く読んでいらっしゃるということ、若い人は新聞離れ。

そうした時代の変化の中に、どう対応していくか。その中でその読書の推進のあり方も考えなければいけないと思いますし、これは大阪大学の教授で劇作家の山崎正和さんという方がいらっしゃるのですけれども、そういうようなことに加えて、近年は答えが出る情報入手の方法として、インターネットの情報だと携帯の情報を頼りにして、広く早く情報がほしいというような傾向があるというようなものがあって、活字離れが進んでいるというようなことを指摘されました。

それは先週の新聞に出ていたんですけども、そうした現状があるものですから、対象がどうなのかということを見定めながら、これはじっくり計画を立てていかなければいけないというふうに私も思っているところであります。

前の議会で高千穂の視察のお話をいただきました、家族読書の話もいただきました。これは今、朝読書というのが全国的に広まっていて、2万6,000校の学校が、朝、読書をするというようなことが習慣化されていまして、今、高千穂が

されている家族読書、これは家族の家をとって、家読(うちどく)という、朝読に対して家読というような運動が広まっていることなんですかけれども、そういうものだと、あるいは職場で読む、あるいは地域で読書をする、図書館で読書をするように、場を広げていくという視点も、これは総合的な視線からも必要だというふうに考えておりますので、こうした現状を見つづ、これは言い訳がましいかも知れませんけれども、それぞれの状況に合った方法を考えていきたいと思います。

ただ、こういうふうに議論が高まるところで、町民の皆さんの図書館の利用も高くなって、8月末現在で、対前年度対比でいうと9%増になっています。そういう形で、徐々にではありますけれども、そういう効果も出していることも報告させていただいているとおりでございます。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)給与は是正の関係でございますけれども、職員によって、長いもので3年から4年ほどかかるかなというような考え方を持っております。いずれにいたしましても、規則の範囲の中で最善を尽くしたいと思っております。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)右岸道路が護岸強化も入っているということで、私もその視点はじめ聞かせていただきまして、ありがとうございます。確かに、護岸強化、危険な箇所ということで、今後とも身近な実行できる対策について、お教えも願いたいと思います。

それから、先ほど藤田課長の答弁の補足でございますけれども、神郷彦根線の橋脚部分、愛知川にかかる橋脚部分がいよいよ予備調査ということで、本格化してまいります。そうしますと、右岸道路、長野川、それから新不飲川、それぞれの法線決定は具体化せざるを得ないということで、森野先生のおっしゃるスピードアップせざるを得ないという状況になってまいりますので、その橋脚設計、詳細設計と合わせて、スピードアップを図っていくものと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたします。再開は1時15分。

休憩午後12時06分

再開午後1時13分

◇辰巳保君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。1番、辰巳保議員。辰巳君。

[1番辰巳保君登壇]

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。一般質問を行います。

まずははじめに、湖東定住自立圏について質問を行います。去る8月17日、彦愛犬の議員に対し、湖東定住自立圏の形成における協定の説明会が行われました。その説明は、結論的に言えば、協定書の中身は抽象的ではあるが、歩む中で具体的にていけばよいと、官僚政治そのものであります。要するに、まちづくり構想の中身はないが、とにかく各市町において9月議会で協定書を議決してほしいとのことです。

定住自立圏構想は、町民さんに浸透していません。このことは誰しも認められると思います。そのうえで、お尋ねします。定住自立圏構想と彦愛犬が一体となって取り組んでいる事務事業と、どのような違いが生まれてくるのか、答弁を求めておきます。

もう1点は、湖東定住自立圏の形成は、愛荘町が目指すまちづくり、すなわち総合計画の推進における必要性および総合計画との連関性について答弁を求めておきます。

次に、指定管理者制度の導入について質問します。本町は、昨年より議会において、住民の福祉・健康に貢献するゲートボールやグランドゴルフを行う施設に、指定管理者制度を導入する条例提案を行いました。またぞろ、町民の文化・研修等の交流施設であるハーティーセンター秦荘に指定管理者制度を導入しようとしています。指定管理者制度の導入に際し、お尋ねします。

制度の導入は、住民サービスの向上を図るために民間の能力やノウハウを活用することではありませんか。体育施設における指定管理者制度の導入で、どのような効能・効果があったのか、生まれているのか、答弁を求めております。ハーティーセンター秦荘の施設に指定管理者制度を導入することは、住民サービスの向上に寄与するものと考えられているのか、この点についても答弁をいただいておきます。

最後に、住宅リフォーム助成制度の継続を求めるについて質問します。住宅リフォーム助成制度は、国の交付金を活用して、今年度6月1日より12月8日までの半年間を募集期間に設けて実施されました。行政も認めるように、予想外の好評により8月19日をもって助成制度を打ち切るとの広報を、防災無線を通して行われました。行政は当初、助成制度の運用にあたっては、今日の景気状況を鑑み、申し込みが少ないとの見通しのもと、募集期間を半年にされたと私は推察します。行政の目算に反し、予算は実質2ヶ月で消化されたことになりました。

以上の実態から、行政も助成制度による経済効果の効能は認められたと考えます。助成制度が実施されて2ヶ月という、町民さんに制度の浸透ができた時期だと考えます。行政は12月8日までの募集期間を説明しているわけですから、助成制度の継続を行うことが道理だと考えます。行政の責任を全うされるように求めて、一般質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

(政策調整室長村西作雄君登壇)

○政策調整室長(村西作雄君)湖東定住自立圏の形成についてのご質問にお答えしたいと思います。

定住自立圏構想は、人口減少・少子高齢化という厳しい状況にある地方圏において、安心して暮らし続けられる地域を形成し、地方圏に人口定住の核となる地域をしっかりと維持していくとする政策であります。これに対して、国からは各市町へ連携して支援措置が講じられることになっています。

具体的には、定住自立圏形成協定が締結され、定住自立圏共生ビジョンに折り込まれた事業に対して、当該事業の財政需要に応じて、特別交付税1,000万円、地域活性化事業債の活用など、財政支援措置や、各市町の補助金・交付金の優先採択等があります。

従来から彦愛犬各市町が連携して取り組んできた事務事業、すなわち障がい者福祉・観光振興・ごみ処理等々であります。これらについても、定住自立圏構想における取り組みとして位置付けることで国からの支援措置が得られることがあるから、幅広く定住自立圏形成協定に盛り込んでいます。

また、湖東定住自立圏の形成は、町総合計画の推進とどう関わるのかとのご質問でありますが、現在の総合計画は平成29年度までの10か年の計画でありますが、この計画の実行にあたっては、本町だけで実行できるものと、広域的な道路網の整備や観光振興など広域連携がより効果的なもの、また、医療連携や公共交通網の整備など広域連携により住民サービスがアップするもの、さらには、広域連携により実行した方がより財政支援が得やすいものがあると考えております。

そういう意味からも、広域で連携する湖東定住自立圏の形成は、まさに町総合計画で描いている各施策の早期の実行・完遂に相乗効果があるものと理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)農林商工課長。

(農林商工課長桑島正幸君登壇)

○農林商工課長(桑島正幸君)住宅リフォーム制度の継続を求めるご質問にお答えいたします。世界的な金融危機の深刻化と景気の悪化による厳しい経済情勢にあって、町内産業の活性化と町民の皆さん的一番身近な生活環境を図るため、住宅リフォーム促進事業を本年6月1日から12月18日までの申請期間として実施したところあります。

当町におきましては、リフォームに着手する前に、工事内容を示す間取り図面、工事期間や工事費用等がわかる見積書等を準備していただき、事前相談を了したものについて、交付申請を提出していただく流れで進めてまいりました。

おかげをもちまして、予算額の1,270万円に対しまして、8月18日に72件・1,253万8,000円の申請額に達しましたので、防災無線放送および有線放送により、受付を終了した旨の放送をさせていただいたところあります。

リフォーム実績の主な内容といましましては、トイレ、ふろ、台所、床および建具等の改修であり、申請がありました工事総額は1億5,463万円となり、大きな経済効果をあげたものと認識しております。

制度の執行にあたっては、当初から予算の範囲内で実施するとの案内をしたところであり、想定した募集期間内ではありますが、予算に限りがあることから、継続して実施することはできないと考えます。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

(生涯学習課長林吉次君登壇)

○生涯学習課長(林吉次君)指定管理者制度導入による効能・効果について、お答えいたします。

本年4月1日から、体育施設の指定管理者制度への移行をしております。指定管理者が管理しております社会体育施設の7月末までの利用実績は、利用件数が延べ1,488件、利用人数が2万8,985人となっており、これは、平成20年度の同時期と比較しますと、利用件数が5.3%の減、利用人数が18.6%の減となっております。減となった原因として考えられることは、大会当日の雨天によりますもの、新型インフルエンザの蔓延防止により事業中止したもの、経済情勢の関係から事業所からの参加が少なかったこと等が考えられます。

しかし、本年4月から祝日を開館日として、また宇曽川グランドゴルフ場については、年間利用制度の導入により、グランドゴルフがしたい時はいつでも利用できるとの利用者の声をいただいています。

次に、施設利用者の方ではございますが、利用後の整備などを以前よりていねいにしていただいております。このことは、指定管理者と利用者の皆さん的心のふれあいができてきているものと感じております。しかし、その逆の声もいただいております。

指定管理者制度の導入は、施設の維持管理や業務の遂行等に民間のノウハウや活力を活かし、少ない経費で大きな効果をあげることができます。指定管理者制度に移行して数ヶ月ですが、徐々に利用者のニーズに対応した運営を行っているところであります。今後とも、指定管理者と協議を行い、適正な施設管理はもちろんのこと、住民のニーズに対応した事業実施や運営を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

(文化振興課長林定信君登壇)

○文化振興課長(林定信君)辰巳議員のご質問のうち、2点目の後段、ハーティーセンター秦荘の指定管理者制度導入における住民サービスの向上について、お答えいたします。

ハーティーセンター秦荘は、町民の文化の向上と芸術の振興を図ることを目的とした施設でございます。教育委員

会では、そのためにホール等における各種の自主事業の開催、町民文化祭の実施であるとか文化教室の開催、あるいは文化関係団体の育成などを行っております。

ハーティーセンター秦荘で開催いたしますコンサート、あるいは鑑賞会や文化教室などの文化活動の企画運営には、今日の多様な住民ニーズを感じとり、それを具体化していく柔軟な発想が必要になってまいります。このことは、むしろ指定管理者制度導入によって、民間の力を導入することによって直営による枠がとれ、活動の幅が一層広がり、充実が図れるではないかと考えております。また、今後は民間との共催なども積極的に検討してまいらなければならない今般の状況と認識しております。

以上、指定管理者制度導入によりまして、ハーティーセンター秦荘を拠点にいたしました多様な文化活動を展開できるものと考えております。また、このたびの条例改正に伴う規則改正により、付帯設備使用料を明確化するとともに、平成22年度より祝祭日も会館することといったいと考へております。

以上、ハーティーセンター秦荘への指定管理者制度の導入には、いわゆる経費の節減とともに、住民サービスの向上にも十分寄与すると考へておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。再質問を行います。

まず、定住自立圈形成についてですけれども、当然、答弁としては、その程度のことだろうというふうに思います。それ以上は思っていない。なぜならば、今は契約議決が出ている中身がないんですから、言いようがないでしょう。ただ、相対論としてそういうことになると。ただ、調べてみると、どことも同じようなことが言われています。

町長は、愛荘のメリットになるように活用していくんだというようなことを豪語されています。でも、結局、その自立圈構想を、中心市と外郭自治体の違いがやはりはっきりしているわけです。そこは玉虫色に、言葉を全部今までどおりに納得されたところで、集約がされています。というのは、結局は中心市がマネージメントしていくために、結局は、周辺町は吸収されるような形は、なかなか自分たちの意図するものは培っていけないという弱点、こういうものが生まれてくるのではないかという危惧がされているわけです。

それで、町長にお尋ねします。定住自立圈形成に参画して、愛荘町をどのようなまちにしていくとしているのか。先ほど総合計画という言葉を使いましたが、具体的にどのようなまちにするために形成に参画していく必要があるのかというところを、具体的なところをもう少し明確に述べていただきたいと思います。

次に、住宅リフォームの助成制度のことなんですが、予算が限られているので、当然、当初から予算は組み立てるわけですから、しかも基金運用です。ですから、そういうことに積み立てたものを使っていったということになるんですが、しかし実際、当初の経済効果の倍以上の経済効果をつくりだしたことは、これ事実です。これも町長に答弁をもらった方がいいのかも知れない。

これは、最初6千数百万円の経済効果が推計されていたんです。それが1億円になっているのです。すごい経済効果だと思われませんか。当然、運用の仕方は、私は今この経済効果を見ても、やはり限度額が低すぎたのではないかなど。やはり100万円ではえらいのではなかったのかなと。ただ、補助率がどうであったのかとか、そういうのを総合的に勘案してやはり継続をされることが、地域の経済活性には非常に効果があるんだということは、もう立証されたわけです。

ですから、町長、この経済効果が立証された以上、この継続について、再度町長の方から答弁をいただいておきます。これは担当課では答えられません、政治判断が要りますので。

その次に、指定管理者制度の問題について行います。最終的に文化振興課長が答えられた経費節減対策というところは、まあ決定的に大きいのではないかということがあります。

それで、私は2つの例を示させていただきます。1つは、時期はいつだというのは、ちょっとつかめませんが、インタビ

ュー「指定管理者制度について」ということで、「総務省大臣官房審議官久本喜造氏に聞く」というものがインターネットにありました。もう1つ、この方の立場もわかりませんが、ミツヤという方がインターネットで指定管理者制度について、「指定管理者制度の導入の経緯と実情について」ということで出しておられました。この方は、立場は福祉関係へ従事をしていたことを、経験をもとにこのことを発表しています。

その中で、特に総務省の久本さんの、この言葉は非常に大事だなどというので、質問を兼ねて紹介をいたします。全部読んでいると30分の質問時間が足らないわけですから、勝手に解釈をします。

同氏は、指定管理者の指定は契約ではなく、設置者である地方公共団体が一方的に行う行為と言っている。そして、公募は法律上の要件ではないと言っている。公募は法律的な要件ではないんだと。体育施設の指定管理の選定は、結局は、顧みれば早急過ぎたのではないかといったことに通じてくるのではないかと。この点について、今、効果は言われました。しかし、効果を言われた反面、その効果は逆に町民さんの不満となってしまって表れているといふことも、今答弁で明らかになりました。その点について、答弁をいただきます。この点については、副町長の方がいいのかもわかりません。

久本氏は、指定管理者制度の活用についても述べています。1例として、言っておられるのですが、まさにハーティーセンター秦荘のことだと思います。芸術文化なら、芸術文化行政をどういう方法でやっていくのが一番いいかを、自治体自身が主体的に決めなければならない。スポーツ振興だって、伝統芸能だって同じです。政策目標に照らして、どう政策を選択するかを主体的に考えるかが大切です。政策選択をした上で、施設の整備や管理を考えても、誰がどういう方法で管理をすれば、最も良質のサービスを安い価格で提供できるかを考える。この時、指定管理者制度を使うか、直営でやるかという判断をまずしなければならない。今まで管理委託でやっていたものを、直営に戻すとともに、別に法律で禁止されているわけではありません。指定管理者として民間事業者を指定した場合にも、民間事業者にすべてを任せのではなく、狭い意味でのメンテナンスだけをやってもらう、どこまで指定管理者に任せるかという業務の範囲は条例で決めればいいわけですと、久本氏は言っているわけです。

ですから、確かに今答弁であったように、要するに、民間業者に指定管理することによって、その事業の幅が増えてくる。直営で今までやってきた以上に。その点はよい面というのか、そういうものが出てくるわけです。ですから、十分な、どういうふうな施設活用をするのか、どういう愛荘町の文化・芸能を向上させていくのか、振興していくのかということをしっかりと議論したうえで選択をしていくべきだということを、総務省の大臣官房審議官が、当時だと思いますが、言っているわけです。

同時にそのことを、先ほど言いましたミツヤさんも、同じようなことを、非常にていねいに言っておられます。彼女は、施設のあり方の議論が欠如しているというふうに言っています。指定管理者の移行のタイムリミットばかりが優先され、肝心の施設のあり方についての議論はされていないのではないかろうか。経費節減効果のみに議論が重点化され、肝心の施設のコンセプト・ミッションについて十分な議論がされてきたか。また、この機会を契機に、議論がされ、それが職員の共通認識になり、かつ市民に浸透させる、または、今後できるかという観点が欠如しているのではないか。現状は直営または指定管理者制度の導入かの選択がされているに過ぎない。まさに、この愛荘町である。総務省の久本氏と同様に、ひとつの根本概念に立ち返らない限り、いくら経費が節減されても、住民ニーズが向上されるかの検証ができるないと、警鐘を鳴らしているんです。総務省の審議官も、またこのミツヤ氏も、要するに同じことを言っているんです。

要するに、我が町の基本概念をしっかりと各施設について持っていないければ、結局は経費節減のみに目を奪われて、指定管理者制度に移行していくれば、そのこと自体は、結局は住民ニーズに応えられないよ、向上できない、結局は安上がりの施設ばかりの方に目を向けるんだというのでは、効果がないんだということを言っているんです。ですから、私はもっともっとしっかりと議論をしていく必要があるんではないかというふうに思うのです。

ですから、体育施設お上アメハーティーカンター秦荘の設置目的・基本概念について、どういう目的・概念で設置され

たのか。その概念を、目的を達成するためには、その今言われたように、私も言いましたように、よいところと、別にそこは直営方式みたいにやってもいいじゃないかと、そういうものがあつていいはずです。ですから、その点についての答弁を求めます。

また、事業報告書ですが、これは議会には報告義務がありません。ですが、今言いましたように、今日、情報公開という、要するに開かれた行政が求められています。当然、今答弁の中でも、半ばですが、そうした相反する報告が答弁として出ています。ですから、議会がそうしたことをしっかりと把握して、どうした設備、その目的にそった施設にしていくことが非常に議会の役割は大だと思います。ですから、議会に情報公開を行うことを求めておきます。次に、指定管理者制度は、必ずすべての施設に導入しなければいけないというものではありませんと、久本氏は、総務省の審議官は言っています。施設によっては業務委託する方もいいかも知れませんとも言っています。指定管理者制度は、集中改革プランの定員管理の適切な動きに基づいて導入されているのか、この点については総務主監に、指定管理者制度と集中改革プランの関係をお尋ねしておきます。

久本氏は集中改革プランについても語っています。私も愛荘町の集中改革プラン、18年度に出されている資料を見ました。指定管理者制度の検討施設を、直営28・指定管理を16とされています。社会体育施設は直営8だけであります。教育施設は直営8・指定管理が3であります。その他の施設は、直営9であります。詳細について、その答弁をいただいとおきます。定員管理の適正化というものと、指定管理者制度の導入によって、この適正化が図られているのかどうかについても、総務主監からの答弁を求めておきます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、まず定住自立圏について、町の総合計画から照らして、どのようなまちで自立圏の協定が寄与するのかと、そういうことだと思います。

総合計画というのは、これは町民の福祉向上のために、計画的にこれから先を見て、まちの将来像を描いたものでございます。住民の皆さんとの参画のもとにみんなでつくりあげた計画というのは、私どものひとつのうたい文句でもございますし、その中には目標値も定めた具体性もあるわけでございます。

そういう中で、今回のこの定住自立圏とどう整合性するのか。こういったことは、総合計画の時にはまだこういったものが想定されていませんでしたので、言葉としては総合計画上、こういうようなのはございません。ただ、広域的なものについて効率的にこれから課題にも対処していくというのは、これは必要なことでもございますし、総合計画の理念から言っても、これから広域的・効率的なもの、住民のサービスの向上に寄与するものについては、これは細かい計画が総合計画になかったとしても、これは取り組んでいくべきもんだというふうに思っております。

目標に沿って、福祉の向上の目標に沿って、これからもこういう新しいテーマ・提案については積極的に取り組んで、地域住民の福祉の向上につなげていきたいというふうに今考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、指定管理者制度の問題について、再質問にお答えをいたします。

今ほど、辰巳議員がおっしゃいました総務省の久本氏の談、あるいはミンヤ氏の談というようなことは、久本氏が総務省見解としてもしこれを言ったとならば、15年の9月に地方自治法の一部改正がされまして、指定管理者制度を導入ということになったときに、各省庁間でバランスが取れずして、そういう紛余曲折があったというように認知しております。特に、その当時、文化庁では指定管理者制度の導入は反対しておりました。しかしながら、総務省が机上論でもって調整してやるということで地方自治法改正がされましたので、やむなく、各地方自治体では、国の機関はやっているんだというように認識をしております。

そういう中で、指定管理者制度は契約ではなく、一方的に行う行為、それは元々、管理委託業務であったものを、いわゆる町の代行、あるいは市の代行、県の代行ということで、指定管理者に任そうという行為ですから、当然公的

な行為になるというように思います。

それと、今後、法律的要件でないというのは、それは当初からでそうでございまして、必ずしも公募ばかりがOKとは認識はいたしておりません。それは過去の議員の質問にもお答えさせていただきました。やはり、非公募がいい場合もございます。

そういう中で、公の施設に指定管理者制度を導入するということは、100%、町の施設のすべてのものに導入しようというように思っているものではございません。特にハーティーセンターでございますけれども、ハーティーセンターに指定管理者制度を導入しようすることにつきましては、今ほど文化振興課長が申し上げましたけれども、ハーティーセンター秦荘につきましては、愛荘町における芸術文化の振興を図るための発信拠点であるというように我々認識しております。地域住民の芸術、あるいは文化活動への支援、鑑賞機会の提供等を現在行っているものでございます。

今回の条例改正によりまして、指定管理者制度を導入しようとする目的につきましては、芸術・文化振興ミッション、いわゆる目的や役割の実現に向けまして、作品創造、いわゆる町が望むもの、あるいは指定管理者がやろうとするものから、貸し館事業にいたるまでの事業を、指定管理者制度の導入という趣旨を踏まえまして、町が行うべきミッションを指定管理者に一定募集要項という形で募集いたしまして、合理的・効率的に実施しようと、していただこうとするものでございます。

芸術文化と申し上げましても、本格的な舞台芸術から手づくりの演劇とか、あるいは町民の方が出席していただけるような合唱と幅広いものがございまして、指定管理者制度を導入することによりまして、募集要項で、先ほど言いましたように、町が実施していただきたい最低限の芸術文化振興事業は明記いたしますけれども、指定管理者は民間として町民目線に合った芸術文化振興事業企画実案していただけるものと、我々としては期待しているところでございます。

また、利用料金制を取りますことから、指定管理者の経営努力によりまして、貸し館事業の誘致や、あるいは入場料でペイができる可能な買い取り公演を実施させていただくなど、弾力的な運用が可能と考えております。

それらで得た利益を自主自立事業という形で、また町民文化の向上に寄与していただくというものが、ひとつの民間的な意義があるというように思っておりますので、ハーティーセンター秦荘には指定管理者は馴染むものというように考えております。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)住宅リフォームのことについて、私へのご質問であったかと思いますので、ちょっと考えを述べさせていただきたいと思います。

確かに、この政策は、住民の皆さんに大変な人気がありまして、早々と予算を消化してしまった。単に経済政策として取り組んだ太陽光、あるいは地レジ対策等もあるんですけれども、早く終わったことによって、この予算、私どもも他の経済対策で残っている部分がありますので、それが住宅リフォームの方へ回せんかなということも検討を先週もやっていたんですけども、ところが、もう既に、やっぱり住民の皆さんから、締め切った時点で、もう何軒か、その待ちがあったというのか、その点で打ち切らせてもらって、直ちに着工もされて工事も終わっているものもあるわけでして、それを途中からできることも非常に難しいという点もあります。それをやるとなると、また新たな施策ということになってくるので、かなりの議論が必要になってきますので、今年のところ、これで打ち切らせていただきました。

話が変わりますけれども、今の指定管理者制度の問題、給食センターの委託の問題等でかなり議論をいたしておりますが、全体といたしまして、私、どうも直感が非常によくて民間委託が悪いんだというか、端的な表現をしますと、どうもそういう議論がものすごく出ているように思うのですけれども、私は民でやっていただくことも、決して悪いことであります。今、市長(市長)から、小川(小川)がおされで、スムーズも、あるいはオガ、一時(一時)でも、かくして、ハマ吉(ハマ吉)

でやっていることは非効率の象徴みたいに言われた時期もあって、民できることは民でという議論がなされた時代もありました。

そういった流れを汲みながら、やっぱり効率的な住民の皆さんの税金で、どうして効率的な運営をしていくのかというのは、非常に大きなテーマであって、昔で言えば、工事でも全部直営でやっていたと、私どもが公務員になった時分は、工事ですら皆、直営で設計から工事までやっていた。もうそんなことはもうとくにみんな民間にお願いしていると、それがもう軌道に乗っているわけですけれども、これ全部、公が直営でやっているということは、いわば、ヒューマンの精神でやっていれば、そこには無駄も起きやすい、といった点も考えますと、やっぱり民が追求されている効率的な運営にお任せする点があつてもいいのではないかというふうに思うわけでございます。

この辺は、市場一辺倒主義についての少し見直しがある時期に入ってきたので、その辺をよくご議論しながら、住民サービスの向上につなげていくかなというふうに思っております。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)集中改革プランの関係でございますけれども、これは、合併しましてから作成をいたしました。主に定員適正化計画を盛り込んだ中で、公の施設であります指定管理者制度の導入についての一定の進め方を明記しているものでございます。

これは、指定管理者制度の導入に伴って、当然、職員の定数の適正化も大きく影響するというようなことから、重要なところになっているわけですけれども、この集中改革プランは今後にも見直しをしていかなければならないというふうになってございまして、指定管理者制度についても、複数年の契約となっております。そういう見直しの時期においては、やはり十分な検証が必要ではないかなど。それによって、職員の定数の見直しも自ずとしなければならないというふうに思っておりますので、これから重要な課題になってくるかなというふうに認識はいたしております。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。再々質問を行います。

まず、町長が言われた、私どもも前回の全協でも言っていますように、施設の条件と、それに伴って指定管理のあり方、言葉を変えれば、そういうことを前回の全協で訴えたつもりであります。

要するに、民間のノウハウを採用することがすべて悪だとは考えていないわけです。今もいましたように、文化振興課長の答弁した中に、要するに、より町民にどのように広い視野でそうしたものが取り込めるか、採用できるかという点では、直営では限界があり得るかもわかりません。民間を活用することによって、そういう企画やいろいろなものが、もし得られるかもわからない。といった意味で、今、県とのコラボしたように、そうしたものが生まれ得る状況が広がることはある得るでしょう。

では、体育施設がそんなものがどうであったのかという検証は要るでしょうということを言っているわけです。文化芸術については、要するに、どういう振興策があるかと言えば、斧磨ですか、ああいう祭りというか、踊りですか、あれをどうまちの中で位置づけて、どう振興を守っていくのかというのも、1つの大事なテーマになってくるでしょう。

それとも、ある意味では取り上げて、その町の主体性が問われている問題ですよと、まずは。しかし、今、指定管理の制度の議論は、要するに経費の節減効果のところが重点にされて、指定管理をするのかしないのか。結果、そのために、混乱を生じたわけです。今なおまだ、町民さん間で、使用料が徴収されたり、使用料が徴収されなかつたりという、こうした問題を起こしているわけです。それは、目的がしっかりと持ててないわけです。要するに、体育施設の公園的な、しかも、今まで広場として使われて、その用途で使われていたんですが、それが指定管理を導入したことには規制をしたために、混乱が生じた。それは、目的がしっかりしていないからですよ、導入されるのは。要するに、経費の節減効果ばかりに目が行って指定管理者制度を導入したということを、私はあえて厳しく指摘をしておきます。

だから、ハーティーセンターについても、そうした議論を踏まえたうえで、この中に書いてある総務省の久本氏が言ったように、要するに、小さな部分の指定管理があつてもいいではないですかというところにまで踏み込んでいるのです。すべてを任す指定管理ではないんだと。そういう発想を持っていること自体が、そういう疑問が多く出ていますが、そうではないですよという説明をされています。ですから、主体性の問題なのですよ、我がまちの。そのところをしっかりとしていただきたいと思うのです。

この議会でも2つの指定管理の問題が出ています。でも、その地域に合わせてどうあるのか、業務委託にとりあえずはいくのか、いかないのか。こうしたアクションを、1クッションにおいて、どう進めていったらいいのか。というのは、町民さん、もしくは各種団体も、こうした指定管理の指定が受けられる団体に成長してもらうためにも、こうした議論が必要なんだということ。ミツヤ氏のこうした議論の欠如というのが、私は非常に大事だなと。その大事な議論をしっかりしておかないと、結果として、良い、質の高い指定管理は生まれてこないということが私は両氏とも指摘があります。それは非常に大事なところです。大事なところを欠如させて、我々は進んでいれば、本当に禍根を残すので、その点だけは指摘をしておきたいし、再度、その点に立って、我々議会も、また行政も、これから起こそうとする、指定管理を導入しようとする施設についても、私はこうした観点で議論をしていくべきだし、その点は、評価委員会というようなものを設けるのも1つの手だというふうに言わわれています。こうした考え方について、今、突発的に提案しているんですが、評価委員会についての構想について、もし行政が持つておられるのなら、答弁をいただいきます。町長、非常に、リフォーム助成制度は、しつこく聞くわけですが、非常に前向きな考えの中で、行政を運営していくうえでの難しさというものを垣間見たところです。でも、効果があったことは事実です。ですから、この効果をやはり地域の活性化というには大きなものばかりではない。小さなことを助けすることも非常に経済効果があったことが立証されたわけですから、なんとしても、新しい制度でつくっていけないか、そのことを検討するという前向きな答弁をいただきたい。このことをもって質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)住宅リフォーム制度、本当にもうちょっと早く、お金がなくなった前にしたら、という正直な思いなんですねけれども、そうかといって、もう今、既にやってしまわれた住民さんもおられるんで、難しいなという正直な思いもあるんです。何かいい方法ないかなという感じはあります。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、指定管理者制度の再々質問にお答えいたします。

町の主体性の問題なんですが、町の主体性と言いますのは、あくまで募集要項をつくるということは、町の主体性がなければ募集要項をつくれるわけはないので、たまたま社会体育施設につきましては、以前からの全協の中でもいろいろと申し上げましたけれども、ちょっと思惑が外れたということもございまして、結果、住民さんを惑わす結果になったのかなというように思っておりますので、今後はランニングしていく中できちんと修正できるように、教育委員会ともやってまいりたいというように思います。

それと、久本氏が言っているというのはどういう趣旨かわからないんですけども、元々、先ほども申し上げましたように、総務省が15年の9月でしたか、指定管理者制度を打ち出した時に、各都道府県にすべて、いろいろ集める、あるいは出向いて、説明会をしてきました。

こういった中で、部分指定管理というのはあまり表には出ておりませんでした。なぜ、小さな部分についても、仮にハーティーセンターだったとしたら、ハーティーセンターの大ホールだけを指定管理して、小ホール以下は指定管理をしないとかいうようなものだと思うのですけれども、我々の認識していたのは、管理部門とソフト部分の、上下分離方式と言いますけれども、いわゆるソフト部分については直営でやりますよと、管理部分については指定管理をしますよという認識はあったんですけども、小さな部分についても了という話は、あまり認識は持っておりません。そ

ソヨギサムハルツムニムノレモリイミタ。

それと、外部評価委員会との関係なんですけれども、外部評価もいいことだと思います。しかしながら、その当時、指定管理をした目的と言いますのは、効率・合理的な、官ではできないことを民にさそうということとして、監査自身にも果たして入り込めるかどうかという議論もなされた経過がございます。

したがいまして、外部評価で1つの指定管理者に入って、民の立場で民に入るということになりますので、またイレギュラーになるのかなというような感じがしますけれども、外部評価委員会、我々の行政に外部評価委員会が入っていただかうというのは、今もう各都道府県なり市町村ではあると思いますので、それは可能だと思いますが、指定管理者の中で外部評価委員会を入れて、民間の方が民間の方を評価するというのは、私の考え方としてはいかがなものかというようには思います。以上です。

◇久保田九右衛門君

○議長(竹中秀夫君)8番、久保田九右衛門議員。久保田君。

(8番久保田九右衛門君登壇)

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田九右衛門。一般質問を行います。

この質問は今まで何人かされておりますが、再度質問させていただきます。学校給食センターのエネルギー源について、お尋ねします。

まず、電磁波問題についてですが、今日までも何人かの質問がありましたが、電磁波について、その後新たに研究やら勉強がなされたかどうかについてお尋ねします。

2つ目に、二酸化炭素問題についてです。3月の定例会の折りの質問の内容にもあったかと思いますが、電気の二酸化炭素の排出量が他のエネルギー源よりも非常に高い、多い。国を挙げてCO₂削減に取り組んでおられる中、公の立場で、そういう熱源を使用されるのはいかがなものかと、国の施策に逆行するのではないかと、そういうことを思っております。また、特に政権が代わり、CO₂の削減25%どうたわれております。そういうことについても大変懸念を持っているわけでございます。参考までに、そういう表をお渡ししております。参考にしていただきたいと思います。

次に、3つ目ですが、電力供給、これはやはり関西電力さんに料金を支払わなければならぬ。これは、やはり地元としては、そこには何の経済効果も出てこない。他の熱源であれば、やはり多くの業者がおられます。地域の経済の活性化につながるのではないかと。そういう点を3点が、私にとりましてはいかがなものかと思うのでございます。そういう点について答弁をお願いしたいと思います。

2点目ですが、道路標識についてです。確か私の記憶には、びわこ国体の時だったと思います。全県的に鉄道の枕木のような木材で、主要道路の交差点あるいはそういうところに標識が立てられておりました。しかし、最近あちこちに、もう影も形もないところもありますが、半分砕けて傾いて立っている哀れな姿が見あたるところが、町内にもあちこちにあります。

そういうものを、大変見苦しい感じがしますので、取ってしまうか、あるいは修理をするか、新しく立てるか、何らかの方向をしていただきたいと、町の考え方をお聞きしたいと思います。

3つ目ですが、衆議院議員選挙が終わりました。意外な結果に終わりまして、町の事業、いろいろと大きな事業がありますが、まず、湖東三山のスマートインター、これは認可があり、神郷彦根線、これも話がどんどん進んでおります。それから、先ほども出ております右岸道路、不飲川改修、いろいろな大きな事業があるわけですが、そういうことにおいて、町の事業がスムーズに進むか。進むように望みますが、町の今後の対応、この前も町長さんの全協でも話がありましたように、いろいろと努力はしていただいておりますが、今後のさらなる努力をしていただきますように、また答弁をよろしくお願いしたいと思います。以上、一般質問を終わらせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)久保田議員のご質問のうち、衆議院議員選挙の結果における町の事業についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、先の衆議院議員選挙の結果は、民主党が解散前議席の112議席から3倍近くの308議席を確保され、決まりの勢いで政権交代を果たされました。

民主党政権政策マニフェストには、暮らしのための政治をメッセージに、子ども手当の創設、公立学校を実質無償化し、私立高校の学費負担を軽減する。後期高齢者医療制度を廃止し国民皆保険を守る。目的を失った自動車関連諸税の暫定税率の廃止、高速道路を原則無料化して、地域経済の活性化を図る。戸別所得補償制度で農村漁村を再生する等々を掲げられており、新政権がスタートしようとしております。

これらの財源は、マニフェストにもありますように、国の総予算207兆円を全面組み替え、税金の無駄使い等を根絶して、来年度の目玉政策財源として7兆1,000億円を確保され、子ども手当の半額支給、あるいは公立高校の実質無償化などを実施しようとされております。

そのためには、景気対策のため編成されました緊急雇用対策等の本年度補正予算においても、未執行分については事業中止・凍結を示唆されております。また、民主党は無駄使い根絶の一環として現在の政策支出をすべて見直すとされております。

愛荘町にとりまして気になりますのは、高速道路原則無料化との関連で、仮称ではございますが、湖東三山スマートインターチェンジの整備でございます。6月30日、国土交通省より連結許可がありまして、県道部分の用地買収、付け替え町道の用地測量等に着手しているところでございます。

その矢先に衆議院議員選挙が執行されまして、民主党候補者が当選されました。当選議員と報道記者との懇談の場で、滋賀県第2区選出議員から、湖東三山スマートインターチェンジの整備に関し無条件に進めるのではなく党内で検証を進めていきたいと、計画変更の可能性を示唆されたことを報道で知り、今も申し上げましたが、国土交通省の連結許可を受け、既に用地買収等に着手していることでもあり、この先どのような影響が出るのか懸念をいたしている状況でございます。

このことにつきまして、彦愛大1市4町の首長が9月4日夜、民主党の議員と懇談されまして、湖東三山スマートインターチェンジの取り組みをはじめ定住自立圏構想など広域連携で進めてきた事業を説明され、理解を求められたところであります。

民主党議員からは、高速道路無料化の観点から、ETC装置等のないスリムなインターチェンジ増設の必要性を話されたところでございまして、今後、現計画の見直し、インター完成年度の延伸、財源スキームの見直し等に及ぶ恐れを危惧いたしているところでございます。民主党議員とは、今後も1市4町の首長と定期的に懇談する場を設けていただき、地域と国政とのパイプ役になっていただける約束を願ったところでございます。

いずれにいたしましても、本町には国の補助金を受け、県で施工していただく公共事業が多々ございます。県道神郷彦根線の整備、愛知川右岸道路の整備、インターに関連します国道307号線歩道整備および県道の切り下げ、不飲川改修等々が控えております。新政権下での自動車関連諸税の暫定税率の廃止、現施策のすべての見直し等から考えますと、厳しい情勢にはあることは存じておりますが、真にこれら事業の必要性を訴えさせていただきまして、早期実現に向け、県を通じ国に対して強く要望をしてまいる所存でございます。

また、冒頭申し上げましたように、財源確保のため、今年度景気対策で編成されました補正予算の見直しを示唆されており、既に愛荘町議会臨時会等で議決いただきました国の補正予算に関連いたします事業の執行は、問題は

ないものと考えております。

しかし、地域活性化公共投資臨時交付金関係事業につきましては、県より紙ベース、いわゆる正式な内示等の行為ではなく、公共投資臨時交付金の額として連絡を受けております事業につきましては、中止・凍結等何らかの影響があるものと考えております。今後、各大臣人事や今月16日の首班指名選挙後の政府の動向等を注視しながら、今後の対応を考えまいりたいと思っております。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

[政策調整室長村西作雄君登壇]

○政策調整室長(村西作雄君)ご指摘いただいております道路標識について、お答えをいたします。

これら標識は、議員ご記憶のとおり、昭和56年に開催されたびわこ国体の開催に向け、各自治会の表示や、主だった観光地の道案内をすべく、県の4分の3の補助事業により、各市町が取り組んだもので、愛知郡4町から犬上郡、神崎郡各町に事業が広がっていったものと承知しております。製作から30数年経過しており、多くの標識は木製のため朽ちてしまっていますが、いまだ残っているところがあるとのことでありますので、調査の上、対処したいと考えております。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

[教育次長辻孝志君登壇]

○教育次長(辻孝志君)久保田議員のご質問にお答えします。

去る6月議会で、小杉議員のご質問にお答えいたしておりますように、電磁波につきましては若干のデータ、あるいはそれを主張する人のデータというものはありますが、世界的に確立された電磁波に対する認識というものは、まだそこまでいっていないのが現状でございます。

家の中の設備を見ましても、電気製品が多くあります。電子レンジ・冷蔵庫・エアコン・テレビ・IHクッキングヒーター・ヘアードライヤー等々、並べかけたらきりがありません。こういった電化製品が人体に与える影響度につきましては、いろいろな方面から研究はされているものの、はっきりとした影響度は示されておりません。

また、国際的にもいくつかの人体防護に関するガイドラインがあります。電気製品や厨房器具は、いずれもガイドラインをはるかに下回っており、特に厨房器具につきましてはガイドラインの30分の1の値であり、人体に与える影響度はかなり少ないと思われます。

また、現在あるオール電化方式の給食センターの空調および給湯機器には、電気式ヒートポンプ技術をつかった機器を採用させていただいております。この機器は空気の熱を回収して熱出力を出せる機器で、電気エネルギーを1投入すれば、3倍から5倍のエネルギーを取り出せます。したがって、同じ熱エネルギーを得る場合、電気式ヒートポンプ機器は消費エネルギーが少なくなり、結果的にCO₂の排出量が少くなります。このことから、新給食センター建設に関しましては、施設内ではCO₂を直接出さない熱源としてオール電化を考えており、併せて、電磁波の影響が少ない厨房機器を採用していきたいと思っております。

次に、他の熱源であれば町内の経済活性化にもつながるとのご意見ですが、先に申し上げましたとおり、熱源については電気と考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上、答弁とします。

○議長(竹中秀夫君)8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田。再質問を行います。

選挙後の町の事業についてですけれども、この間の全協でも町長さんがちょっとしゃべっておられたのに、田島先生のところへ行かれた時に、ちょっと対応が非常に、「今まで呼んでくれんと、今さらなんや」と、こういうような口ぶり

やったとお聞きしたわけですが、今までずっと藤井先生に頼っていたわけですね。早い内に結論が出てしまえば、それはまた別ですけれども、今後、藤井先生の扱い方はどんな具合にされるのか。また、また選挙があり、また交代というような結果になつたら、また同じことを言われるやないかと。今までのつながり等もありましょうし、今日までのこともありますから、そういうことも、私ちょっと考えるわけですけれども、そういう点についてお尋ねしたいと思います。

それと、学校給食の電気エネルギー、すべてが悪いとは申しませんが、やはり、現場では確かに、ほかのものに比べれば、CO₂は少ないはずです。けれども、生産過程においてのCO₂がものすごく多いと。皆さん、理事者の方に表を渡させていただいてありますとおり、ここも出でますが、1,000kalをつくるのに、電気は0.419、まあ4ですね。そうすると都市ガスだと0.192、都市ガスだと、ざっと電気が4とすれば、都市ガスだと、ざっと2という勘定になります。そこへ、LPガスだと2.5。この表を見ると、電気をつくるのにいかにCO₂を撒き散らせているかと。使う時にもうほとんど完全燃焼しますから、使う時にはもうCO₂はほとんど出ないとおもいます。けれども、生産過程で、それにおいて、民主党は今25%削減と言っています。それにえらい逆行するのではないか。どんどん電気をつくって、それで電磁波、IH・電子レンジや電気、あるいはいろいろな電気器具、掃除機とかドライヤー、案外電磁波が出にくいです。ITは電磁波をもうに出している器具ですので、すべての熱源を、オール電化じゃなくして、部分的な熱源を考えられてはどうかと。

それと、先ほども、誰かの質問にありましたように、執行部の考え方議会は承認をするだけやと。案外、議員の意見なりいろいろなことが反映していないと、今までだいたいそういうことをつくづく感じるわけです。やはり、いろいろな意見なりがあれば、もっと積極的に研究なりしていただいて、意見の反映をしていただいてと、かように思うわけです。そういうことについてもお答えを求めることがあります。

それと、道路標識ですけれども、やはり、私たち、町内ぐらいだと、ここはどこの在所で、どっちに行ったらどちらへ行けるというのは十分把握しているわけですけれども、やはり他所から町内へ来られ方、こっちへ行ったらどこへ行けるのやうな、そういう標識を、今後新しく立てていただければ、けっこうかと思います。

やはり、私たちも知らない土地へ行って、こっちへ行ったら、あっち、こういう在所に行きたいんだけれども、どの道を行ったらいいのかなという、迷う時があります。そういう時に標識があると、こっちへ行こうかという大変便利なことがありますので、そういうことを考えると、ぜひとも再考をしていただきたいと、かように思うわけです。以上、答弁をよろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、今回の選挙を受けて、今まで、特にインターチェンジについて、大変相談相手になつていただいた藤井議員との関係は、どうするのかと、こんなご質問でございますが、これからは、やっぱり、今日の新聞にも出でていますけれども、頼りにしてきた自民の国会議員さんが、もう県内にいなくなつて、今後は要望は、与党の民主党の議員さんされることになってくるというのも、各市町長が述べておるところでございます。

一方で、民主党国会議員の方は、国会議員を通じないと予算がおりないというような仕組み自体を見直さなければいけないんだと、国会議員と地方のあり方を再構築する必要がある。今までの陳情政治を見直すと、こんなこともおっしゃっているんですけれども、それなら、地域の声、まちづくりの住民の声やまちの声をどうして国政に反映してもららうのかということで、私どももどんな方法があるのか、まだ見えてこないし、民主党政権のこれから対応として、やっぱり地域で根ざした国会議員さんになってほしいなというように願っているところでございます。

今後、この点について、民主党自身もこれからどう対応していただけるのかということでございますが、藤井先生との関係については、長年の政権政党としていろいろな経験を積んで来られて、いろいろな知識や人脈を持っておられますので、いろいろなアドバイスをこれからもいただけたらなというように思っているところでございます。

それから、議員の声がなかなか町政に反映していないというお声も今いただいたところでございますけれども、私ど

もみんな真摯にもちろんいつもいたしておりますし、すべてのことがご意見どおりにならないこともあるかと思いますが、やっぱりそれは、お声をいただいたものはちゃんと検討して議論して、できることは一番いいし、今後のテーマとして残るものございます。決しておろそかにしないように、職員一同これは今後とも心して取り組みをさせていただきたいと思っています。

それから、先ほど副町長からお答えをいたしましたが、町政への政権交代による影響、これつい先日、課長会を通じて私どももそれについて検証をせよというので指示をいたしました。ざっと、経済危機対策の、これまでの本町の取り組みは巨額でして、約8億円にのぼっているんです。いろいろな、何回にもおよぶ補正、それから、国庫からいただいている補助金、もう執行したものもたくさんありますが、トータルで8億円くらいになるわけです。

これについて、それぞれの各課で、進捗状況も合わせて、今、情報を十分集めながら、今後の対応を考えるようにと指示をしたところでございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)久保田議員の再質問で、集落の表示看板等がもう朽ちてしまっている中で、やっぱり、そういうものがあると非常に便利だし、どういうふうに考えているのかというような再質問をいただいたところでございます。

確かに、それぞれの信号には、市とか、また日加田南とか、そういった表示がされているというふうに記憶しておりますけれども、その信号の表示だけですべての地域が表示できているというふうには思っておりません。

旧の秦荘地区では、平成の初めくらいから集落のシンボル塔ということで、集落の出入口にシンボル塔を立てて、そこに集落の表示をしてもらうという事業もあったわけですけれども、限られてもございます。

今後こうした案内看板の設置は、やはり地域の誇りや一体感の醸成、さらには定住促進も図る意味からも必要であるんではないかなというふうには認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)熱源の関係で、再質問をいただきましたけれども、環境省が出ております温室効果ガスの排出抑制等の指針にもありますように、地球温暖化対策推進に関する法律の一部を改正する法律が、平成20年12月12日から施行されておりまして、そういう中でも、温室効果ガスの排出の抑制等にかかる措置をしていかなければならぬというようなことで、空調設備であるとか給排水設備、給湯設備等々、温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備を設置していくというふうなことで考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。

とにかく、せっかく給食センターをつくっていただく。5年や10年でやりかえるわけにはいきません。せっかくつくったらやはり長いこと使っていただきて、やはり後世に悔いのない立派な施設をつくっていただきたい。十分いろいろ考えてつくっていただきたいと、それだけ注文しておきます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたします。再開は45分といたします。

休憩午後2時30分

再開午後2時45分

◇河村善一君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を行います。5番、河村善一議員。河村君。

○5番(河村善一君)5番、河村善一。3つの点について一般質問を行います。

新しく建設が予定されている学校給食センターの場所についてですが、7月27日の全員協議会で説明があり、東部地域公園内的一部で、道路より西側の川久保の集落の家に近いところに建設を予定しているとの説明がありました。その際、私は質問をさせていただいたのですが、その後、何人かの住民の方々より、心配だとお尋ねがあり、そこで、再度住民の方々に納得していただけるよう、説明を求め質問をさせていただきます。

現在ある愛知川の学校給食センター、現在のところは市にあります。市にある愛知川幼稚園の近くの場所にございます。当初できたころは、民家から離れた場所に建っていました。しかし、最近では、給食センターのすぐ近くにまで家が建ち、そのにおいがするのと音が出るので、苦情が寄せられていると聞きます。

今度新しく建設を予定している学校給食センターでつくる給食の数は、現在の倍近くの3,000食となり、てんぶらを揚げたりする時のにおい等も倍となり、心配されます。また、音も倍程度ではないか心配しているところです。

現在は、それらのことを解消するための技術が進歩し、調査されていると思いますが、100%完全とは言えないと思います。もし、自分たちの集落で建設が予定されたとするならば、極力民家から離れたところに建設してもらうよう要望すると思うのです。それなのに、何ゆえ道路より西側の集落の家の近いところで建設されるのか、今後、においとか騒音の問題が起こらないのか心配でなりません。地域の皆さまのご意見を踏まえて、答弁願いたいと思います。第2点、太宰治生誕100年と愛荘町総合計画の「ともに育つ学びと文化のまちづくり」について、ご質問させていただきます。

作家太宰治が生誕して100年を迎えると言います。全国で太宰治ブームとなっています。ここ愛荘町にも、太宰治と関係の深い方がおられます。太宰治の代表作『斜陽』のモデルとなった太田静子さんですが、幼少期を愛知川で過ごし、愛知高等女学校の出身者と聞きます。ちょうど今年、愛知高100周年と聞き、何かしら不思議な縁を感じるところです。

太田静子さんは既に亡くなっていますが、一人娘の太田治子さんがおられ、現在、作家として活躍され、お母さんのこと、愛知川のこと、諸々のことを書いておられます。愛知川図書館にも太田静子・治子コーナーが設けられているところです。

たまたま太田静子さんと私の母とが同級生ということもあり、太田治子さんに会う機会がありました。その時、「いつも母(太田静子さん)は、愛知川の市村におられたのですが、「愛知川の市村から見る鈴鹿山脈の山並みが大変美しくきれい」と言っていました」と話されました。私どもが毎日見ている鈴鹿山脈の山並みを大変美しくきれいだと、ふるさとを忘れず大切に思われていた太田静子さんを知り、感激とともに、心豊かな気分になりました。

愛荘町総合計画2008年の第5章「ともに育つ学びと文化のまちづくり」で、文化のまち愛荘町をめざすことは書かれています。村西町長自身、その総合計画の発表のあいさつの中で、「町中に文化の華りがただようまちを、住民の皆さんと一緒に創造していきたい」とも述べられておられます。その意味でも、前述の太田治子さんはじめ愛荘町にゆかりのある方をお呼びして、故郷についてお話ししていただく講演会を企画されたらいかがかだと思いますが、町長の意見をお尋ねいたします。

もう1つ、愛荘町にゆかりのある方を町史編さん室に尋ねたところ、以前につくられた秦荘町人物史はあるが、愛知川地区の人物史がないと聞いております。そこで、ぜひとも町史編さん室が閉まるまでに、愛知川地区人物史を含めた愛荘町人物史をつくっていただきたい。そのことは、総合計画に書かれてある郷土の歴史文化の継承につながることだと思います。その計画はあるのか、お尋ねいたします。

第3点、集落の字史の編さんに取り組んでまいりましたが、大切な文化財資料の保存のため、町が責任を持って引き取るべきだと思いますが、今後、その予算的措置を求めるということで、質問させていただきます。

愛の杜町の町史編さん室がついに愛知川町の歴史』(『まつりの里とおとぎの里』)をもつて、来年の3月に閉じられてしまうとしています。そこで、私の住んでいる集落では、愛荘町の町史編さん室が閉じられる22年3月までに、自分たちの集落の歴史をつくろうと、昨年より2年計画で歴史の編さんに入りました。この間、町史編さん室には歴史の編さんそのための全体会議への出席および資料収集に大変ご協力をいただき、感謝しています。今回取り組むことによって、集落の旧家の蔵に眠っていた貴重な資料を町史編さん室に提供していただけることができたのも、今回の成果であると思っています。

現在、集落の歴史を編さんしている途中ですが、よく言われることは、1つ、「もっと早く、10年前にでも歴史の編さんに取りかかっておれば、多くのことをご存知の諸先輩に聞くことができたのに、もう亡くなってしまっておられるのでどうしようもない」とか、「家を建てた時に、史料を処分してしまった。それまでだったら、お菓子の焼印とか看板とかポスターなどもあったのに、もう使わないので、ごみとして処分してしまった。どうしようもない」とか、「家に薬をつくる道具一式あったが、それを町が引き取ってくれるんだったら提供させてもらったのに、もう使わなくなってしまったので、処分した」等々の意見でした。

そこで、遅きに失した感はいたしますが、文化財保護の観点からお尋ねいたします。

第1、土地では、農地から宅地に変える時に、埋め立て前に町および県に史跡調査の届け出が義務付けられており、そこで歴史的な史跡が出た場合、そちらが優先され、史跡調査が終了するまで、埋め立ても作業もすべてストップすると聞いています。

そこで、家を建て替えたり改造される場合には、各家の歴史的資料を処分される前に、町史編さん室または教育委員会の担当部署に報告してもらうようにする手立てはないものか、お尋ねいたします。

もし、その手立てがないとするならば、重要な歴史的資料の提供をお願いすることを住民に周知徹底すべきであり、各自治会にもご協力をお願いし、町でもその窓口をちゃんと設けるべきだと思うのです。

第2、薬の道具一式はじめ民芸品等の貴重品を提供したいとおっしゃっている方がおられます。一度処分してしまったものは取り戻すことはできません。文化的な損失は計り知れないと思うのです。お宝鑑定団ではありませんが、住民の皆さんにとって、その価値が十分にわかっていないこともあるのではないかと思うのです。できれば、町で一旦引き受け、史料調査を十分して、保存するものは保存し、処分するものは処分していただいたらどうだろうかと考えています。そして、これらの史料の博物館か資料館を設けてもらいたいと思います。

現在の歴史文化博物館では狭いと思われる所以、十分に受け入れのできる建物の確保または建設を求めて、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(竹中秀夫君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)河村議員のご質問のうち、太宰治生誕100年に寄せて、ゆかりの人を呼んで講演会を開催したらどうかとのご提案について、お答えをさせていただきます。

かの天才作家、太宰治が愛知川と深い関わりがあるということを、実は私は何も知りませんでした。今年の6月頃、教育長から、太宰治の子どもである太田治子さんがNHKの記者を伴って愛知川に来ておられるのだということを知られて、びっくりしたわけでございます。お会いすることはできませんでしたが、その後、太田治子さんの母、太田静子さんと、そして先刻亡くなられた河村議員のお母さんが女学校時代にクラスメートであると聞いて、二度びっくりした次第でございます。

それ以来、にわかに太宰治についての関心が高まりまして、太宰治の作品、『走れメロス』、あるいは『御伽草子』とか『斜陽』とかなどを読みました。昭和23年に若干39歳で三鷹の玉川上水で心中するまで、たくさんの作品を書いておられます。今なお若い人たちの共感を呼び、絶大な人気があるようございます。津軽の大地主の子として牛主

れ、何回も自殺を試みるなど數奇な人生を歩んだ太宰治の生き方に興味を覚えています。そして、太宰治の子、治子さんを産んだ太田静子さんが、現在の成宮医院のところにあった太田医院の医者の子で、愛知川や近江鉄道の思い出をいつも娘の治子さんに話されていました。太宰治の「治」の字をいただかれたその治子さん、作家活動をされるかたわら、一時、NHK教育テレビの番組「日曜美術館」の司会アシスタントも務めておられます。

そして、昭和59年に中央公論に連載されました『心映えの記』に、母、静子さんの故郷愛知川の思い出がたくさん語られているところでございます。『心映えの記』私も図書館の太宰治コーナーでこの本を借りて読みましたが、260ページを超える自伝的小説で、その借りた本には「太田治子」と直筆のサインが入っていました。その時に気づいたのですが、旧郡役所の保存運動をされている団体の1つに「心映えの会」というのがございます。これから命名されたのかなと思った次第でございます。

蛇足ながら、NHKが先般取材されました、この太田治子さんとの取材の結果を、10月に放映されると聞いています。

愛荘町と関係のある人たちにおかれることと思いますが、ぜひ議員ご提案のような、このような地元にゆかりのある方をいろいろな催しにお呼びし、講演をいただけたら、町民の皆さんも関心を持っていただけるのではないかと思いますので、今後実現に向け、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

(教育次長辻孝志君登壇)

○教育次長(辻孝志君)河村議員のご質問にお答えします。

におい・騒音等に関し、地域の皆さまのご意見を踏まえて答弁をとのことですが、この件に関しましては、先の6月議会で小杉議員のご質問に答弁させていただきましたとおり、地元の役員さんと先進地視察を行い、集落から少しでも離れた町道東部開発線沿いに施設を設置し、議員もご心配をいただいておりますにおいや騒音に対する影響を、極力少なくするよう、工夫することで、基本的に合意をいただいておりますが、詳細設計が出来次第、協議をさせていただくこととしておりますので、現在の計画用地で建築を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

(文化振興課長林定信君登壇)

○文化振興課長(林定信君)河村議員のご質問のうち、2点目の人物史の編さん、ならびに3点目の文化的史料の保存について、お答えさせていただきます。

まず、愛知川地区の人物史の編さんについてお答えいたします。秦荘地区におきましては、秦荘町人物史が秦荘町老人クラブ連合会によりまして、昭和57年に刊行されております。愛知川地区におきましては、これに相当するものはまだ発刊されておりません。

また、各集落史編さんや町史編さん事業によりまして、愛荘町出身で社会に多大な貢献をされた著名な方も多くおられる一方で、秦荘町地区においてさえ、まだその功績がいまだ埋れたままの方々が数多くおられるということが明らかになってまいりました。これらの方々の実績を掘り起こし、書き残しておくことは、その恩恵を直接あるいは間接的に受けております私たちにとって、大変意義のあることと存じます。

しかしながら、今般の経済情勢におきましては、町史編さん事業等によりまして基礎的な資料は整いつつあるとはいえ、愛知川地区の人物史あるいは愛荘町人物史の編さんというような、まとまった事業に着手することは、かなり困

難と言わざるを得ません。

町史編さん事業によりまして収集されました資料につきましては、現在、図書館におきまして一部整理作業がはじめられております。人物史編さんにつきましては、図書館と連携をとりつつ、少し長期的な視点で考えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、文化的史料の保存でございます。昭和54年に愛荘町域の集落史編さんの先鞭といたしまして安孫子史の編さんが開始されて、その後、10数の自治会で集落史刊行事業は着手されており、議員が尽力されております中宿を含めまして、現在進行中のものもございます。

さらに、平成13年度に旧秦荘町および旧愛知川町において相次いで町史編さん事業が始まり、集落・神社あるいは寺院など、または個人所有の資料等の悉皆調査が実施されました。貴重な発見などもありまして、今日の地域資料への関心の高まりというものを生んでおります。

その一方で、議員ご指摘のように、家あるいは蔵等の建て替えによりまして、地域資料が廃棄・散逸するなど、残念ながら人知れず消滅してしまった資料も多いかと思います。住宅の建て替えや古い資料の処分につきましては、事前に連絡・協議いただいた場合には、従前から必ず現地に赴いて現物を実見してから判断し、重要なものにつきましては、所有者の了解を得て、寄贈あるいは寄託の手続きをして保存を図ってきました。

その判断基準といたしましては、まず、文化財的な価値があるかどうか。2番目に、地域の歴史文化というものを表現しているかどうか。3番目といたしまして、これは実用的な価値なんですけれども、博物館等で行います体験教室などで実際使用できるかどうかという形で判断しております。したがって、民具などにおきましては、保存状態のよいものを新たに収集した段階で、状態の悪い物を一部廃棄処分するということもございます。

地域資料の受け入れの窓口といたしましては、旧秦荘地区におきましては歴史文化博物館と町史編さんの担当、旧愛知川町地区におきましては町史編さん担当あるいは図書館という形になっております。やはり、資料調査等を通じた人的なつながりからの申し出が多いということによりまして、現在も複数の窓口という形になっております。

今後も図書館等と連携を図りながら、地域資料についての理解をさらに深めて町民にいただきまして、地域資料の処分にあたりましては、歴史文化博物館あるいは図書館へぜひ相談していただきたいということについて、一層周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、収蔵施設につきまして、現在、歴史資料等地域資料につきましては、歴史文化博物館あるいはその他庁舎等、または旧郡役所などにおいて保管しております。

確かに、歴史文化博物館の収蔵庫は既に飽和に近い状態でありますけれども、古文書あるいは工芸品等、その収蔵環境に神経質にならざるを得ない資料につきましては、歴史文化博物館の収蔵庫におきまして、比較的収蔵環境に神経を使わなくてもよい資料、考古資料であるとか民俗資料の場合でありますけれども、それにつきましては、他の施設の空き空間を活用していく。あるいは、原資料、元の資料を写真撮影をしたフィルムであるとか、その焼付けしたものにつきましては、二次的な資料ということで、本物が保存されるということで、その活用の便を考慮いたしまして、図書館などで保管するという形で分散収蔵することによって、当面の間、まだ収蔵スペースは確保できるものと考えております。以上、答弁いたします。

○議長(竹中秀夫君)5番、河村君。

○5番(河村善一君)学校給食センターのことについて、再度というよりも、ちょっとお尋ねしたいのは、西側にアーチェリー場を設けるという話もあり、多目的グランドというようなこともあります。そういう公園用地として、学校給食センターを提示されたわけですが、今後、アーチェリー場は県の廃止というか、そういうようなことがあるわけですけれども、そういう見直しはあるのかどうかというのが、第1点お尋ねしておきたいと思います。

第2点、僕の知っている情報とともに、お話をしておきたいと思うのですけれども、今町長から言われた太田治子さん

のことについてですけれども、10月4日の日曜日にあるよつなことを聞いております。夜NHKの教育で10時から11時、「斜陽への旅、父太宰と母の眞実に迫る」というようなことであるということでございます。
それとともに、紹介を兼ねて皆さんにも関心を持ってもらいたいと思ったことは、9月4日に発売された、この『明るい方へ』という中で、愛知川についてちょっと触れられているところがありまして、紹介しておきたいと思います。
「太田静子の故郷の近江の湖東のまち愛知川へ向かったのは、つい一週間ほど前のことである。関西地方にも梅雨入りが宣言されるその前のことだった。なだらかな鈴鹿山脈の山並みに囲まれた愛知川には、古くからの中山道が走っている。母が69歳で空の上へ行って間もないおよそ25年前のひな祭りの頃に、私は初めて愛知川を訪れた。24歳で状況以来、一度も故郷に足を踏み入れることのないまま、いつもなつかしく思っていた母に代わっての旅であった。今回はNHKのドキュメンタリーのスタッフと一緒にした。新幹線で米原に出て、そこから在来線の近江鉄道に乗り換えた。トコトコと近江の野原を走り抜ける2両編成の電車に揺られて愛知川駅までおよそ50分近くかかった。小さな愛知川駅には、駅ギャラリーができていた。改札口を出て、いざ曇り空の下を歩き出すと、まばらに並んだ古い木造の家々の1つひとつがほのかに笑いかけてくるような気がした。こののどかさに、どこかで出会ったことがあると思った。」というようなことで、愛知川のこと、あるいはそのことについて、愛知川小学校のこと、郡役所のことについても、ちょっと触れられているところがございます。

皆さんも、ぜひ関心を持っていただいて、そういう方、あるいは太田さんだけではなく多くの郷土に関係ある人たちの講演会、あるいは愛荘町の人物史をぜひつくっていただきたいと思いますし、今後もぜひそういう方のご紹介をお願いしたいと、こう思います。

それともう1点、質問になるわけですけれども、どうしても、今、郷土の古いものが処分されることが、どうしても止まらないと自分の感じでも思っているわけです。だから、ぜひ今より自治会長あるいは分館長にぜひそういう働き・役割をお願いする形で報告してもらう。だから、個人から、自分から言うということはなかなか難しいと思うので、そういうことに関心を持ってもらって、郷土のその家の古い伝統的なものというのは、あなた個人のものではない。愛荘町の財産なんだというようなことでの認識を皆さんに持っていただく必要がある。僕はあるんじゃないだろうかと、こう思いまして、それを要望しておきたいと思います。

なお、前回の質問の中で、僕も書き忘れたところですけれども、秦荘町の方で前あった時に、秦荘町の郷土史というのがつくられていたと思うのです。それで、愛荘町の人物史にも関係することになると思いますけれども、そういうようなこともお考えなのか。あるいは今後ぜひ郷土史というものについてのお考えはあるかないのか、ぜひ要望しておきたいと思います。できることはできていると思うのです。秦荘町の郷土史を見せていただいたことがありますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

○文化振興課長(林定信君)郷土の古い資料のことにつきましては、戦後、古い家が建て替えられるようになってから、どんどん散逸するようになっておる状況でございます。

議員が今申されますように、こういう資料につきまして、なかなか個人から申し出られる場合が少ないので、今こうやって明らかになってきましたのは、町史編さん等、あるいはその他の歴史文化事業の中でいろいろな方々とつながりができる中で、これはいいものですねと、こちらから働きかけるような形で残ってきたものじゃないかなどと思っています。なかなか、そういう、ちょっとうまく効率的には進まない部分もありますけれども、とりあえずはこういう形で、こちらからぜひ残してくださいとか、公のところで保存を図りたいという形で提案するような形で保存していくみたいということと、やはり、その窓口があまり明らかになっておりませんので、広報等で、そういう場合にはぜひ相談していただきたいという形で、今後図っていきたいと思います。

もう一つ、郷土史につきましては、昔話というものが秦荘でも愛知川でも確かに刊行されております。秦荘地区につきましては残部が少なかったということで、再版を博物館でしまして、それを販売等もしております。

あるいは、昔話でございますので、こういうものに成り代わるものではございませんけれども、その辺につきましても、今、町史編さん史等で集まっている資料をこれからどういう形で公開・活用という形でしていくかということ、図書館の方で考えていただいておりますので、その辺につきましても少し時間をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ちょっとお詫びして、ちょっと先ほど、沓掛というところを中宿というふうに、誤解したと。中宿も編さん事業をやっているということでありますけれども、議員さんのところは沓掛でありますので、訂正させていただきます。

それと、今のご質問に関わることでありますけれども、やはり、これはアイデンティティと言いますか、帰属意識、ふるさと意識を形成するためには、そういう文化財を継承したり、町の出身のゆかりの方も、NHKの「ようこそ先輩」みたいな形で、招いてお話しitただくことや、そうしたこと、我がまち意識を高めるには有効な手段になると思いますので、いろいろな刊行物も含めて、可能な限りといいますか、予算の許す限り検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

◇小川勇君

○議長(竹中秀夫君)次に、7番、小川勇議員。小川君。

[7番小川勇君登壇]

○7番(小川勇君)一般質問を行います。

(仮称)湖東三山スマートインターチェンジ設置計画の見直し発言について、お尋ねをしたいと思います。

(仮称)湖東三山スマートインターチェンジの設置計画については、旧秦荘町時代から30数年来にわたる地元の悲願が実り、上下線秦荘パーキングに接続するスマートインターの連結許可を今年の6月30日付で金子国土交通大臣からいただき、平成25年の開設を目指して、いよいよ今年度から工事に着手されるよう、町当局からの説明を受けました。

また、国道307号から計画されているアクセス道路にかかる水田5筆の買収も、地権者 地元のご協力を得て既に終えられたと聞き及んでいます。さらに、県においても、この道路を県道として事業実施されることになっております。

加えて、この工事により町道松尾寺野瀬線が通行不能となることから、昨年来より地元集落と協議を重ね、代替えとなる新町道の認定も今年の3月町議会で議決し、現在、その道路の詳細設計中であり、町において国庫補助を受け用地買収や工事に着手されることになっています。

このように、今年度からの工事着手は周知の事実であるにもかかわらず、先月、衆議院議員選挙結果により民主党が政権交代を果たされ、滋賀県においても自民党議員が皆無という異常な事態になった中にあって、9月1日の中日新聞によると、2区選出の田島一成議員は県政記者クラブの会見で、「高速道路が無料化すれば、ETCや料金所は不要になる。インターのあり方を検討しなければならない」と話していると報じています。

数年来よりルートに従い開設準備を進め、ようやく国土交通大臣から連結許可もいただき、やっと念願がかなったと安堵していたのに、政権が代わった途端にこのような発言は、まさに青天の霹靂であると思います。この発言の真意を確認いただくとともに、今後工事着手について町長はどのような考え方を持っておられるか、お尋ねいたします。以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)民主党田島さんのスマートインターチェンジ見直し発言について、小川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今まで、30年来の地域の悲願として、要望をし続けてきました彦根－八日市間のインターチャンジにつきましては、平成15年に2市4町で湖東三山インターチャンジ建設促進期成同盟会を結成し、全力で取り組んできました。ようやく念願かないまして、本年6月、待望の連結許可を国土交通大臣から受け、直ちに建設用地につきまして、地元地権者のご協力をいただき、既に国道307号からの入口部分につきましては、買収完了となり、いよいよ工事着手となる寸前でありました。

その矢先、政権交代を実現されました民主党2区選出の田島一成国会議員の選挙直後の会見で、湖東三山スマートインターチャンジについて、「高速道路が無料化すれば、無条件に進めるのではなく、党内で検証してインターチャンジのあり方を検討しなければならない」と発言された旨大きく報じられ、一挙に地域住民に、本当にできるんだろうかとの不安が増幅・拡大してしまったものであります。

私たち彦愛犬1市4町長も、これは大変だということになりました、直ちに連絡を取り合い、9月4日夜、ご本人と懇談をすることができました。その結果、先ほど来、何回か出ておりますけれども、代議士からは「マニフェストにも記載のとおり、高速道路を無料化して出入口を増やすことは必要であり、湖東三山スマートインターチェンジの新設そのものは否定するものではない。ただし、ETC装置などは不要となり、設計を見直す必要があるので、時間をいただきたい」とのことです。

町においては、インターチャンジにかかる用地買収や町道の付け替え、それからインターに使う良質残土のストックなど、その準備を着々と進めておりまして、政権交代による事業進捗の遅れは絶対許されないと想いで今後とも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

代議士自身も、湖東地域の活性化を図るためにインターチャンジ新設は必要であるとの認識をいただいていることから、地域の代弁者として、今後とも国政とのつなぎ役を果たしていただけるものと考えているところでございます。

なお、インターチャンジ建設にかかる事業の分担、費用分担についても既に決定をされているものでございまして、これを堅持いただくよう、併せてお願いをしてまいりましたところでございます。

スマートインターチェンジは全国で展開されているものでございまして、新政権の中でどのように今後議論されていくのか、国・県とも連携をとって注意深く見守ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(竹中秀夫君)7番、小川議員。

○7番(小川勇君)再質問ではないんですが、意見をもうちょっと付け加えさせていただきたいと、このように思います。

この三山インターと同様に、蒲生インターも連結許可が出ておるというように聞いております。そうすると、蒲生インターは4区の奥村代議士さんの中で、この時の当選の同じ新聞の中で奥村典三代議士は、インター直接には触れられてはおられないのですが、この新聞をちょっと読みますと、「民主党にこれだけの信任をいただいたので、しっかりと政権運営をするという自覚を持ちたい」と、1点を見つめ厳しい表情で語ったと。惨敗した自民に対しては、「政権与党として、国民の思いをもっと知るべきであった」というように、奥村さんは言っておられるんです。「自民党の国会議員が誰もいなくなり、県政も大変だろう。ただけれども、従来の自民党政治は、自民でないと仕事ができないと縛りをかけてきたが、我々は胸襟を開いて寛大にやっていく、胸襟を開いて寛大にやっている」と、こういうふうに奥村先生は言っておられるのです。

これら辺の違いをしっかりと我々もならないものと、こういうように思うわけでございます。どうかひとつ、町長さん、今申されましたように、そんなことは関係なしに、どんどん攻めていただいて、こういうように感じるところでございま

す。ありがとうございました。

○議長(竹中秀夫君)これで一般質問を終わります。

◎人権擁護委員の推薦の件

○議長(竹中秀夫君)日程第4、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題にします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○事務局長(山田清孝君)人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、ご説明いたします。

愛荘町の人権擁護委員は、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名をお願いしています。現在、人権擁護委員の辻野逸司さんが、平成21年12月31日に任期満了となることから、大津地方法務局より人権擁護委員の候補者の推薦依頼がありました。

今回2期目の再任委員として、辻野さんを推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長から意見が求められており、適任かあるか否かの意見をお願いするものでございます。

人権擁護委員の役割・使命につきましては、国民の基本的な人権が侵害されることのないよう監視し、これが侵害された時は、その救済のためにすみやかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及・向上に努めていただくことになっております。任期は3年で、法務大臣から任命されます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより、意見の発言を求めます。2番、上林直君。上林君。

○2番(上林直君)人権擁護委員の推薦について意見を申し上げます。

町長から推薦があった辻野逸司さんは、愛荘町川原766番地3にお住まいで59歳の方です。今まで人権擁護委員として、積極的に活動に取り組まれ、過去に青少年育成協議会委員、地区同和教育推進協議会会長等歴任されて、地域の実情にも精通者であり、温厚で誠実な人柄は、社会貢献の精神に基づき、引き続き人権擁護委員としてその使命を發揮されるものと思います。このような方が人権擁護委員に適任者だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)ただいま上林議員から発言がありました。議会の意見として適任であると町長に回答することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては適任であると、町長に回答することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第5、同意第6号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)同意第6号でございますが、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

この委員につきましては、地方公務員法の懲戒処分を行うにあたって、審査をいたく委員でございまして、自治法の施行規定によりまして、この委員は3人をもって組織すると、その構成は、学識経験を有する者から2人、職員から1人を議会の同意を得て指名するものとなっているところでございます。

したがいまして、同意第6号、住所滋賀県彦根市馬場1丁目1-1大和田(おおわだ)敢(かん)太(た)生年月日昭和

24年11月24日生まれ、この方は、大学教授でございますが、これの選任について同意をお願いしようとするものでございます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、同意第6号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、同意第6号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第6、同意第7号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)同意第7号の職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてでございますが、提案理由につきましては、第6号と同様でございます。この第7号は、住所滋賀県彦根市佐和町3-15生駒(いこま)英司(えいじ)生年月日昭和32年2月20日生まれ、この方は、弁護士でございますが、この方の選任に同意をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、同意第7号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、同意第7号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第7、同意第8号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

○町長(村西俊雄君)同意第8号、これも6号、7号と同様に、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1394番地宇野(うの)太(た)佳(かし)司(じ)生(せい)年(ねん)月(つき)日(ひ)昭和26年1月3日、この委員選任につきましては、職員から1名ということが決まっておりますので、職員から、この宇野太佳司を選任について同意をお願いしようとするものでございます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、同意第8号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、同意第8号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求ることについては、これに同意することに決定しました。

◎報告第11号の上程、説明

○議長(竹中秀夫君)日程第8、報告第11号平成20年度愛荘町財源健全化判断比率等の報告についてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)報告第11号平成20年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見をつけて報告をさせていただいて、町民の方々に公表することになってございます。

健全化判断比率につきまして、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、数値としては表れておりません。次に、実質公債費比率につきましては15.8%、それから将来負担比率につきましては53.4%ということで、いずれも早期健全化基準以下であります。

次に、資金不足比率の下水道事業特別会計につきましても、数値としては表れておりません。以上報告を終わります。

○議長(竹中秀夫君)それでは、ここで監査委員の報告を求めます。7番、小川君。小川君。

○7番(小川勇君)平成21年8月17日に、町長から提出のあった平成20年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているか審査した。その結果は、適正に作成されているものと認めます。監査委員荻田富和、同じく小川勇、以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで、報告第11号を終わります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第9、議案第50号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例について、立候補者登録簿を提出せられました。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第50号、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということで、先ほど選任同意をいただいた関係でございまして、別表に次の1項を加えさせていただくものでございます。「職員懲戒審査委員会委員日額7,000円」。

付則につきまして、この条例は、公布の日から施行をさせていただくものでございます。以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第50号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第10、議案第51号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第51号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、別冊の説明資料の6ページ以降をご覧いただきたいと思います。出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、緊急の少子化対策として、健康保険法等の一部を改正する政令が本年5月22日に施行され、出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の7ページでございますが、愛荘町国民健康保険条例の一部を次のように改正するということで、付則に次の1項を加える。平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置として、被保険者が経過措置期間に出産した時に支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるのは39万円とするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成21年10月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[替成者掌手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第51号愛莊町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第11、議案第52号愛荘町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)それでは、議案第52号愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の8ページでございます。説明資料も同じく8ページからでございます。説明資料の方でご説明を申し上げたいと思います。

今年3月31日に公布されました地方税法の一部改正に伴いまして、町税条例の一部改正をさせていただくものでございます。今回の改正は、現下の経済情勢を踏まえまして、生活対策を中心とした経済対策として、地方税制の改正が行われたものによるものでございます。

改正事項の主なものは、個人住民税における「新たな住宅借入金等特別税額控除制度」の創設に伴います適用条文の追加、また寄付金税額控除の上限算定に係る対象所得に上場株式等に係る配当所得等を追加するものなどでございます。

それでは、説明資料に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の条文として、農地法の改正に伴う土地改良法の改正により引用条項にずれが生じたので、規定を整理するものでございます。内容変更はございません。

次に、付則第7条の3でございますが、この見出しあは今回、付則第7条の3の2として住宅借入金等特別税額控除に係る規定を新設することから、単独の条に付した見出しが削除し、改めて共通見出しがして追加するものでございます。

そして、その第3項の関係ですが、住宅借入金等特別税額控除申請書を提出すれば例外的に前条による経過措置が適用されますが、納税通知書は発送した後もこの申請の提出を認めていくと課税の確定がなかなかできなくなるということで、納税通知書発送後の提出を認める、いわゆるゆるす規定を廃止するということでございます。

そして、次に、付則第7条の3の2でございますが、これは今回追加するものでございまして、新たな住宅借入金等特別税額控除制度について規定するものでございます。平成11年から18年までに入居をされた方および平成21年から25年までに入居された者のうち、平成21年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある

力で、前項の適用を受けるない場合に付し、川内市税ノツ付金額をさくいよハツノ付金額を1,000円を上限として、翌年の個人住民税から控除するものでございます。

そして、次に付則第16条の3でございますが、寄附金税額控除の算定に係る対象寄付金合計額の上限算定、総所得金額等の30%でございますが、その対象所得に上場株式等に係る配当所得を追加するものでございます。

付則第17条につきましては、第1項は租税特別措置法の改正により、平成21年および22年の2年間に取得した土地等の長期譲渡所得、いわゆる所有期間が5年を超えるものでございますが、1,000万円の特別控除が創設されたことに伴い、引用条項を追加するものでございます。

そして、付則第19条の2は、租税特別措置法の改正により特定管理株式が価値がなくなった、いわゆる無価値化した場合のみなし譲渡損失の特例に特定保有株式が追加されたことに伴い、見出しおよび条項の整理を行うものでございます。特定管理株式とはということで、これは全協で申し上げたとおりでございます。

付則第20条の2につきましては、カバードワラント、これはあらかじめ決められた期日に決められた価格で取り引きする権利、いわゆるオプションを証券化した金融商品ですが、この譲渡による譲渡所得および差金等決済をした場合の雑所得等が他の先物取引等にかかる雑所得と同様に分離課税の対象とされたことに伴いまして、規定を整備するものでございます。

その他につきましては、いざれも町民税の住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴いまして、引用条項を追加するものでございます。

改正条項の付則につきましては、それぞれの施行期日を定めたものおよび経過措置でございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。この税条例ですが、確認をします。上場企業の配当および譲渡益が、本来であれば、国会において20%に税率を戻すということがあったんですが、6月議会も確かに言ったと思うが、10%に戻して、町民税は、住民税は5%の課税ということの、一律10%に戻す地方税法の改正という解釈でいいのかどうか。

○議長(竹中秀夫君)収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)そのとおりでございます。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。議案第52号愛荘町税条例の一部を改正する条例に反対をします。

経済対策、経済事情に鑑みて、住民生活を支援する住宅購入借入金に対する特別控除、こうしたものが入っているとは言え、結局は上場株式の配当・譲渡益の税率を本則に戻していくという流れを逆行させて、またぞろ10%に一律課税をするという、結局は金持ちを優遇させ、今、アメリカや韓国・ヨーロッパで起こっているような資産家に対する課税の変更に逆行する状況をつくり出していることを指摘して、反対討論いたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第52号愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第12、議案第53号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)それでは、議案第53号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は11ページでございます。説明資料は28ページでございます。今回の改正は、税条例の改正の方でもご説明申し上げましたように、現下の経済情勢を踏まえ、生活対策を中心とした経済対策として地方税制の改正が行われ、今年3月31日に交付された地方税法の一部改正に伴い、上場株式等にかかる、配当所得にかかる課税の特例の創設に伴い、新たな規定を設けるものが、主な内容でございます。

それでは、付則第10項でございます。上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございますが、平成22年1月より、上場株式等に係る配当所得について、納税義務者の選択により、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できる制度が創設されます。本制度の創設に伴い、当該所得についても、他の分離課税に係る所得と同様の取り扱いをする旨の規定を新たに設けるものでございます。

続いて、付則第11項でございます。長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例については、土地の長期譲渡所得に係る特別控除の創設に伴う租税特別措置法の改正による引用規定の追加ということで、個人が平成21年・22年中に所有期間5年以上の土地を譲渡しようとした場合、1,000万円の特別控除を適用するものでございます。

付則第14項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例につきましてでございますが、上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を行った上場株式等に係る配当所得との間で損益通算ができる特例が創設されましたことから、規定の整備をするものでございます。

付則第17項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の対象として、カバードワラントの譲渡所得を追加するものでございます。

その他、付則第10項・14項を追加することによる項ずれと所要の措置を行うものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第53号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。4時10分、再開といたします。

休憩午後3時56分

再開午後4時10分

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第54号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第54号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この条例の改正理由につきましては、別冊の説明資料の36ページをご覧いただきたいと思います。平成20年4月1日から自動交付機の導入に伴い、住民基本台帳カードおよび愛荘タウンカードの普及と自動交付機の利用促進を図るため、交付手数料については、平成21年12月31日まで無料としておりますが、国において、住民基本台帳カードの普及を目的として、平成20年度から平成22年度末までの3年間、発行手数料を無料にしている市町村に対して特別交付税による財政支援措置を講じることと合わせまして、交付手数料の無料とする期間を1年3ヶ月間延長し、平成23年3月31日までとするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の13ページでございますが、愛荘町手数料条例等の一部を次のように改正するということで、第1条、付則第4項中「平成21年12月31日」を、「平成23年3月31日」に改める。第2条につきましては、付則第2項中「平成21年12月31日を平成23年3月31日」に改めるものでございます。

付則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしくご審のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第54号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第14、議案第55号愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の全部を改正する条例についてを議題にします。

○教育次長(辻孝志君)議案第55号愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の全部を改正する条例を説明させていただきます。議案書につきましては14ページ以降、説明資料につきましては38ページ以降をご覧いただきたいと思います。説明資料に基づき説明等をさせていただきたいと思います。

愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例を全部改正する理由。地方自治法第244条の2第3項の規定により、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって地方公共団体が指定する指定管理者に、公の施設の管理を行わせることができるようになりました。よって、愛荘町立ハーティーセンター秦荘を指定管理者による管理ができるよう、従前の条例を全部改正するもので、23条から成り立っております。

付則といたしましては、1項では施行日を規定するもの、2項におきましては指定管理者制度移行の際の経過措置について規定するものでございます。

別表第1につきましては、第11条に規定する使用料について明記したものを掲げさせていただき、別表第2につきましては、第11条に規定する冷暖房設備使用料について明記をさせていただいたものでございます。

別表第3につきましては、第13条に規定します使用料の還付を行う場合の基準について明記したものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。一般質問でも、指定管理の導入に際する概念的なものを、活用の仕方等について行ったところです。

そこで、ハーティーセンター秦荘について、指定管理を行えるようにするためにすべての条例を改正するということになっているわけですが、指定を行う選定として、公募方式を取るのか。文化芸術の振興施設なのですから、どのような考え方をもって選定を行おうとしているのか、まずそれが1つです。

当然、その選定においては、先ほども言っているわけですが、文化芸術の振興の目的というものがあるわけですが、では、先ほどの一般質問の中でも、いろいろな歴史の価値あるもの、有無という言い方の方がいいかもわかりませんが、そういうものに対してのとらえ方、そうしたものもあるわけです。ですから、まずは本町のその振興に対する考え方、それと指定管理を導入することとの整合性、この点についても確認をしておきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

○文化振興課長(林定信君)まず、ハーティーセンター秦荘に関して、公募か否かにつきましてですけれども、現在では愛荘町文化協会が、この指定管理につきまして強い関心を持っていただいておりますし、こちらからの情報提供をさせていただいております。現在、ハーティーセンター今日までの活動の継続性等を含めまして、文化協会の非公募ということの方向で、まず現在検討しております。

2点目、歴史あるもの、例えば、斧磨の明神踊り等でございますけれども、それにつきましては、例えば、今年3月にハーティーセンターの方で伝統芸能祭というようなものを開催する予定をしております。ハーティーセンターハーティー大ホールでございますけれども、収容能力として400席でございます。1,000人を超えるような、いわゆる大ホールに比較にしますと、なかなか経済効率から言うと難しい、採算をとるのは難しい施設でございますので、そういうふうな地元に伝わる文化とか、そういうものの発表の場として、発表する側、そしてそれを見に来ていただく方も一緒に楽しめるような事業というものを、これからも開催をしていかなければならぬと思っています。

町民音楽祭につきましては、今年度2回目を開催する予定をしておりまして、こういうものにつきましても、指定管を導入したのちも継続していく形で考えておりますので、そういう形でこの施設を利用して、文化の振興ならびに、その育成というものを図っていきたいと考えております。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。同時に、文化芸術活動の振興目的、それについてどのように考えているのかという点では、文化協会に非公募で委ねていきたいというふうな答弁がありました。

しかし、同時に、町内施設のそうした管理指定をするわけですが、それに伴って、やはり問題になるのが料金です。使用料の問題です。今朝にこの資料をもらっているわけです。十分にその1つひとつについて、どうされているのかという点については今聞くわけにないわけで、その点が、対町民さんのとの住民サービスの向上という点で、短絡的に捉えられるのが、やっぱり料金の問題なんです。やはり、料金が今まで無料であったのが有料になれば、住民サービスの低下ということは、一律に評価されるわけです。

しかも、もう1点は、文化芸術の振興の目的があるならば、それをより普及するという任務を負うならば、料金を課すことが適切かどうか。その部分においては、やはり行政がしっかりと指定管理の制度を移行するにおいて哲学を持ってかかるということが必要になってくるのではないかということを思います。

そういう点で、常に問題に出てくるわけですが、本年から出発した指定管理、その実績からどういうふうな問題点を把握されているのか。利用料については、特に町民との関係で、町民の利用という関係でどのように総括、総括と言うのがいいのか、中間的な考え方を持たれているのか、答弁をいただいておきます。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

○文化振興課長(林定信君) 今日お示しました資料にございますように、ハーティーセンター秦荘の使用料の減免につきましては、社会教育部関係団体、特に文化関係団体についての減免を考えてありますと同時に、他の公益性の高い団体についても、過去のハーティーセンターの利用実績を踏まえまして、検討の対象の団体として考えてあります。

その率についてはまだこれからでございますけれども、議員の言われるような形になるかわかりませんけれども、特に基本収入につきましては、ハーティーセンターにつきましては従前から公民館的な機能もございますので、特に社会教育団体等につきましては十分考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。やはり、住民に一番、町民さんに関わりの深いのは使用料、今の質疑でもされたとおりですけれども、やはり、先ほどの私の一般質問の場でも、この配られた減免の検討ですけれども、この線引きに根拠が持てていないというのがはっきりしました。それで、誰が聞いても納得できるように、やはり、その線引きの根拠をしっかり考えてほしいというのがあります。それについて答弁をお願いしたいと思います。

やはり、当事者の方が聞いて全く納得されないようでは、それは根拠がないということになりますので。というのと、もう1つ、町民に関わりの深い部分では、やはり貸し館の時に、使いやすいのか使いにくいのかということがあると思います。今後、指定管理者になった場合ですけれども、町民が借りる時に、使用書というものはこれからになるのですけれども、これは今と変わりない借り方ができるのか、できないのかということについて、合併した時も、ハーティーセンターは合併してから厳しくなったとか、その方の感情的な部分もあるでしょうけれども、そういう声も聞いたりましてありました。

変わった時に、やはり変わるのか変わらないのかというのが大きなことと思います。生涯学習フェスティバルひとつとっても、今年は違うと思いますけれども、来年からどうなるのか、また変わってくるのではないかという懸念もされますので、そこを中心にやるわけですから、そういう面で答弁をお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

○文化振興課長(林定信君) まず、減免等の線引きの基準でございますけれども、これにつきましては、今日の表にございます1つの、今現状を把握している団体でございますけれども、明確な合理的な基準で考えてまいりたいと思っております。それを、各団体に提供していくという形で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

施設が使いやすい、使いにくいことございましたよ、使い慣れる方いらっしゃいますけれども、昨年度米、右干、このホールの専門的な知識を持つ職員が配属されておりますので、大ホールの使用等につきましては、ずいぶん、我田引水のようですけれども、いい評判も聞いておりますので、こういうふうなあり方を、指定管理の方でも保てるような形で、そういう継続性というのも保てるようにしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

もう1点、町民文化祭につきましては、ちょっとまだ現時点では来年度どうやり方になるかはお答えできませんので、また検討してまいりたいと思っています。来年度につきましては、これから考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)申し訳ありません。討論ではありません。退場を表明します。採決には加わらない12件について。今の質疑の答弁の関係で、やはり混乱をまだきたしうるという判断をしておりますので、指定の経緯は聞きました。でも、採決に対しての判断はしかねるということで退場します。

○議長(竹中秀夫君)退場を許します。

(辰己議員・瀧議員退席)

○議長(竹中秀夫君)これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第55号愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後4時28分

再開午後4時28分

④議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第56号愛荘町郷土の偉人館・西澤眞蔵記念館条例の全部を改正する条例を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第56号愛荘町郷土の偉人館・西澤眞蔵記念館条例の全部を改正する条例をご説明申し上げます。

議案書につきましては21ページ以降、説明資料につきましては54ページ以降となってございます。説明資料に基づいて説明とさせていただきます。

愛荘町郷土の偉人館・西澤眞蔵記念館条例の全部を改正する理由。地方自治法第244条の2第3項の規定により、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて地方公共団体が指定する指定管理者に公の施設の管理を

行わせることかできることとなりました。よって、愛荘町郷土の偉人館・西澤眞藏記念館を指定管理者による管理ができるよう、従前の条例を全部改正するものでございます。

新たな条例につきましては13条から成り立っておりまして、付則といたしましては、施行日を規定するもの、2項として指定管理者制度移行の際の経過措置について規定したものでございます。

別表につきましては、第6条および第12条で規定する使用料と利用料金について明記したものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番、河村君。

○5番(河村善一君)条例は21年10月1日、このままいかれるのか、ちょっとそこの確認だけしておきたい。前回あとにするとかいうことであったが。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)提案のとおりでお願いしたいということでございます。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第56号愛荘町郷土の偉人館・西澤眞藏記念館条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩午後4時32分

再開午後4時34分

(辰巳議員・瀧議員入室)

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第57号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少および規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)議案第57号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少および規約の変更についてご説明をいたします。

議案書24ページをご覧ください。琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数を減少し、これに伴う琵琶湖東北部広域市町村圏協議会規約を別紙のとおり変更することにつき、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。

25ページをご覧ください。琵琶湖東北部広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約ですが、これは来年1月1日に長浜市に湖北6町が合併されることによるもので、第3条中、「虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。第6条中、これは副会長でございますけれども、「3人」を「1人」に、委員の数「28人」を「16

人」に改める。第9条第2項中、「会長があらかじめ指定した」を削るものでございます。

付則として、この規約は平成22年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第57号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少および規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第17、議案第58号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求める。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第58号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについてをご説明させていただきます。

この規約の改正理由につきましては、別冊の説明資料の66ページ以降をご覧いただきたいと思います。平成22年1月1日付で、長浜市に虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が合併されること、ならびに同年3月21日付で近江八幡市と安土町が合併され近江八幡市が設置されることに伴い、広域連合議会議員の定数、広域連合を構成する市町、共通経費の算定基礎となる当該各市の数値について、規約の一部を改正するものでございます。

議案書の26ページ以降でございますが、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体との協議にあたり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約、第1条といたしまして、第7条第1項中、「26人」を「20人」に改める。別表第1中、「多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を「多賀町」に改める。第2条といたしまして、第7条第1項中、「20人」を「19人」に改める。別表第1中、「安土町、日野町」を「日野町」に改めるものでございます。

付則第1項といたしましては、この規約中第1条の規定は、平成年度22年1月1日から、第2条の規定につきましては、同年3月21日から施行するものでございます。また第2項および第3項では、平成22年度における共通経費の高齢者人口割および人口割の基礎となる数値と定めるものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑のりませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第58号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号、議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第18、議案第59号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、および日程第19、議案第60号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)議案第59号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてをご説明させていただきます。

議案書28ページをご覧いただきたいと思います。地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日付けをもって、滋賀県市町村職員退職手当組合から下記の地方公共団体を脱退せしめ、滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同項第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成21年12月31日付けをもって減少する地方公共団体につきましては、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、伊香郡病院組合、伊香郡衛生プラント組合および伊香郡民会館管理組合となってございます。

議案書29ページの方でございますが、滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約といたしまして、第5条第1項中、「18人」を「14人」に改める。これは組合の議会の議員の定数の減少でございます。

別表第1中、「虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、伊香郡病院組合、伊香郡衛生プラント組合および伊香郡民会館管理組合」を削る。

別表第2の3区の項を次のように改めるということで、3区の米原市のところにつきましては、以前3人の定員でございましたが、市町村が互選する数が1人、市町の議会の議長が互選する数が1人ということに変更にさせていただくものでございます。この規約は、平成22年1月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第60号議案書30ページでございます。滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましてご説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成22年3月20日付けをもって、滋賀県市町村職員退職手当組合から安土町を脱退せしめ、滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約いたしまして、一部を次のように改正するということで、別表第1中、「安土町」を削る。別表第2中「安土町、」を削るということでございます。

この規約につきましても、平成22年3月21日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより議案第59号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第59号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。続いて、議案60号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第60号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号、議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第20、議案第61号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について、および日程第21、議案第62号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についてを一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)議案第61号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についてをご説明させて

いただきます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成21年12月31日をもって、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合から下記の地方公共団体を脱退させ、別紙のとおり滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することにつき、関係市町が協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

湖北6町の長浜市への合併によりまして、平成21年12月31日をもって減少する地方公共団体といたしましては、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町でございます。

滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約といたしまして、一部を次のように改正するということでございます。第6条第1項中、「19人」を「13人」に改める。これは組合の議会の議員の定数が減少になることでございます。

別表第1を次のように改める。

別表第1につきましては構成する市町村の組織の関係でございます。安土町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、甲賀市、野洲市、高島市、愛荘町の10市町になります。

別表第2を次のように改める。安土町議会議長、日野町議会議長、竜王町議会議長、豊郷町議会議長、甲良町議会議長、多賀町議会議長、甲賀市議会議長、野洲市議会議長、高島市議会議長、愛荘町議会議長、この10市町によって構成されることになります。

この規約につきましても、平成22年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案書34ページ、議案第62号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についてをご説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成22年3月20日付けをもって、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合から下記の地方公共団体を脱退させ、別紙のとおり滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することにつき、関係市町が協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

平成22年3月20日付けをもって減少する地方公共団体、安土町でございます。

滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約といたしまして、一部を次のように改正するということでございます。第6条第1項中、「13人」を「12人」に改める。これは組合の議会の議員の数が、安土町が減りましたことによって、1名減ることでございます。

別表第1を次のように改める。別表第1につきましては、安土町を削りまして、9市町になることでございます。

別表第2を次のように改める。これにつきましても、安土町議会議長を削りまして、9市町になるところでございます。

これにつきましても、平成22年3月21日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより議案第61号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第61号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第62号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

②延会の宣告

○議長(竹中秀夫君)お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。再開は、明日9月11日金曜日、午前10時からです。大変皆さん長時間にわたりましてご苦労さんでございました。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)[移動](#)開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成21年9月愛荘町議会定例会

2日目(平成21年9月11日)

開会:午前10時00分 延会:午前11時49分

議会日程

日程第 1 議案第63号 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することに議決を求めるについて

日程第 2 議案第64号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)

日程第 3 議案第65号 平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 4 議案第66号 平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 5 議案第67号 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 6 議案第68号 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 7 議案第69号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 8 議案第70号 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 9 議案第71号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第10 議案第72号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第11 議案第73号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席議員(16名)

1番 辰己 保
2番 上林 貞
3番 珠久清次
4番 西澤久仁雄
5番 河村善一
6番 本田秀樹
7番 小川 勇
8番 久保田九右衛門
9番 森 隆一
10番 吉岡ゑみ子
11番 森野榮次郎
12番 小杉和子
13番 瀧 すみ江
14番 水野清文
15番 宇野義美
16番 竹中秀夫

欠席議員(0名)

なし

①開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

②議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

③議案第63号の上程、説明

○議長(竹中秀夫君)日程第1、議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めるについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めるについて、ご説明をいたします。

議案書36ページをお開けいただきたいと思います。彦根市と定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書37ページから45ページにかけて、湖東定住自立圏の形成に関する協定書の文案を示させていただいておりますが、議決を求める理由および協定書の内容についてご説明をいたします。

今回、定住自立圏推進要綱に基づき、圏域内彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて取り組む事項ならびにそれが果たす役割を定める協定を、彦根市と愛荘町の1対1で締結するにあたり、先の3月定例議会で議決いただきました地方自治法第96条第2項による議会の議決すべき事件に関する条例の規定のもと、本定例議会において議決を求めるものであります。

この協定書は、湖東定住自立圏の形成に関する協定書と称し、本町と彦根市との間で協定を締結し、定住自立圏を形成することに関して必要な基本的事項を定めるものであります。

協定書の内容であります。特に第3条関連、連携する取り組みの分野および内容ならびに役割分担については、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3視点から、各分野を記載しております。これらの政策分野の柱には、従来から1市4町が広域連携により取り組んできた項目と、今回の定住自立圏形成に向けて新たに協定に盛り込んだ項目とがあります。

まず、生活機能の強化に係る政策分野の柱でございますが、1つ目に地域医療体制の強化、2つ目に障がい者福祉サービスの充実、3つ目に図書館サービスの充実、4つ目に観光の振興、5つ目に環境水質保全の推進、6つ目にごみ処理の広域推進の6項目を掲げております。

また、2点目の結びつきやネットワークの強化でございますが、1つ目に地域公共交通ネットワークの構築、2つ目に（仮称）湖東三山スマートインターチェンジの建設促進、3つ目にバイクロジー自転車道の整備促進、4つ目に地産地消の推進の4項目を掲げております。

3点目の圏域マネジメント強化につきましては、1つ目に職員の人材育成、2つ目に職員の人事交流、3つ目にコンピュータシステムの共同利用・開発の3項目を掲げております。

協定書の第4条については、事務の執行にあたっての連携協力および費用負担等に係る基本的事項について規定しております。また、協定の期間については原則定めのないものであります。協定の規定を変更する場合には、第5条において、あらかじめ議会の議決を経ると規定しております。また、協定の廃止にあっては、第6条中に議会の議決を経て廃止を求める旨を他方に、これは彦根市でございますが、通告した場合において、当該通告後2ヵ年をもって廃止される旨、規定しております。

いずれにしましても、本協定の締結は1市4町のさらなる生活機能の確保と、圏域全体の活性化を図っていくための定住自立圏構想の柱であります。以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君）本案は重要案件につき、最終日に質疑および採決をしたいと思います。それまで、十分議案の熟読をお願いします。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君）日程第2、議案第64号平成21年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（細江新市君）それでは、議案第64号平成21年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明をさせていただきます。

46ページでございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,685万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億3,477万7,000円とするものでございます。

内容でございますけれども、51ページから説明をさせていただきます。

まず、歳入の関係でございます。使用料といましましては、ハーティーセンター秦荘自主事業入場料70万円の減額、それから、国庫支出金の民生費国庫負担金については、障害者自立支援給付費負担金2,465万円の追加でござい

ます。

次に、国庫補助金といたしましては、民生費国庫補助金のうち、地域生活支援事業補助金5万円の追加、子育て応援特別手当交付金2,700万円の追加、子育て応援特別手当事務取扱交付金195万円の追加でございます。

農林水産業費の関係については、農地有効利用支援整備事業費補助金103万5,000円の追加、それから、土木につきましては地積調査対策費補助金26万円の追加、それから、教育費につきましては安全安心な学校づくり交付金1,313万円の追加でございます。

委託金の教育につきましては、ブックスタート推進事業費委託金として137万2,000円の追加でございます。

次に、県支出金の負担金民生費関係につきましては、障害者自立支援給付費負担金1,232万5,000円の追加でございます。

県補助金につきましては総務費関係で消費者行政活性化交付金102万円の追加、民生費関係については介護基盤緊急整備補助金3,625万円の追加、地域生活支援事業補助金2万5,000円の追加、それから、子育て支援環境緊急整備事業費補助金489万6,000円の追加、衛生費関係では自殺対策強化事業補助金17万5,000円の追加、土木関係では河川愛護作業補助金32万8,000円の追加、それから、地積調査対策事業費補助金13万円の追加でございます。

委託金では、総務費委託金経済センサス交付金34万7,000円の減額でございます。

繰入金で、基金繰入金地域基盤づくり推進基金繰入金として財源調整のため683万4,000円の減額をするものでございます。

諸収入の雑入につきましては、総務費関係では姉妹都市交流事業参加費負担金315万円の減額、(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業協力金2727万円の減額、環境対応車導入促進対策費補助金35万円の追加、その他としては、議員交流事業参加負担金20万6,000円の追加でございます。

次に、歳出の関係ですけれども、議会費につきましては、那珂川町との議員交流事業関係経費といたしまして39万9,000円を追加をいたしております。

次に、総務費総務管理費につきましては、職員懲戒審査委員会委員報酬といたしまして2万8000円の追加、それから、財産管理費につきましては財源調整でございます。

それから、企画費の関係につきましては、4月にウエストベンド市民の受け入れをさせていただいた精算、ならびに新型インフルエンザの流行に伴い中学生の海外交流ならびに国内交流事業の中止を行いました。その関係によりまして減額させていただくもので、1,146万1,000円の減額をするものでございます。

町民サービス費につきましては、消費者行政教育啓発相談事業を行うものでございまして、県の基金を受けるものでございます。金額にしまして102万3,000円の追加でございます。

次に、統計調査費につきましては、工業統計調査費としまして、予算課目更正でございます。経済センサス費につきましては、精算をさせていただいて34万7,000円の減額でございます。

次に、民生費の社会福祉費社会福祉総務費につきましては、現下の経済雇用情勢の中、介護機能強化と雇用創出を図るため、県に基金を造成しております。それを活用して将来の介護施設、地域介護拠点の整備を図るものでございます。認知症対応型ディサービスセンター補助金としまして1,000万円の追加、小規模多機能型住宅介護補助金としまして2,625万円の追加をするものでございます。

次に、老人福祉費につきましては、シルバー人材センターの運営補助といたしまして25万円を追加いたしております。

次に、国民健康保険費にしましては、財源調整をさせていただくための繰出金としまして23万2,000円を追加いたしております。

等給付事業費としまして4,930万円の追加をいたしております。

児童福祉費につきましては、内訳といたしましては、経済危機対策に基づき、幼児教育期の子育て負担の配慮から、21年度に限り、小学校就学前の3学年の子、一人当たり3万6,000円の子育て応援特別手当を支給するものでございます。平成21年10月1日現在を基準といたしまして、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どもが対象となるものでございます。本町におきましては、約750人が対象となってございます。

交付金、事務費合わせまして2,895万円、それから地域子育て支援事業として35万円、また民間保育所・公立保育所・学童保育所・子育て支援センター、合わせて9ヵ所に空気清浄機および感染症予防関連医療的消耗品を整備させていただく費用が270万円、合わせまして3,200万円を追加をするものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費につきましては、県子育て支援環境緊急整備事業に基づき、発達に障がいを持つ疑いのある子どもの保護者の子育て不安の軽減を図るために行う事業でございまして、184万6,000円を追加するものでございます。

次に、老人保健事業費につきましては、県・市町自殺対策強化事業補助要綱に基づき、健康愛荘21に基づき、自殺予防対策として普及啓発事業あるいは健康づくり、人材養成事業を行う費用といたしまして17万5,000円を追加いたしております。

次に、農林水産業費の農業費につきましての農業総務費につきましては、2万1,000円の減額をするものでございます。農地費につきましては、農業水利施設の改修関連経費といたしまして235万9,000円を追加するものでございます。

次に、土木費道路橋梁費の道路新設改良費につきましては、県単独道路改良事業地元負担金3,519万円を減額するものでございます。これにつきましては、県道湖東三山インターチェンジ線が、県単独から国庫補助による整備となったことによる減額でございます。

次に、河川費の河川総務費につきましては、斧磨地区におきます川ざらえに伴う河川愛護作業補助金といたしまして30万5,000円追加をいたしました。

次に、都市計画費の地積調査費につきましては、県の方から追加内示を受けましたので、新たに安孫子地区を追加いたすものございます。50万7,000円を追加いたしております。

次に、教育費中学校費の教育振興費につきましては、ALTの報酬といたしまして8万3,000円の追加をいたしております。

次に、学校建設費につきましては、経済危機対策の一環として愛知中学校に太陽光発電設備工事を実施いたしました。国の補助予算を受けるもので、財源更正をするものでございます。

次に、幼稚園費につきましても経済危機対策の一環事業として秦荘幼稚園に太陽光発電設備工事を実施するものでございまして、850万円を追加をするものでございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございます。これにつきましては、子どもの時から本に親しむための環境整備として、新たにブックスタート事業の推進を行うものでございます。138万3,000円を追加いたしております。

図書館費につきましては、通勤手当の関係で4万3,000円を追加いたしております。

ハーティーセンター費につきましては、自主事業の一部を県文化振興団体事業団と共に済事業として行うことによります101万8,000円の減額でございます。

保健体育費につきましては、スポーツ少年団車借上料といたしまして10万5,000円を追加をいたしたものでございます。

なお、65ページ・66ページにつきましては、特別職ならびに一般職の給与費明細書をつけさせていただいております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第64号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第3、議案第65号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求める。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の67ページをお開きいただきたいと思います。議案第65号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明させていただきます。

平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ228万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,760万7,000円とするものでございます。

事項別明細書により説明させていただきます。70ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しなど健康保険法施行令の一部改正、あるいはまた平成20年度からの医療保険制度改革に伴います制度間の自己負担限度額の軽減措置などによります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金国庫補助金財政調整交付金につきましては、後期高齢者医療制度の開始に伴い、月の途中での移行により一部負担金が増加することから、保険制度間の自己負担限度額に軽減措置が講じられ、特別調整交付金3万5,000円の追加、また本年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金支給額が4万円に引き上げられたことに伴います対象経費の補助金としまして40万円の追加、合わせまして43万5,000円の追加でございます。

繰入金他会計繰入金一般会計につきましては、出産育児一時金支給額の引き上げに伴います対象経費の国庫補助の残のルール分といたしまして助産費等繰入金22万7,000円の追加、職員給与費等繰入金につきましては、出産育児一時金等の医療期間等への直接支払い制度の創設に伴い事務費等繰入金5,000円の追加、合わせまして23万2,000円の追加でございます。

繰越金につきましては、療養給付費交付金繰越金としまして34万2,000円の追加、その他繰越金といたしまして前年度繰越金127万8,000円の追加、合わせまして162万円の追加でございます。

次に、72ページの歳出でございますが、保険給付費出産育児諸費につきましては、本年10月1日から平成23年3

月より口頭での質疑とし、出産育児一時金支給額が4万円から上りついでございます。出産育児一時金74万円の追加、新たに支払手数料いたしまして、出産育児一時金等の医療機関等へ直接支払い制度の創設に伴います役務費5万円追加、合わせまして74万5,000円の追加。

前期高齢者納付金につきましては、国の一人当たりの負担金単価の改正により36万5,000円の追加。

諸支出金償還金及び還付加算金につきましては、被保険者の資格喪失による過誤納付の保険税還付金としまして、一般被保険者保険税で還付金70万円の追加、退職被保険者等の被保険税還付金10万円の追加、償還金につきましては、過年度療養給付費交付金の額の確定によります返還金といたしまして34万2,000円の追加、新たに平成20年度からの後期高齢者医療制度の開始に伴います月の途中での医療制度保険間の移行に伴います一部負担金の増額から、各医療保険制度の見直し等負担減額の軽減措置に伴いまして、高額療養費特別支給金としまして、平成20年4月2日から12月31日までの間の部分としまして3万5,000円の追加、合わせまして117万7,000円の追加をするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第65号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号から議案第73号の上程、説明

○議長(竹中秀夫君)日程第4、議案第66号平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについてから、日程第11、議案第73号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてまでを一括議題にします。なお、この決算説明については、自席から説明を求ることにします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者(宇野太佳司君)それでは、上程をしております議案第66号平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか議案67号から議案73号にわたります特別会計決算認定議案につきまして、地方自治法第288条第3項の規定に基づき愛荘町監査委員の意見を付けまして認定を求めるものでございます。自席からの説明をお認めいただきましたので、失礼をいたします。

平成20年度におけるわが国経済財政運営は、平成19年度に発生いたしましたサブプライム住宅ローン問題に端を発し、アメリカ大手証券のリーマン・ブラザーズの破綻、世界同時株安などにより、世界の金融資本市場の変動、原油価格の高騰、海外経済の動向のリスク要因がわが国経済の景気、雇用情勢などに与える影響は、大変厳しい状況のなか、経済情勢によって大胆かつ柔軟な政策運営が行われました。

こうした100年に1度と捉えられたアメリカ発の金融経済災害により、19年度には、歳入の15.7%占めておりました法人町民税が20年度は5.8%に落ち込みました。

本町では、こうした厳しい行財政環境の中で財政の健全化を一層図りながら、住民サービスを低下させないことはもちろんのこと、必要な行政課題解決にも積極的に対応したところであります。8月には緊急緊縮財政対策を実施し、財政体質の健全化に努める一方、税収納率の向上に向けたコンビニエンスストアの収納業務を10月1日より開始するなど、歳入確保に努めたところでございます。

このため、限られた財源の執行にあたって予算に見合った適正な執行を実施いたしました。最終的には財源不足分を財政調整基金の繰り替え、取り崩し等を行うことで收支均衡を図り、重点化と効率化に努めてまいりました。

それでは、説明に際しまして、執行実績でありますので決算につきましては、以下議案の別冊の各会計の歳入歳出決算書に沿って述べさせていただきます。議案番号の順序に従いまして、順次説明を申し上げます。

それでは、議案第66号愛荘町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。ピンクの表紙の方から説明を申します。歳入は、2ページから5ページでございます。詳細につきましては、10ページから53ページの事項別明細書に記載しております。なお、歳入予算につきましては単に歳入の見積もりでありますので、予算現額欄および予算現額と収入済額との比較は説明を省略させていただきます。

第1款町税でございます。収入の大宗を占めます町税におきましては、収入済額の37.9%を占めております。その収入済額につきましては30億8,871万4,554円を収入しております。収入総額の37.9%を占めておりまして、前年度に比べまして約7億7,480万円、20.1%の減収となっております。

主なものにつきましては、法人町民税で8億3,145万2,000円、対前年比63.6%の減収となっております。不納欠損額937万8,678円、収入未済額2億8,234万2,684円で、不納欠損額の理由でございますが、町民税個人につきましては、転出・出国などによりまして116件を、固定資産税につきましては、住所不定・倒産等に伴います資産公売等により104件、軽自動車税につきましては、住所不定・廃車等による手続き漏れ・倒産等により49件、合計269件を不納欠損処分としたものでございます。

収入未済額につきましては、現年度課税分が町全体で6,967万5,962円、滞納繰越分で2億1,266万6,722円、法人町民税につきましては、景気低迷による業績不振の影響などによるものでございます。

2款地方譲与税でございますが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、合わせまして8,708万8,000円でございます。

3款利子割交付金につきましては、973万2,000円でございます。

4款配当割交付金につきましては、855万4,000円でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、これにつきましては126万1,000円でございます。

6款地方消費税交付金、調定額、収入済額とも同額で1億7,469万8,000円でございます。

7款自動車取得税交付金は、5,168万3,000円でございます。

8款地方特例交付金につきましては、地方特例交付金、特別交付金、地方税等減収補てん臨時交付金、合わせまして5,013万円でございます。

詳細は15ページの備考欄に記載しておりますが、児童手当特例交付金に1,290万3,000円、減収補てん特例交付金に2,564万2,000円、特別交付金で949万2,000円、地方税等減収補てん臨時交付金209万3,000円でございます。

9款地方交付税でございますが、13億3,880万4,000円でございまして、17ページの備考欄に記載しておりますが、普通交付税が8億8,748万1,000円、特別交付税4億5,132万3,000円でございます。歳入全体の16.4%を占めていますが、前年度より20.3%の減収となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、249万3,000円でございます。

11款分担金及び負担金でございますが、調定額1億4,296万1,689円、収入済額1億4,288万1,089円でございまして、詳細は16ページから19ページに記載をしていますとおり、保育料保護者負担金、老人ホームの入所負担金などでござります。

さいます。収入未済額8万6,000円につきましては、保育所保育者負担金でございます。

12款使用料及び手数料ですが、調定額4,642万6,018円、収入済額4,616万9,718円でございまして、詳細は、18ページから21ページに記載をしております。町営住宅・改良住宅使用料、幼稚園使用料、公民館使用料、武道館・スポーツセンター使用料、ハーティーセンター秦荘使用料等でございます。手数料につきましては、戸籍・住基・印鑑証明・諸証明手数料、このほか狂犬病予防注射にかかります手数料、布団、カーペット等の処分手数料等でございます。収入未済額は25万6,300円で住宅使用料でございます。

13款国庫支出金で、負担金、補助金、委託金、合わせまして調定額・収入済額とも同額で5億3,516万9,242円でございます。詳細につきましては、22ページから27ページに記載をしています。

国庫負担金につきましては、保育所入所運営費負担金、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金等でございます。国庫補助金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、定額給付金給付事務費補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金、子育て応援特別手当事務取扱交付金、安全安心な学校づくり交付金等でございます。

次に、14款県支出金でございます。負担金、補助金、委託金、合わせまして4億9,040万8,574円で、詳細は26ページから39ページでございます。保育所運営費負担金、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金等でございます。

県補助金につきましては、コミュニティバス運行対策費補助金、合併支援特例交付金、福祉医療費補助金、共同作業所入所事業費補助金、地域総合センター運営費等補助金、集落ぐるみ需給調整対策事業費補助金、急傾斜地崩壊対策事業補助金などでございます。

委託金につきましては、県民税徴収取扱費委託金、県委譲事務委託金、学校支援地域本部事業委託金などでございます。

15款財産収入でございますが、財産運用収入、財産売払収入、合わせまして1,949万4,318円でございます。詳細は38ページから41ページに記載していますが、財政調整基金などの各基金利子でございます。財産売払収入につきましては、法定外公共物であります里道、水路の売却及び公用車を売却した収入でございます。

16款寄付金でございますが、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金、防火水槽設置による消防施設整備事業寄付金でございます。

17款繰入金でございますが、調定額・収入済額とも同額で8億1,218万9,117円でございます。詳細は40ページから43ページに記載しております。財政調整基金等各基金の繰入が主でございます。

18款繰越金につきましては、調定額・収入済額とも同額で2億5,528万3,915円でございます。

19款諸収入でございますが、町税等延滞金、町預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入、合わせまして調定額2億617万7,778円、収入済額2億597万2,618円でございます。詳細は、44ページから51ページに記載しております。

町預金利子につきましては、歳計現金運用預金利子でございます。

小規模企業者小口簡易資金協調預託金元利収入、元気なまちづくり支援資金貸付金元利収入等でございます。

受託事業収入につきましては、町立保育園委託児保育料、土地改良区事務受託金であります。

雑入につきましては、姉妹都市交流事業負担金、市町村交付金、コミュニティ事業助成金、琵琶湖総合保全市町交付金、福祉医療費高額療養費返還金、介護予防サービス費、指定ゴミ袋代、町史売払代金、給食費個人負担金などでございます。

20款町債でございますが、詳細は50ページから53ページに記載しています。調定額、収入済額とも同額で8億3,820万円で、減収補てん債2億円、臨時財政対策債2億8,070万円、合併特例債2億5,110万円、臨時地方道整備事業債7,820万円等を発行したものでございます。

歳入合計ですが、52・53ページに記載しておりますように、調定額84億5,067万6,117円、収入済額81億5,841万2,695円、不納欠損額937万8,678円、収入未済額2億8,288万4,744円となっております。

収入未済額につきましては、なお一層滞納整理に努め、収納推進に努めてまいりたいと存じております。

次に、歳出でございますが、6ページをご覧いただきたいと思います。

第1款の議会費、項議会費で、詳細は54・55ページに記載しておりますが、支出済額7,421万2,357円で、議員の報酬、事務局職員の入件費等、事業運営費に要した経費でございます。

2款総務費でございますが、予算現額13億7,826万6,000円、支出済額10億3,689万3,591円で、1項の総務管理費、支出済額7億3,177万6,474円につきましては、55ページから69ページに記載しておりますが、特別職・一般職員等の給料および職員手当等入件費、庁舎の維持管理費及び光熱水費、愛知川駅コミュニティハウス指定管理料、電算システム開発・保守にかかります情報基盤整備費、防犯灯設置費・維持管理等の地域安全対策などに要したものでございます。

2項徴税費、支出済額2億5,459万804円につきましては、詳細は68ページから71ページに記載しております。町税の課税徴収に要した経費でございます。特に、法人町民税の還付金及び加算金の支出が増額となったものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、支出済額4,110万6,114円で、住民基本台帳の適正な管理、住民票の発給および外国人登録に要した経費でございます。

4項選挙費、支出済額47万5,839円につきましては、選挙管理委員会委員報酬等にかかる経費でございます。

5項統計調査費、支出済額836万5,805円につきましては、各種統計調査に要した費用でございます。

6項監査委員費、支出済額57万8,555円につきましては、監査委員、監査委員事務局の運営に要した経費でございます。総務費の不用額3億4,137万2,409円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

第3款の民生費でございますが、予算現額19億7,257万5,000円、支出済額18億9,728万5,902円で、1項社会福祉費、支出済額12億2,374万3,292円につきましての詳細につきましては、76ページから91ページに記載をしております。職員の入件費、民生委員・児童委員活動補助金ならびに交付金、福祉医療費、第3子目以降出産育児一時金、地域総合センター管理運営費、老人ホーム入所措置費、介護給付・訓練等給付事業、愛の郷、いきいきセンター、健康プール指定管理料等に要した経費でございます。

2項児童福祉費、支出済額6億7,354万2,610円につきまして、詳細は90ページから95ページでございますが、放課後児童健全育成事業委託料、障害児保育事業費補助金、低年齢児保育事業費補助金、町内・町外民間保育所措置負担金、児童手当、つくし保育園の管理運営等に要した経費でございます。民生費の不用額は、経費の節減等による執行残でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額4億8,982万9,000円、支出済額4億8,578万7,025円で、詳細は96ページから103ページでございます。妊婦一般健康診査委託料、予防接種業務委託料、ごみ収集運搬業務委託料、老人保健健康診査委託料、保健センターの管理運営に要した経費でございます。衛生費の不用額404万1,975円は、経費節減等によります執行残でございます。

次に、5款労働費、項労働諸費で、詳細は102、103ページに記載しております。予算現額212万8,000円、支出済額212万642円でございます。主に企業内同和問題研修、推進に要した経費でございます。

第6款農林水産業費、予算現額2億2,751万9,000円、支出済額2億2,329万9,479円、不用額421万9,521円となり、経費節減等による執行残でございます。詳細は104ページから111ページに記載をしております。

農業委員会の運営経費、農業振興にかかる負担金補助金及び交付金、世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会負担金、集落宮農条件整備事業補助金、集落ぐるみ需給調整対策事業補助金、大規模乾燥調整施設改修費補助

金、また、山川原地区ほ場整備事業、愛知川沿岸土地改良区協力費及び事業補助金、国営造成土地改良施設整備事業負担金、国営造成施設管理体制整備促進強化支援事業補助金等に要した経費でございます。

2項林業費、支出済額1,480万5,738円でございます。主に秦川山桃の木林道崩壊対策工事に要した経費でございます。

7款商工費、1項商工費、詳細は110ページから113ページに記載しております。予算現額5,690万4,000円、支出済額5,556万5,901円で、町商工会活動事業費補助金、小規模企業者小口簡易資金貸付協調預託金、町観光協会補助金等に要した経費でございます。不用額133万8,099円につきましては、経費節減によります執行残でございます。8款土木費でございますが、予算現額12億4,056万円、支出済額11億8,571万53円、1項の土木管理費、支出済額7,067万9,150円につきましては、詳細は112ページから115ページでございますが、職員の入件費、住宅耐震診断員派遣事業委託料、法定外公共物管理基本システム導入業務委託料、協会、同盟会負担金等に要した経費でございます。

2項道路橋梁費、支出済額2億7390万5,517円につきましては、詳細は114ページから119ページにかけて記載しております。道路改良工事、それに係ります用地取得費、道路改修工事、維持補修工事、交通安全施設整備工事等に要した経費でございます。

3項の河川費、支出済額4,364万762円につきましては、河川愛護作業補助金、安塩川、新愛知川、宇曾川草刈工事、河川浚渫工事、急傾斜地崩壊対策工事等に要した経費でございます。

4項都市計画費、支出済額7億7,132万9,240円につきまして、118ページから121ページに詳細を記載しております。都市計画マスタープラン策定業務委託料、各集落が実施をいたしました生活環境整備対策事業補助金、下水道特別会計繰出金等に要した経費でございます。

5項住宅費、支出済額2,615万5,384円につきましては、公営住宅ストック総合活用計画策定業務委託料、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金、町有地管理業務委託料等に要した経費でございます。土木費の不用額4,462万9,947円は、経費の節減等による執行残でございます。

9款消防費、1項消防費でございますが、詳細は122ページから127ページでございます。予算現額3億3,459万1,000円、支出済額3億3,297万7,469円でございまして、消防団員の報酬、自治消防防災組織育成交付金、防火水槽設置工事、小型動力ポンプ付積載車購入費、愛知郡広域行政組合負担金等に要した経費でございます。不用額161万3,531円につきましては、経費節減等による執行残でございます。

10款教育費でございますが、予算現額15億4,339万5,000円、支出済額14億7,125万2,056円でございます。1項教育総務費、支出済額1億7,588万5,020円で、詳細は126ページから131ページで記載いたしております。教育委員会の運営経費、職員入件費、防犯ブザー設置工事費、ALT派遣委託料等の経費でございます。

2項小学校費、支出済額3億4,550万6,292円につきましては、詳細は130ページから143ページでございます。町立4小学校の教育教材の購入、学校管理運営等に要した経費、秦荘西小学校大規模改造工事、愛知川東小学校増築工事等に要した経費でございます。

3項中学校費、支出済額8,076万2,417円につきまして、詳細は142ページから149ページにかけて記載しております。町立2中学校の管理運営にかかる経費、ALT報酬、教育振興にかかる必要経費でございます。

4項幼稚園費、支出済額4億512万5,372円につきましては、148ページから153ページに詳細を記載しております。町立2幼稚園の施設管理運営経費、秦荘幼稚園施設整備工事等に要した経費を支出しております。

5項社会教育費、支出済額3億1,825万5,846円につきましては、詳細は、152ページから155ページに記載しております。社会教育委員報酬、社会教育指導員賃金、地域総合センター教育推進員賃金、東近江少年センター設置負担金、みんなで築く生涯学習のまちづくり事業補助金、人権教育振興・推進に要した経費、文化財保護、発掘調査費用、町史編纂に要した経費、図書購入、各施設の管理・運営に要した経費等でございます。

6項、保健体育費、支出済額1億4,571万7,114円で、詳細につきましては170ページから175ページに記載をしています。体育指導員報酬、各体育施設管理運営経費、秦荘、愛知川体育施設改修の工事費、学校給食センター管理運営経費等に要した経費でございます。教育費の不用額7,214万2,944円につきましては、経費節減による執行残でございます。

12款公債費、1項公債費でございますが、予算現額11億6,258万7,000円、支出済額11億4,918万8,598円につきましては、詳細は174ページから179ページでございます。長期借入金償還元金、繰上償還元金及び償還利子、一時借入金利子に要した経費でございます。

13款諸支出金でございますが、2項の基金費につきましては、詳細は176ページから177ページに記載しております。財政調整基金ほか9基金に5,255万4,000円積み立てたものでございます。

14款予備費でございますが、予算現額83万9,000円で、詳細は178ページ・179ページに記載しております。支出はございませんでした。

歳出合計でございますが、予算現額85億4,971万8,000円、支出済額79億6,684万7,073円で、翌年度繰越額、繰越明許費といったとして1,022万円、不用額5億7,265万927円でございます。

次に、180ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、ただいま説明を申し上げましたとおり、歳入総額81億5,841万2,695円、歳出総額79億6,684万7,073円、歳入歳出差引額1億9,156万5,622円、翌年度へ繰越すべき財源といったとして、繰越明許費繰越額が1,022万円、実質収支額1億8,134万5,622円となりました。

次に、181ページの財産に関する調書でございますが、(1)土地建物愛知川地域、182ページに秦荘地域を記載しております。愛知川地域の増減高はございません。秦荘地域では、秦荘幼稚園舎の新設によりまして、木造として1,007平方メートル増となったものでございます。

次に、183ページの(2)物品でございますが、愛知川地域のパトロール車、町公用車合わせて4台増となってございます。

(3)の出資による権利につきましては、年度中の増減はございません。

(4)基金につきましては、財政調整基金等10基金に増減がございます。がんばる愛荘町まちづくり基金を増設いたしまして、158万円積み立てたものでございます。決算年度末現在高、土地開発基金を除きまして、43億2,213万7,000円でございます。

(5)の有価証券につきましては、預金利息の734円増でございまして、決算年度末現在高は24万5,745円となっております。

以上が、平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。

○議長(竹中秀夫君)ありがとうございます。ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分。

休憩午前10時59分

再開午前11時16分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、よろしくお願いいたします。

○会計管理者(宇野太佳司君)それでは、続きまして、特別会計歳入歳出決算書の説明を行いたいと思います。青表紙の冊子をご覧いただきたいと思います。

議案第67号平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。住宅新築資金等貸付事業特別会計でありますが、現在、貸付事業は実施

はしておりませんが、従前に貸付しました貸付金の償還にかかる事務および起債の償還にかかる事務を行っております。

歳入につきましては、2ページ・3ページでございます。詳細につきましては6から9ページにございます。

款の県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、合計いたしまして、歳入合計、調定額1,588万4,833円、収入済額1,389万5,204円、収入未済額198万9,629円でございます。

歳出につきましては4・5ページでございます。詳細は10ページ・11ページに記載しております。款の総務費、公債費、予備費合計いたしまして、歳出合計、予算現額1,570万3,000円、支出済額1,387万5,435円でございます。

主な支出につきましては、公債費で住宅新築資金等貸付事業債償還元金及び利子等でございます。不用額は182万7,565円でございます。

12ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,389万5,204円、歳出総額1,387万5,435円、歳入歳出差引額1万9,769円でございます。

13ページの財産に関する調書の基金でございますが、年度中に取り崩しを行いましたので、決算年度末現在高はございません。

次に、議案第68号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

14ページをお願いいたします。小集落地区改良事業用地および公共用地先行取得用地等の買収を行っているものです。

歳入につきましては15・16ページで、詳細は19・20ページでございます。款の財産収入、繰入金を合計いたしまして、調定額・収入済額ともに同額で5,609万1,216円でございます。財産収入の105万2,240円につきましては、山川原地区小集落地区改良事業に伴う土地売払収入でございます。

歳出につきましては17・18ページで、詳細は21・22ページでございます。予算現額5,609万5,000円、支出済額5,609万1,216円で、不用額は3,784円でございます。山川原地区小集落地区改良事業に伴う公共用地先行取得費、それに関係します改良区の賦課金、公債費の元金・利子の償還費に支出したものでございます。

23ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額・歳出総額同額で5,609万1,216円、歳入歳出差引額、実質収支額0円でございます。

24ページの財産に関する調書の土地でございますが、小集落地区改良事業に伴う土地売払面積131.53平方メートルで、差引き19,918.48平方メートルとなっております。公共用地先行取得用地は、増減高はございませんでしたので、変更はございません。

次に、議案第69号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。それでは、特別会計の歳入歳出決算書25ページをお願いしたいと思います。

歳入につきましては、26・27ページ、詳細は30から41ページに記載をしております。

款の国民健康保険税、使用料及び手数料、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は調定額16億1,287万8,534円で、収入済額14億8,258万5,088円、不納欠損額1,462万50円、収入未済額1億1,567万3,396円でございます。

収入未済額のうち国民健康保険税の収入未済額につきまして、現年度課税分は3,301万4,877円、滞納繰越分いたしまして7,864万1,869円でございます。

不納欠損処分につきましては、外国への出国、住所不定、景気悪化による失業等による収入減により323件の処理をいたしました。

成田市議会議員会議事録

款の総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業費、公債費、諸支出金、予備費の歳出合計、予算現額15億111万7,000円、支出済額14億6,557万1,181円、不用額3,554万5,819円でございます。年度末の国保世帯数は2,538世帯、被保険者総数は4,970人となっております。

次に、54ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額14億8,258万5,088円、歳出総額14億6,557万1,181円で、歳入歳出差引額・実質収支額とも同額の1,701万3,907円でございます。財産に関する調書の基金でありますか、2,465万8,000円取り崩しをいたしまして決算年度末残高は8,069万3,721円でございます。

次に、議案第70号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

56ページをご覧いただきたいと思います。歳入につきましては57・58ページで、詳細は61から64ページでございます。款の支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計の調定額、収入済額とも同額で1億5,066万9,711円でございます。

歳出につきましては59・60ページで、詳細につきましては65から68ページでございます。款の総務費、医療諸費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額1億4,673万5,000円、支出済額1億4,255万8,311円、不用額417万6,689円でございます。

69ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億5,066万9,711円、歳出総額1億4,255万8,311円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で811万1,400円でございます。

議案第71号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

70ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、款の保険料、使用料及び手数料、寄付金、繰入金、諸収入の合計は、調定額1億1,949万8,037円、収入済額1億1,928万8,159円、収入未済額20万9,878円で、これは保険料でございます。被保険者数は20年度末で2,145人、保険料徴収率は、99.77%でございます。

歳出につきましては、73・74ページでございます。詳細は79・80ページをご覧いただきたい思います。

款の総務費、広域連合給付金を合計いたしまして、予算現額1億2,238万4,000円、支出済額1億1,872万5,580円、不用額365万8,420円でございます。

後期高齢者医療事業は平成20年度から新たに75歳以上の方の医療保険制度として創設され、保険料の徴収、申請、届出等被保険者と勧奨等の業務を行うものでございまして、広域連合へ公費を含めての保険料等の負担金が主なものでございます。

81ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億1,928万8,159円、歳出総額1億1,872万5,580円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で56万2,579円でございます。

議案第72号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

82ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、83・84ページで詳細は、87から92ページをご覧いただきたいと思います。

款の分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を合計いたしまして、歳入合計は調定額18億5,157万8,819円、収入済額18億2,934万3,273円、収入未済額2,223万5,546円でございます。収入未済額につきましては、受益者分担金、負担金、下水道使用料でございます。

歳出につきましては85・86ページで、詳細は93から98ページでございます。款の総務費、下水道事業費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、予算現額19億462万8,000円、支出済額18億1,168万3,472円、翌年度繰越額

930万円、不用額8,364万4,528円でございます。

99ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額18億2,934万3,273円、歳出総額18億1,168万3,472円、歳入歳出差引額1,765万9,801円、翌年度へ繰越すべき財源930万円を、差し引きました実質収支額は835万9,801円でございます。

100ページの財産に関する調書で、出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございません。

次に、議案第73号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

歳入でございますが、102・103ページでございまして、詳細は106から115ページでございます。

款の保険料、使用料及び手数料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額9億3,428万2,117円、収入済額9億3,048万3,831円、不納欠損額81万3,960円、収入未済額298万4,326円、不納欠損の対象者は31人、収入未済の現年度未収金は157万6,816円で、対象者は70人となっております。

歳出は104・105ページでございまして、詳細は116から131ページでございます。

款の総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額9億2,558万7,000円、支出済額9億2,149万6,842円、不用額409万158円でございます。

次に、132ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9億3,048万3,831円、歳出総額9億2,149万6,842円、歳入歳出差引額は、実質収支とも同額の898万6,989円でございます。

113ページの財産に関する調書でございますが、介護保険給付準備基金で432万6,058円を取り崩しましたとして、決算年度末現在高は8,992万6,475円でございます。

また、20年度に介護従事者待遇改善臨時特例基金を創設いたしまして、852万2,769円を年度中に積み立てを行いました。これは、平成21年度の介護報酬改定によりまして、介護従事者の待遇改善および人材確保対策を図るものでございます。それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するということで、創設をしたものでございます。

以上、平成20年度愛荘町の一般会計および7特別会計の歳入歳出決算の概要説明を申し上げました。よろしくご審議を賜りまして、ご認定いただきますよう。よろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)会計管理者には、詳細にわたりまして、わかりやすくご説明をいただきまして、大変ご苦労さんでございます。

それでは、ここで監査委員の報告を求めます。7番、小川君。

○7番(小川勇君)平成20年度決算監査の見地を申し上げます。

町長から提出された平成20年度一般会計歳入歳出決算書および平成20年度住宅新築資金等貸付事業特別会計・土地取得造成事業特別会計・国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計・下水道事業特別会計・介護保険事業特別会計の以上特別会計7会計の歳入歳出決算書を、去る8月17日・20日・21日の3日間、各会計決算書および付属書類を関係法令で定められている様式で作成されているか、また、その係数が正確であるかについて、関係職員の説明を求めて、諸帳簿の照合を実施した。

その審査の結果は、各会計の決算書および付属書類もいづれも関係法令に遵守して作成されており、かつ係数も正確であると認めました。また、係数の内容および決算の執行状況についても、適正に行われていると認めました。この3日間の監査を通じて、次のとおり決算監査の意見を述べます。

まず1つ目です。歳入の大幅減少について。平成20年度の一般会計の歳入合計は81億5,841万3,000円であり、平成19年度の90億1,708万4,000円に比べて8億5,867万1,000円の減少となった。その大半は、7億7,480万1,000円の町税の減少であった。特に法人町民税の大幅な減少が原因であった。

この歳入減少の1理由よ、今後、中長期的に債務元から見ても八百へは変わらないものと思われる。二つの点を心にまえて、今後より明確に財政改革に取り組まれることを期待する。

2町の合併により、はや4年目の1区切りを迎えようとしている今、次なる4年に向けて、あるいは10年・20年後を予測して、町三役はもとより議会と一体となって、聖域なしで予算編成の段階から財政健全化に向けて具体的に取り組まれることを強く望みます。

次に、2点目です。税収入の収納率の低下について。一昨年度から県の滞納整理機構の共同徴収による税徴収の努力にも関わらず、町税の調定額に対する収納率は91.4%となっている。

さらに、平成20年度に不納欠損処理された額は、町税が937万9,000円、国保税が1,462万円、介護保険料が81万4,000円の合計2481万3,000円となった。

ちなみに、平成19年度では一般会計だけで3,164万円、平成18年度では同じく2,874万9,000円と、毎年多額の不納欠損処理をしていることである。3年から4年で1億円前後の税金が不納欠損処理を余儀なくされることになる。

税収入の減少傾向のある中にあって、町で負担を公平の観点から滞納者に対して法的に処分をやむを得ないことから、引き続き税の徴収に一層の努力を願うところであります。

3点目、町債残高について。平成20年度末、町債残高は一般会計101億1,531万円・特別会計123億4,929万円で、合わせると合計224億6,460万円である。平成19年度末は228億3,033万5,000円であったため、平成20年度末では3億6,573万5,000円減少はしています。

今後も毎年度、起債合計額は当該年度の残金償還額を絶対に超えないようという予算編成を、今後も継続的に死守されることを強く要望いたします。

4点目、決算分析指標および財政健全化指標について。例年の決算分析指標に加えて、今年度から導入が義務化された財政健全化指標について触れさせていただきます。

決算の概要11ページの決算分析指標の推移の中で、実質単年度収支は5億2,853万9,000円の収入収支不足であった。当年のことながら、この分は積立金を7億5,963万4,000円取り崩してまかんわれた。このため、平成20年度末の積立金の残高は43億2,213万7,000円と、大幅に減少の結果となった。この状況だと、これから5年から6年で、基金もゼロになってしまうような計算になると思います。

また、公債費比率は15.2%となっているが、国が「この比率はできるなら10%を超えないことが望ましい」と、示しているこのラインを超えないよう今後気をつけていただきたいと同様に、公債費負担比率も18.8%であるため、国の基準の15%の警戒ラインを超え、20%の危険ラインにもま近な状況である。ぜひ、この分析指標が示す状況を切実に捉えていただきたいと思う。

今後、大変な財政状況を予測し、今から財政再建団体に指定されたつもりで行財政改革に取り組まれることを切に切望いたしまして、監査報告といたします。以上です。

◎延会の宣告

○議長(竹中秀夫君)お諮ります。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮ります。議事の都合により、9月12日から9月24日までの13日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。

よって、9月12日から9月24日までの13日間、休会とすることに決定しました。本日はこれで延会します。

再開は9月25日金曜日です。当日は午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願いを申し上げます。

大変長時間にわたりましてご苦労さんでございました。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)[移動](#)開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成21年9月愛荘町議会定例会

3日目(平成21年9月25日)

開会:午前10時00分 閉会:午後2時2分

議会日程

日程第 1 議案第63号 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することに議決を求めるについて

日程第 2 議案第66号 平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 3 議案第67号 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 4 議案第68号 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 5 議案第69号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 6 議案第70号 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 7 議案第71号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 8 議案第72号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

日程第 9 議案第73号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第 1

議案第74号

愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

追加日程第3

議案第3号

議員派遣について

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 森 隆一
- 10番 吉岡ゑみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 竹中秀夫

欠席議員(0名)

なし

①開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

②議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

③議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第1、議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することに議決を求めるについてを議題とし、9月11日の議事を続けます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。定住自立圏形成協定ですが、まずやはり1つ聞いておかなければならないのは、政権が交代したということで、実質その内閣が16日に発足し、動きかけているわけです。そうした中で、まだ10日を経たない中で、その新政権の方針、また新政権が国民に約束をしたことによって行動が起こり、また地元との混乱、感情というか認識と言いますか、そういう価値観の違いがテレビ等の報道で表面化をしています。

この自立圏形成の協定をした暁には交付金がいただけるという説明があるわけです。しかし、8月でしたか、9月だと思うのですが、新聞報道では、新政権は交付金と補助金の無駄な拠出をやめると。そのためには、その財源が5兆9,000億円だったか、それは引きあげていきたいと、大半が交付金・補助金でもないわけですが、そうしたことを見ています。また、その行動が今言いましたことも出ています。

ですから、この協定を結んで今年度中のその交付金が受け取れるのかどうかということが、非常に議会としても注意をしていかなければならないわけです。要するに、空約束のやつを我々がそれを承認していけるのかどうかということが、まず1点あります。

次に、この定住自立圏形成の協定に向けた我が町でのこうした協議の場において、彦根市との協定にあるにも関わらず、甲良町また豊郷町等との話し合いを進めていくという、ある事案についてですが、協定の内容の中の事案です。しかし、私たちは彦根市との協定を結ぶわけです。隣町との協定を結ぶわけではないわけです。

結局、何が言いたいのかと言えば、あえて具体的に言わなかったのは、彦根市を中心とする自治形成というか、まちづくり形成、生活の住みやすいまちづくり形成をしていくという、目的・理念をしているわけです。

しかし、実際のここにおいておられる、その認識を持っておられる方が、実際は隣町のその事業を進めていくための協議をしている。しかも地元の愛荘町の協議会の場で、愛荘町をどうしていくかという協議の場で、結局それを否定するかのとき、隣町とのその事業をどう進めていくのか、いったい今まで地元で協議をしていただいた人たちの苦労、それについて、そういうことまで起こっているわけです。それに対して答弁をいただこうとは思っているわけではない。考え方の問題として言っているわけです。

ですから、何がそれについても言いたいのかと言えば、結局は、皆さんがこの自立圏形成を進めていく上で、彦根市との協定を結ぶんだけれども、彦根市を中心にして、犬上郡と愛荘町が彦根市を思うように、彦根市のプランを、まちづくりを、それに対して我が町が加担するかしないかという協定を結ぼうとしているわけです。この形成協定というのは、そういう内容のものなんです。

だから、合併はしていないけれども、合併したまちと同類になるんだというわけです。彦根市が、この事業はこういうようにしてもらわなきゃ困るんだ、彦根市を核にするんですから、だから、あの4町は放射線の関係なんですよ。ですから、彦根市が納得しなかったら、このまちづくりの愛荘町のまちづくりを進めようと思っても、結局彦根市が同意するかどうかが鍵がかかってくるんですよ。だから、利用しようなんていうような姑息な考え方を持っていても、そんなもので話が進んでいませんよということを、私は警鐘を鳴らしたい。

ですから、この2点について、要するに、自立圏形成をどういうふうな捉え方をされているのか、この点については、すべてこの今の2つの質問は町長になるかもわかりませんが、それとも担当主監が答えていただくか、どちらか答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、1点目の「新政権になって、こういった取り扱いの交付金問題についてどうなのか」といったご質問だと思うのですが、新政権の定住圏に対する考え方とは、今もご質問の中にありましたように、必ずしも全面的にこれを賛成しているわけではないように見受けられるんです。かといって、これを全く「ノー」と言っているわけでもないし、そういった中で、金銭面についてどうなっていくのかというところ辺は、私どもも少しわからないところが確かにございます。

それでも、こういう提案に対して、地域が一体となって広域的なもので地域全体の住民の福祉につながっていくなら、こういう発想もいいではないかというふうに私どもは思っておりますし、この地域全体、そして、しいては愛荘町の住民の福祉のサービス向上につながっていくことであれば、自分のところだけでは取り組めない医療圏の問題等もございますけれども、こういったものについて展望が開けるなら、これはやはり協定を結んでおいて、一緒に、ともに

行動を図りたいなどといつも待ちを待っているところでございます。

また、もう1つの「他町との話し合い。彦根市との中心市との協定となるから、隣町との関係はどうなるのか」といったご質問だと思うのですが、これは常に彦根市とだけ話しているんじゃなしに、この定住圏の中の、文字どおり定住自立圏1市4町の中で話し合いを進めているわけでございます。それで、それぞれの考え方というのをお互いよく話し合いながら、我々取り巻く周辺町にとって、これは有効だといったものについてやっているところでございまして、事務手続き上、彦根市との協定ということになっておりますけれども、これは隣町との周辺町を構成している町と十分協議をして今日までやってまいりましたし、その中で取捨選択して、この協定項目を集めてきたということでございます。

また、今後、彦根市のリーダーシップが強くなりすぎて、彦根市のいいなりになってしまふのではないかという懸念の主旨だと思うのですが、これについても、こうして議会でご審議をいただいて、しかもこれを議会で議決をいただくということでございますから、非常に重みのあるものでございます。そういうことから、そう簡単に彦根市の思い通りにこれは決してならない、十分情報を共有しながら、情報を公開し、そして皆さん方の意見を聞きながら、我々町民にとってサービス向上につながると、こういったものを十分協議して、審議をしていただけるものだと思っております。ですから、そう中心市だけの思いでやっていくということは全く考えておりません。十分これは今後とも皆さんと一緒に協議して進めていきたいというふうに思っている次第でございます。どうかご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。まず、財源問題の話なんですが、やはり、彦根のところでの学習会、2度あったわけですが、その話を聞いていても、交付金を、今手を挙げなければ交付金がいただけないという前提の話なんですね。もういただきけるかどうかわからないという話ではないわけです。いただきたいから早く、中身はないんだけれども、とりあえず、これは正直言っている話ですからね、この協定書の中身はありませんよ。とりあえず、結んでほしいんですよ。交付金がほしいんですよ。簡単な言い方だと、そういう言い方ですよ、あの説明は。

ということは、その交付金がもらえなかったら、我々の判断は大変な判断をしたことになりますよということを言っているわけです。最初の時は交付金がほしいから、とりあえず、中身はないんですよ、本当に、とりあえず協定を結んでくれということで、そんな内容を、とりあえず結ぶ、交付金欲しさにとりあえず結ぶ、その目的の交付金がやめるということになれば、大変な判断をしてしまったことになるわけです。

だから、それならもう少し、その新政権の方向性を見極めざるを得ないということになってくると思うんです。手順としては。それが政治を任せている者たちの行動だと思うんです。ただ、雲つかむ話で、我々が進んでいいのかどうかというのが1つまず出てきます。

もう1点、町長が愛荘町のまちづくりを進めていくうえで、これを活用していく。だいたい、それ 자체は否定はしたくないんです。それはいいんです。じゃあ、今までそうした協議の場がなかったのかということですよ。広域で考えなければならない、一番わかりやすいのは生活道路とかそういうのが一番わかりやすいので、どうしても道路問題を出すんですが、また交通問題です。結局は、道路を愛荘町だけで考えられる道路と、愛荘町を飛び越えなければならない道路があります。じゃあ、これは今の自立圏形成の協定を結ばなかったら協議ができないのか。今までしてこなかったのかいうことが問われるわけです。その精査が要るんですよ。この新しい自立圏形成を締結しようと言えば、今までどうであったのか。行政のまつりごとの進め方はどうであったのかが問られてくるわけです。私はそのことを問うているわけです。

だから、私は町長の言っていることはすべて正しいと思います。正しいがゆえに、なぜ今までできなかつたのかということになりますね、協議が。それが必要だというのだったら。これが必要だという説明にはなっていませんよということを言いたいわけです。

じゃあ、政策調整室長、交通問題でいけば、公共交通でいけば、愛荘町の場合は、結局は東近江市との協議がある

わけです。ここはその協定を結ぶことによって事務局を担うということに約束事があるというように聞いているわけです。じゃあ、愛荘の位置は非常に難しいわけです、公共交通にしても。それを彦根市を中心に、こうである、ああであると。しかも、そのまとめ役は地元、ここが持とうとする。それは別に、なぜそれが必要になってくるのか。

しかも、もう今、試験的にやっている、このデマンド交通と言うのですか、それはもう、その中心市でも非常に問題を起こしている。じゃあ、斧磨の人がそれを利用すれば非常に不便になってくる。なにか聞いてみると、タクシー乗るのに、一人がいくらでしたか、いるらしい。じゃあ、タクシーを頼めば、実際タクシーを、デマンド交通を頼むより、予約するよりも、2人・3人になればデマンド交通料の方が高くなるから、タクシーを頼んだ方が、相乗りした場合はタクシー頼んだ方が安いですよと、わざわざ言われている。

そんな計画を、今明らかにされているところはそうなんです。そんなデマンド交通を、その地元の人たちに協議をしていただいて、愛荘のネットワークはどうあるべきか協議をしていただいて、急に飛び越えた話で、しかも便利なのかどうかというの、実際はなかなかわからない。いったい我々の町の協議会はいったい何を協議しているんだという、そんな素朴な疑問までが出てくる可能性もある。

だから、室長、具体的に、そんなことが斧磨や松尾の方がそういう交通が、利便性が伴うのかどうか。それなら愛荘町だけの交通システムを考えるべきではないのか。要するに、優先順位がまちがっていないかどうか。ただ、それは形成協定を結ぼうというのだから、形成協定との答弁として、中に入れてください。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)辰巳議員の質問にお答えをしたいと思います。

今ほどお話がありましたのは、この協定を締結して、取り急ぎ、地域公共交通のネットワークを1市4町で進めようというようなことで、今年度から地域公共交通の連携計画を立てていくということでございます。

その事務局を愛荘町が持って計画を立てるわけですけれども、具体的には、もちろん、愛荘町民は彦根市ばかり、あるいは豊郷や犬上3町だけに行くのではなくて、生活行動としては東近江市へも行動するというのは十分承知しております。ただ、公共交通というのは、町内完結ではできないという問題があります。もちろん、愛荘町民が京都へ行こうと思うと、JR駅で行こうと思うと、稻枝駅とか能登川駅へ出て行かなくてはいけない。そういう問題があるわけで、1町で公共交通を完結するというのは難しいというふうに思っております。

そういう中で、こういった協定を締結した中での連携計画を立てる、その計画についても、先にもご説明しましたけれども、中心市への支援措置のお金で計画をつくっていこうとするものでございます。ただ、先ほど言いましたように、町民は東近江市へも移動するというようなこともございますので、あえて今考えておりますのは、その連携計画を立てるにあたって、愛荘町としてはやはり東近江市への計画も独自でつくっていく必要があるなどということも認識をしているところでございます。

また、タクシーを乗り合わせて行った方が、デマンドタクシーより安くつくのではないかというようなこともございますけれども、果たして、そういう乗り合いをする人をどういうふうに集めるのか、これは大変難しい問題でございます。そういう連携計画を立てた中でそういう予約システムをつくっていくというような形での公共交通を進めていくというのがベターではないかなというふうに考えているところでございます。

また、愛荘町のどの町からも、その公共交通をしていかなくてはというお話を思ったと思うのですけれども、今考えておりますのは、愛荘町をゾーン的に4分割をする中で、その分割したゾーンの人をその目的地へ運べるようなシステムができるのかなというようなことも考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。利便性については、何ひとつ答えられてない。4分割して何やら、その協議の内容は言っていてくれているんだけれども、町民にとってサービスが、この形成協定を結ぶことによって利便性が高まるな

んていうような答弁はない。私は、それを含めて形成の必要性を答えてくれといっているわけです。何ひとつ答えないで、4分割にしようが6分割にしようが、それは構いませんが、しかし、4分割にしようが6分割にしようが、じゃあ、その言い方であれば、中心に来てもらって乗り合いをしていくふうにも聞こえます。

ということは、先ほどあえて具体的に出したわけですが、斧磨や松尾の方が4分割した時に、じゃあ、ここへ集まつてもらうんですよと。集まつてもらってから、彦根市の中心に向って、そのデマンド交通は動きますから、そこへ乗つてくださいよと。そこへ行くまでが大変なんですよということです。あなた、町民さんの実態を知っているか知らないかは知らないけれども、要するに、1人で乗り合いすることには、どうしたら乗り合いができるだろうかなど、そんな話をしているのと違うのです。

家庭においては、お年寄りの場合は、病院に行くのも一人ではいけない家庭もあるわけですよ。じゃあ、相乗りは自動的になってくるわけです。その場合に、もう既に相乗りに、デマンド交通は負担が増えてくるんですよということを、あえて彦根市の今の試験実施で出していますよということを、私は言っているわけです。

じゃあ、斧磨や松尾の方は彦根市まで行くのには距離があるわけです。料金体型はどうこうという具体的な協議はされるはずないです。その方を4分割にして、ここへ集まつて乗り合いをできるだけしてもらえるようにしましょうって、乗り合いよりタクシーの方が安いんだということです。

じゃあ、斧磨からご夫婦で、ご主人が悪ければ奥さんが付くなり、ご主人が付いていかれる、それも相乗りになるんですよ。そっちの方がタクシーの方が安いということが実例が出たと聞くから、どこに利便性が生まれるんですか、この形成協定によってということを言っているわけですよ。具体的に、今、一定の話が進んでいるところがあるからね、だから、具体的なところで聞いてきたんですよ。

だから、そういうふうな曖昧なもの、とりあえず中身はないんだけども、協定を結ばせてくれというふうな提案だから、しかも、交付金が来るか、来ないか、まだもうちょっと見極めをしなければならないから。そうしたものが、我々がそれをよしとできるかどうかですよ。これらが疑問なんです。よしとできるかどうかというのは、私の私見であるわけで、だから、室長にもう一度聞きます。斧磨や松尾の方の利便性が図れるんですか。この彦根市を中心にして、この協定によって、それだけ聞いておきます。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)今この場で、私が図れるという断言はできないと思うんですけれども、連携計画というのを、ご承知のように、本年度立てます。その中で、十分利便性が図れるように、例えば、集落に1ヵ所の所へ集まつてもらって、そこから乗り合って予約制で目的地へ行ってもらう、そういうことで今以上の利便性、もちろん路線バスとか走っていない所でございますので、新しい公共交通の基盤というようなこともある、利便性が図れるよう、その連携計画に盛り込んでいけたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)特別にもう一度、1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)一応3回という規定があるので、内容をどうしても聞いておかなければならぬのは、先ほど町長が議会の議決をいただきますのでと、でも、計画段階は議決はもらえないんです。議決するのは、どちらかと言えば、はっきり言えば、予算だと思います。こういう計画を立てました、こういうようにしていくための予算がこれこれです。だから、予算に対して賛否が問われてくるわけです。

形成を築いていく上で、どういうふうなビジョンを持つか。我々の声は出せても、じゃあ、それだけしからんと、彦根市のそのビジョンはしかしだめだと、そういうことの議決は議会は求めなくとも、この抽象的な協定で前へ進めるんです。そのことだけの確認を室長にしておきます。議決ということはどういうことなのか。それは議決をどうしても求めなければならないものに対しては議決は必要になってしまいます。しかし、この協定の内容から言えば、一般的に言えば、何ひとつ議会の議決は必要なくなります。協定さえ結べば、あとは予算です、答弁をもらいます。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩といたします。

休憩午前10時25分

再開午前10時25分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)先ほど冒頭、町長が申しました「議会の皆さんの議決を得て」というのは、この協定書の今の、本日の議決も然りでございますけれども、それを改める、取りやめる、追加するということについても、議会の議決が得る中でというようなことでお話をさせていただいたんだと認識しております。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩といたします。

休憩午前10時26分

再開午前10時26分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)ご承知いただいておりますとおり、この協定の議決後についての細部について、議会の議決を得るという状況ではございません。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。今の質疑と重なる部分もあると思いますが、私自身の考えを質疑させていただきます。

先ほどの質疑の中で、ちょっと言葉の表現は違うかわかりませんけれども、町長は一緒にやった方がよいことは進めたいといふような、1町だったら狭い意味でできない、狭いと言うか、1町だったらできないこともあるので、そうやって周りと手を携えていいことは進めていきたいといふような意味のことを申されたと思います。

きっちりとはそのとおりではないと思いますけれども、それでしたら、先ほども出ていました8月17日に彦根の藤井副市長がお話になられた時、仮に交付金を得ることがまず先にチラチラと目の前にチラつかせて、そういうお話をされたと思うのです。

やはり、政権が代わった中で、それがはっきりは決まっていない。その中で結局、交付金が得られなかつたと仮定しました時に、やはり、いいことばいで独自でやりましょうと、交付金なくともやりましょうと。いいことは手を携えていくんだという、そういう姿勢に基づけば、そういう方向性が出てくると思うのですけれども、この場合、どうゆうようにされるのかどうかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

そして、私は昨日、地域公共交通の検討委員会が行われたので、傍聴に寄せていただきました。ですが、私は傍聴なので何もその場で言いませんけれども、傍聴して感じたことは、皆さんがあつや町にとってどんな公共交通がいいのかということで話し合われているのに、もう質疑の辰巳議員の中であったとは思いますけれども、話し合われているのに、それより、話し合われているのにその前提として、行政の方がもう彦根のデマンドタクシーでやってもらいたいということを提案しておられる。

これは町民の検討協議機関なのに、行政がもう先にそれをやってほしいといって、その話の中にもう決め付けているわけで、そうしたら、話し合いの場というのはものすごく限定されたものになるし、いろいろな発想というのは出てこなくなります。このような検討協議会の場でこれがふさわしいかどうかです、この協議の場が。町民の方々が、夜わざわざ出てきていただいて、そしてやはり皆さんのそういう大変な方々とか、いろいろな利便性を図るために話し合いをしていただいているのに、もう先に「これでいいってください」と、昨日は言っているわけなんです。その行為自体がこの検討協議していく場にふさわしいかどうかということについて、答弁をお願いします。

それの原因は、やはり定住自立圏のことがあるから、それで、この地域公共交通検討委員会も定住自立圏の話を見

定めてからこの会議が始められたわけで、もう何もかもそれに重ね合わせられているので、やはりその中でも「デマンドタクシーの彦根の料金どうなんですか」という話もありましたし、「この会議の位置付けはどうなるんですか」という話もありましたし、やはり、私が聞いて思ったことと、委員さんも同じような考え方をお持ちの部分も見えました。そういう意味で、結局それはどうなのかということなんですね。そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、この定住圏構想の協定をいただいて、どちらかというと、この協定を基本にして各論に入ってシステムを構築していくというものでございますので、かなり細部にわたる議論が今なされていますけれども、まだ各町長レベルのところまであがっている話ではございません。

基本的に、この協定の10数項目の中には、やはりそれは広域で取り組んだ方がいいだろうという、合意の下に進めておりまして、これからそのシステム設計を詳細にやっていくと。今、ちょっと細かい話にかなり入り過ぎたなという印象を持ちましたけれども、まだまだこれは企画途上であります、そういう意味では。

ですから、それを細かくすべてを決めてからというのでは、もう時間的にも相当時間がかかる。まずはこういったものについて、みんなでテーブルに載ってシステムを構築していくと、こういうふうに私も捉えているわけでございまして、公共交通のネットワークのみならず、ほかの産業、観光もそうですし医療・福祉の問題、あるいは環境のごみ問題等も含めて、これからやっていくと、こういうふうに考えています。

その場合に、もしも交付金がなくなったらどうするのかというお話もございますが、先般、新しい国会議員の民主党の議員の皆さんとも9月4日にお話しさせていただいて、この話もちらっと出たんですけれども、全面的に新政権は否定されているようではございません。この定住自立圏構想のメリット、こういったものはやはり十分考えていかなければならないというお話はございました。

ですから、我々もメリットのないものはやはりこれは取り組めませんし、もしも交付金がカットされたといったとしても、この中からみんなで取り組んだ方がいいなというものがあれば、これは1つの成果として取り組めるんじゃないかなというふうに思っていますし、これは交付金がなかったらやっても意味がないなというものについては、これはやはり止める可能性も十分あるというふうに思っております。ネットワークのみならず全体的に、これから細かいシステム検討を仮に今日いただけたら、それでテーブルに載ってみんなでやっていくと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)昨晩の公共交通の協議会等を傍聴いただいたご感想だったと思って理解しておりますけれども、冒頭、私が説明をしましたのは、定住自立圏の関係で、取り急ぎは圏域の公共交通を再整備をしていくと、といった意味で連携計画をつくっていく中で、それぞれのまちが公共交通をいかに整備していくかというのを論議をしていくんだというようなご説明をさせていただいたと思っております。

その中で、彦根市が実証実験として行っておりますデマンドタクシーのお話も、前回もさせていただいたし、昨晩もさせていただいたところでございますけれども、この公共交通の検討委員会につきましては、もちろん愛荘町内を通過しております角能線と蚊野線の路線バスの状況とか、そして現在、福祉の担当課が所管しております福祉に関わるタクシー助成の状況とか、そういうようなことをずっとお話しする中で、愛荘町としていかに公共交通を再整備していくのかというようなことをご存知いただくわけでございますけれども、取り急ぎの広域・圏域での状況が刻々と進んでまいりましたので、その状況についてご説明をして、議論の中にその後戻りがないようなふうにというような考え方でご説明をしたわけでございまして、必ずしも、その今検討いただけるのがデマンドありきだというようなこととは認識をしておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江君。反対討論を行います。議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めるについてに対し反対を表明します。

8月17日、彦根の藤井副市長は、「まず、やりましょう」ということを外に示していくために、形成協定を議会の議決を得てとりあえず締結し、その後に具体的な詳しいことは定住自立圏共生ビジョンを作成するが、議決なしで進めることができると言われました。

議会が関わるのはとりあえず締結の部分だけで、町民の暮らしに関わる重要な部分は定住自立圏共生ビジョンに組み込まれ、議会の知らないところで進んでしまい、先が見えないのに形成協定を議決するのは無責任な対応そのものです。

補助金を得るために急いで議案を提出したことが伺えますが、政権交代した中で、補助金の担保も保障されていない状況があり、あとで問題が起こった場合、議会の対応が問われるものです。

広域行政の関係では、愛荘町の位置は彦根だけに向いているものではなく、わざわざ定住自立圏を形成しなくても広域で対応することができます。また、町民への説明責任も果たそうとせずにどんどん進めていく姿勢を批判いたしまして、反対討論といいたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)ただいま議題にあがっております議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めるについて、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま反対討論の中で、政権交代・新政権になったもとに、この議案が見直されるかもわからない、また交付金も出ないというようなお話があったわけありますけれど、今、町長また政策室長の話を聞いて、少し政策室長、中身に入りすぎたような気配もありますけれど、おおかた理解をするものでございますし、愛荘町にとって、その締結後の中身については十分議論をして、是是非非でやればいいと私は思っております。その立場から、賛成討論をさせていただきます。

定住自立圏構想は、人口減少・少子高齢化という厳しい状況にある地方圏において、それぞれの市町の限られた地域資源を有効活用し、住民サービスを最大にするという観点から、各市町の自主性を尊重しつつ、地方分権型提案型で広域連携を図ろうというもので、これに対して国からは各部署連携して支援措置が講じられることになっています。

今回提出されている協定締結議案は、本町と彦根市とが1対1の対等な立場で協定締結するもので、生活機能の強化にかかる分野から7項目、結びつきやネットワークの強化にかかる分野から4項目、圏域マネジメント能力の強化にかかる分野から3項目うたわれております。

いずれにしても、定住自立圏形成協定の締結は今後の愛荘町のまちづくりに欠かせない広域連携であり、必ずや町にとって有利、また有効活用できるものと確信し、賛成討論といいたします。議員の皆さん方のご賛同をいただきたいと思います。終わります。

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります

これより、議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第63号彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

○議案第66号から議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第2、議案第66号平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについてから、日程第9、議案第73号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてまでを一括議題とし、9月11日の議事を続けます。

まず、議案第66号平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについての質疑を行います。質疑は分割して行います。よろしくお願ひをします。

それでは、一般会計歳入全般10ページから53ページについて、質疑はありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。歳入の町税、10ページですけれども、10ページと11ページです。町税の部分、固定資産税の同和減免の件数と合計金額は、この年度、決算の年度の平成20年度の予算質疑で402件、1,770万円と答弁をいただいている。これに間違いがないのかどうかについて、答弁をお願いします。

そして、22・23ページにありますが、国庫補助金で、このあとの備考の欄のことですが、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化生活対策臨時交付金、このような交付金は経済対策として国から入った補助金ですが、何に使われ、どのような効果があったのかについて答弁をお願いします。

そして、45ページですが、備考、受託事業収入で、特定健康診査受託事業収入がありますが、この説明ですが、たぶん、私が違っているかもしれませんけれど、私自身は特定検診の社会保険者の加入者の方が町に受けにこられる場合に、その機関からその方が入ってきたというようなものかと思うのですけれども、もしそうであれば、ここで何人、町内で何人の方がそのような検診を受けたのかについて答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)収納管理主監

○収納管理主監(杉本幸雄君)ただいまの瀧議員の1点目の町税についての固定資産税の質問でございます。

決算額にいたしまして1,829万5,000円でございます。件数については、ちょっと今承知しておりませんので、金額の報告をさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)瀧議員のご質問の特定健康診査受託事業収入について、お答えをさせていただきたいと思います。

議員が今申されました社会保険等の加入者の検診と言われましたが、一切含んでおりません。この受託収入につきましては、75歳以上の、いわゆる後期高齢者医療制度に加入される方が本来保険者である広域連合が検診を行うとなっておりますが、各市町村がその検診を受託しております関係で、愛荘町の検診に75歳以上の方が来られたのが415人でございまして、その検診費用については愛荘町が支払い、広域連合からこの基準単価に応じて人数分の検診分の収入を町の歳入で取り入れたものでございます。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)歳入の国庫補助金の関係につきましてご質問をいただきました。地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の500万円、それから、その下の方の生活対策臨時交付金6,474万9,000円の関係でございます。これらにつきましては、本町の道路整備の財源に充てさせていただくことで考えておりました。そのうち生活対策臨時交付金の関係でしかれども、これにつきましては、この部分の30%の範囲内につきましては積立金に回させていただいております。地域基盤づくり推進基金というようなことで積み立てをさせていただいて、今年度の事業といしまして、その取り崩しをさせていただいて住宅の太陽光発電システムあるいは地上デジタル移行事業また住宅リフォーム、それから町商工会の補助というようなことに充てさせていただくということで、これら本町に受けました交付金として、それなりの景気対策に充てられたというようなことで考えているところでございます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。先ほど、特定健康診査受託事業収入の説明では、私のちょっと勘違いとい

ノリ、松原市に通いに通つたんじタリイにひ、でいいは、松原市木戸松原ノ山ハ白ソカガ、町内、ヒリナ度ノのいじ四」を検診を受けたということがあったのか、なかったのか。

つまり、町内に住んでいる社会保険加入者の方が町のそういう保健センターなどの施設で受けたことがあったかどうか。そういう受け入れをされたかどうかということですね。それと、それがあったとしたら、何人ぐらいの方が受けられたのかということについてお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)瀧議員のご質問ですが、人數的には把握を今現在はしておりませんけれども、20年度初めての検診ということで、従来の検診に変わって新たな制度になりました。

そういうような関係で、社会保険の方には、愛荘町の検診に来られたりいということは記憶しておりませんが、共済組合関係の方は受診をしていただいたというふうに記憶しております。ちょっと、人數的には今把握しておりません。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)ないようですので歳入について、これで質疑を終わります。

次に、歳出の議会費54ページから衛生費103ページまで質疑を行います。質疑はありませんか。1番、辰巳保君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。83ページで、別に開けていただきなくて結構です。十分聞いてもらったら答えてもらえる範囲なので。コミュニティづくり実行委員会活動助成金、「答弁も毎回していただいている」という答弁から始まると思いますので、その中で決算の概要、主要施策の成果の143ページから148ページに、それに該当するだろうという記載があるわけです。

その記載を見ていると、説明書きを見てみると、唯一、適正拠出と思われるのが長塚会館運営活動事業費のぶどうのなる村づくり事業、これに拠出されているのなら、せめてこれが該当するのではないかというふうに思うわけです。まず、その実行委員会の活動助成の拠出先・事業活動、これについてまず答弁をいただいておきます。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午前10時53分

再開午前11時10分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。人権政策課長。

○人権政策課長(辻野寅治郎君)辰巳議員さんの質問にお答えしたいと思います。

3地域につきましては、それぞれコミュニティ活動として特徴ある村づくりを実施していただいております。ぶどうのなる村づくりであるとか、また、イルミネーションにつきましては、12月のかかりから1月の末ということにも関わりませず、寒い時期でございますが、多くの方が来ていただいて交流活動をしていただいているところでございます。また、もう1字につきましては景観づくりということで、特に字の玄関口に1年を通じて花壇をきれいにしていただきまして、字へ来られる方、また通過される方に和やかな状況を提供していただいているところでございます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。今、コミュニティづくりの実行委員会活動助成金について、各3館とも具体的な形では述べられている。先ほど言いました長塚については、27年という歴史があるというふうに記載されていました。本当に地域の人たちが努力されて実を結んでいっているということが、その記述からわかるわけです。

ならば、副町長に、補助金の出し方、適正化というものがあるわけです。ですから、こういったコミュニティづくり実行委員会活動助成といって、説明がつきにくい拠出のやり方はまずいんじゃないか。やはり適正に記述する、その部分が農林商工的な部分でその支拂料、ていくのか、イルミネーションなら観光料、アゴ揚げ、していくのか、景観づくりならど

うなのか、環境なのか、それぞれの適正な形での拠出が求められてきているわけです。

だから、結局はこういう助成の仕方は何を使ってもいいという、出発がそうでしたから、ですから、それはやはり適正ではないというふうに考えるわけです。ですから、愛荘町の自治活動において整合性があるかないかとか精査されて助成をやるべきだと思うのです。こういうことについての見解を求めておきます。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)ご質問のコミュニティ活動助成金についてでございますが、基本的にはコミュニティ助成補助金交付要綱、正式な名称は、申し訳ないんですが、ちょっと記憶しておりませんが、要綱によって定め補助金を執行しているところでございまして、一定、総論的なたぶん補助金で要綱にはなっておるとは思うんですけども、やはり、各地区の長い歴史をこういったコミュニティで助成することによって地域性を出していくというような1つの趣旨もございまして、それによって、早い機会にそういう差別のない明るいまちづくりができるばいいといった趣旨の助成金というように私は理解しておりますので、それはそれなりに意義があるものだというように思っております。細部は補助金交付要綱でうたっているものというように理解をいたしております。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。だから、その答弁からして、もう結局はコミュニティづくり実行委員会というのは、コミュニティをとる部分では、大きな意味では字事業、文書配布とか、そういうものを出しているわけです。

しかし、今の部分、答弁があった部分においては、結局はそういうくり方がいいのか、差別を云々とか言われたけれども、しかし、その根拠法である本法が、結局はなくなっているわけですから、あえてその説明はどうなのか。いつまでもそんなことを言っているということに言えば、努力をされていることに対して、私は逆に水をさすことになるということになります。到達点をしっかりと見ればいいわけで、ただ適正な補助金の出し方がいいのかということが、今言われるような答弁の中身に該当することになっているんだと。あまりそれを言い続けると、要するに、前進されていることに対して非常に不見識なことになっていく。よって、その拠出のあり方について、やはり来年度については適正な処理をしていくということを求めておきますが、答弁はどうでしょう。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)適正化どうかといった問題につきましては、今後検討いたしますけれども、現実に本法と言いますか、国の法律はなくなりました。それはご案内のとおりでございます。

しかしながら、いまだにして数多くの差別のあることは事実でございます。我々ですと、平成19年の8月に愛知川町役場に対して、部落を照会する電話での照会がございました。また、全国的にはインターネットによる差別事象、いろいろな事象はあとを絶ちません。これは氷山の一角だと思うのですが、そういうことにつきましては、まだまだ差別の実態というか、現実がございますので、そういうものの解消については努力していきたいというふうには思っています。補助金につきましては、今後も検討していきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。85ページですが、人権政策推進費の部分で、19負担金補助金及び交付金の中で、部落解放人権政策確立要求郡実行委員会負担金75万6,000円、毎年あがっているんですけども、これは今の答弁にも関わってくるかもわかりません。けれども、部落解放人権政策確立要求というのは、どういう要求をしていく団体であるのかということ、それに、この負担金は拠出はどこに使われているのか、この委員会がどこにあるのかということについて答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)人権政策課長。

○人権政策課長(辻野寅治郎君)瀧議員さんの質問にお答えしたいと思います。

ご質問のございました部落解放人権政策確立要求愛知郡実行委員会につきましては、人権政策課が事務局を担当

させていただいておりまして、運動団体さん、人推協、いろいろな方々、企業さんも含めまして組織をさせていただいております。

内容につきましては、仮称でございますが、先ほど副町長からお話をございました、まだまだ事象がございますので、そういうことに対応するための人権救済法、仮称でございますが、そういうものの制定要求をするとか、全国集会、いろいろな集会等に参加するために活動しているものでございます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。今の話ですと、結局、啓発の法律を確立するということになるのかどうかということを思うのですけれども、やはり、先ほども言われましたように、同和対策の法律は失効しておりますので、そういう中でこのような活動をするところに、こういう負担金を拠出する根拠があるのかどうかということを考えるわけです。

根拠が、私はこういうことで対応しなくても全体的なことで対応できると思いますので、憲法をきっちり守っていくと、このような姿勢で町が対応していけば、これがなくてもいいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)お答え申し上げたいと思います。

これらの負担金等につきましては、あくまでもあらゆる差別の人権救済に向けての取り組みをさせていただいているものでございまして、ここに関わります役員さん等の研修、あるいはまた先進地等の研修会等を含めて対応しているものでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。6番、本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹、質疑を行います。63ページの委託料の中ですが、旧愛知郡役所庁舎保全改修基本計画業務委託料、今後、ここについては、どのような計画を立てておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

また、使用料及び賃借料の方なんですが、旧愛知郡役所庁舎賃借料36万円がありますが、この中には全員協議会の中でもいろいろとご説明がありましたけれども、庁舎内の資料等があるということですが、今後、賃借料を払っていくのか、どのような計画を立てておられるのか、また、止めるのか、その他についての答弁をお願いしたいと思います。

それと、65ページの負担金の中なんですが、びわこ京阪奈鉄道整備事業負担金36万円が計上されておりますが、どのようなことをされておられるのか。それについてもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)私からは、郡役所問題について考え方をお答えしたいと思います。

まず、この委託料につきましては、20年度に予算をいただきまして、それを修理したりする費用がどれくらいかかるのかといった点で、コレサルの一定の経費の状況を把握したところでございます。

基本的にこの郡役所をどういうふうにしていくのかということですが、昨年来、多くの方の保存運動も展開されてきました。1万人を超える署名活動、2つの団体からそれに熱い思い、町内の人・町外の人もいましたけれども、あれは町民としての大きな財産になりつつあるということから、まちづくりの核にも十分なり得る、こういうような観点から、これを保存していろいろな活用方策を考えるべきといった提案もなってきたところでございますが、一方でJAの持ち物であるということから、非常に方法が難しかったところでございます。

基本的に、やはりあれだけの住民の思い、またカンパ活動をされまして、現在100万円の寄附もなされておりまして、まちづくり基金の方にそれを積立てをしていくところでございますが、私としては、やはりあれだけのものと景観におけるアート、創作性を生む一つの街角美術、アートプロジェクトの愛知県の文化・地域アートがハーバリウムアートとして

た。こういったものをやはり大切にして、これからその活用方法がいろいろと議論もいたしてあるところですけれども、何とか残せたらなあという思いでいるところでございます。

JAとの協議は今後もやっていかなければなりませんけれども、そういった中で、賃借料の問題、今年度は36万円認めさせていただいて、JAも継続的に賃借をすることについて合意をいただいたところでございますが、来年度以降どうしていくのかということになってくると思いますが、やはり何とか旧愛知郡役所、県下で1つしかない、全国的にも非常に少ない中で近代遺産として残せたらなあという思いでいっぱいございまして、来年度以降も、とりあえずは賃借ができるかどうか、JAとの協議が必要ありますけれども、そんな協議をできたらなというふうな思いでございます。中にあるものについても、先般来、議会の方からもご提案をいただいておりますし、中の整理、あるいはどういったものが入っているのか、こういったリストアップ等も必要なことかと思っているところでございます。他人のものでございますので、なかなかこちらの思いどおりいきませんけれども、多くの住民皆さんの思いにも何とか応えられる方法がないかということを模索していけらなというふうに思っております。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)びわこ京阪奈(仮称)鉄道整備事業負担金36万円の使途についてお答えをしたいと思います。

もうご承知のとおり、びわこ京阪奈(仮称)鉄道整備期成同盟というものが、近江鉄道を強化して湖東地区から京阪奈までを延ばしていくという壮大な構想があるわけでございまして、これについて米原市から本町も含めて沿線自治体が期成同盟会をつくって、その運動を推進してきているところでございますけれども、そのびわこ京阪奈、大きな、沿線の鉄道を延ばそうとしますと、従来今ある基盤を維持強化していくないと、将来、京阪奈にも結べないというようなことから、近江鉄道が国と県の補助を得て、例えば、近江鉄道の鉄道の信号がないところに信号を新設するとか、あるいは橋梁を強化するとか、そういう事業を国の補助を受けて近江鉄道がやっている事業について、沿線住民、沿線自治体として、その同盟会として応分の負担をさせていただいているそのお金が36万円ということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再度お聞きします。

今ほど、町長からの郡役所についての説明も理解もできましたけれども、賃借料につきまして年間36万円という拠出がありますけれども、何年ぐらいの賃借料をされておられるのか。

なぜこの書類等を、たくさんなければ、秦荘庁舎もありますし、愛知川庁舎にも書庫がありますので、そのあたりに持つていってもらうということは考えておられないのか。この36万円もけっこう金額が金額ですので、今後この賃借料につきましても、なぜそういうふうなのが出てきたのか、ちょっとぼくもわからないので、なぜそういう36万円の拠出ができたのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時31分

再開午前11時33分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)今ご質問いただきました愛知郡役所の負貸の関係でございますけれども、これは平成10年頃から借りさせていただいているというようなことになってございます。

現状を見ていたいたと思うのですけれども、中にたくさんの文化財的なものが入っているわけですから、庁舎以外のいろいろな施設のところに、やはり分散して文化財の資料を保管しているというような現状になっておりまし

て、これを一定より整理をさせていただいて保存をしていこうというような考え方でございます。
現状ではどういうふうにしているかという細かい計画まではまだ立っておりませんけれども、一定、今後整理をしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

○議長(竹中秀夫君)ほかにありませんか。4番、西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。ちょっと確認のため、97ページの報償費の件について、その報償費の下の栄養士謝礼というところがあるんです。30万9,600円、この件は何か乳幼児とか何とかそういう時の栄養士さんをお頼みになったのか、もし、学校に栄養士さんがおられるのだったら、その栄養士さんにお願いできなかったのか、その点をちょっとお願ひしたいんです。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時35分

再開午前11時35分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。保健センター所長。

○議長(竹中秀夫君)保健センター所長。

○保健センター所長(小西文子君)今のご質問ですけれども、乳幼児健診の時の離乳食指導での雇用の栄養士、および特定保健指導での相談と栄養計算等での雇用をさせていただいている栄養士の報償費にあがってございます。2点目のご質問ですけれども、学校栄養とはまた内容が異なりまして、成人や妊婦そして乳幼児という特殊な栄養というところで、成分等に適した内容で助言指導をいただくという内容になってございますので、少し代替というふうにいきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)ないようですので、次に、労働費102ページから127ページ消防費まで質疑を行います。質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。107ページの負補交の担い手利用集積緊急加速化事業補助金の88万8,000円、これは今までからあったものか聞きたいたいのと、これと今後も先ほどからいろいろ政権の交代の話が出ていますが、今後も続けられそうなのか、この2点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)お尋ねの107ページの担い手利用集積緊急加速化事業補助金88万8,000円でございますけれども、これらは20年度から始まった制度でございまして、1ha以上、集積した場合に、耕作者に補助金をもらっていただくという新しい制度でございます。

今後のこの制度の見込みでございますけれども、今回の経済対策で所有者、地権者にも新しく出していこうという制度が生まれそうだったんですけども、その制度は現在ちょっと凍結になってやめようかというような情勢で、地権者に集積した場合に、それはちょっと凍結になって、耕作者に今までどおり集積した場合に補助金をもらっていくという制度はまだ継続していく予定でございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)ないようですので、次に、教育費126ページから予備費179ページまで質疑を行います。質疑あ

りませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。131ページですが、愛知大上郡通級教室運営負担金というのがあるんですけれども、教育振興費のことです。これは甲良の方の小学校に教室があると思っているのですけれども、そこに愛荘町の子どもが何人行っておられるのか、そして、その先生がどういう関わりをしていただいているのかということを、答弁をお願いします。

そして、133ページですけれども、学校評議員謝礼というのがあります。こちら、どのような成果、学校評議員を置かれてどのような成果があり、そして今後の課題は何かあるのかということ。

そして、149ページです。アスペスト分析調査手数料がありますけれども、アスペスト分析調査ではどういう結果が出たのかということと、3点お願いします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)3点目のアスペストの関係でございますけれども、愛知中学校は、現在増築をいたしております。一部、空調機器の取り替えというようなことも改修の中でやっておりますけれども、その中で一部アスペストが出てきたということで、それにつきましてはすべて処理するという形で進めさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、前段の通級教室の関係でございますけれども、甲良の方へ郡内の小学校から、私の記憶している限りですけれども、3人の子どもが現在通級をさせていただき、一日も早く通常学級に戻れるような形で、学校の先生方とも連携を図りながら運営をしていただいているというふうなことで、この負担金につきましては、当然、甲良の方で正規の職員がおりますので、そちらの人を、また人件費ではなく活動費の部分での負担金でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校評議員につきましては、各学校5名の評議員をお願いしておるわけですけれども、それぞれ開かれた学校づくりというような形で、いろんな評議員さんからの「こういった活動をやってみたらどうか」とか、「こういうことをしてみたらどうか」というふうな提案もいただきながら、また、その提案を受けた中で実施した反省点等も総括しながら、学校運営を図っていくという中で、評議員さんにはいろいろご足労をお願いしているというふうなことでございます。

開かれた学校づくりと言いながらも、いろんな不審者対策等も当然あるわけで、相反する部分もあるというようなことで、いろいろな意見をいただくわけですけれども、その中ですべてが活かせていけないというのも課題かなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。今の関連質問をお願いしたいんですけども、去年か一昨年に学校評議員さんの意見聴取ということで、今いろいろな会議をされておられると、評議員さん同士の交流、一堂にして意見交換をしてはどうかという質問をいたしましたところ、「考えてみます」という前の課長の答弁でした。実行されておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)大変申し訳ございません。できておりません。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。できてなかったら、今後はどういうふうにされますか。やはり、地域、地域によって多少の話も、また出来事も変わってくると思います。そうした場合に、やはり、こちらにこういうことがあったら、今度はこちらこうすることを予防しておこうといけないとか、いろいろなことが考案され、思案されるのではないか。今後はどういうようにされますか。お答えいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部厚雄君)今後より、そつしに機会をつくりながら地域に根ざす学校づくりに努めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、歳出全般について、質疑を行います。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。体育施設に関わって、住民関係も関わるわけですが、私は指定管理者制度、本町も導入をして年数が経過してきているもの、また新たに制度を導入したもの、また来年度に向けてしようとしているもの、そういう中で、執行部は、指定管理者制度を導入するのに経費の縮減ということを大々的に言われます。

それで、20年度の決算を主に、過去18年・19年も調べたりして、いったい副町長にどういうところが経費の縮減になったのかということを答弁をいただきたいというふうに思います。

それで、ラポール秦荘、健康プール、はつらつドーム、ふれあい広場なんですが、これを平成20年度は3,193万5,000円、指定管理料を出しているということです。過去を調べて見ますと、平成18年度の委託料が3,108万円、教室の委託が988万円、約4,000万円、この委託という部分で見た時に。じゃあ、それがどうなのかということで、収入を見てみると、それはその当時は本町に入っていたんです。収入は使用料として。それが、プールで3,674万円の収入、そしてドームで16万6,600円の収入があったわけです。

じゃあ、今、指定管理料はその3千なんぼ払っているんです。以前も委託料を4,000万円払っていたんです。でも、収入は今言いましたように3,600万円、3,700～3,800万円かな、そんなものの収入はあったというのです。これは決算表に載っているですから。すごい金額が町に入る、今は指定管理の実施に伴って、それが当然そういう協定を結めばそうなるわけです。

それから、是か非かを私は言っているわけではなくて、指定管理がどういうものかというのを再認識しようということを言っているわけです。そういうものは、それは当然プールは有料でしたから、それは定着していたわけですね。じゃあ、今年から始めたものはどうなのかということを見てみました。

では、スポーツセンターの関係でいければ、体育施設管理事業2項目ありました。それが、平成20年度は325万円、端数は切ります。もう1つは1,610万円、そして、ふれあいスポーツ公園が447万円と嘱託職員の180万円、これが私が持ち得ている資料で整理しているですから、皆さんの持っている、当然部署の持っている資料とは多少、大きく違いがあるのかはわかりません。合わせると29,690万円、2,562万円です。平成20年度の管理費用は。そして、指定管理料は、当初予算ですが2,690万円、ここへ、その平成20年度の決算で管理費用と、そこへ使用料を足せば、ほぼ当初予算の指定管理の管理料です。

ということは、私がこの2つで言いたいのは、今まで委託管理をしていた時は、収入は我が町の財源になったわけです。そこに充当するかどうかは、本来は充当すべきでしょうけれども、維持管理に。だから、こうした収入がない中で、同じように指定管理をし、収入は我が町に入ってきたものが管理者の方に委ねているという現象が起こっている。これに対して否定されるかどうかは答弁をしていただければいいと思います。私が決算書を見た限りでの分析をしているですから。

だから、いったい指定管理によって経費が縮減できているのか。本来なら財源確保ができるものを、財源をわざわざなくしているという現象が起こっていないのかどうか。しかも、今年から始めたものは、利用料・使用料の収入までが加算して、そして、指定管理をやったということは、町民さんに新たに負担を求めなくても、平成20年度の決算までの流れから見ても、新たな負担を求めなくても、指定管理はしてもらえるということが裏付けているということが、私の自分なりの調べ方で到達したわけです。

じゃあ、いったい何を縮減しているのか。何が縮減されているのか。そのことが新たな疑問と出てきました。そのことについて、やはり使用料が要するに、町の財源がなくなつた。それだけでトータルで指定管理料が貰えるにもかかわらず、なおかつ町民の負担を求めなければならない、町の行政の経費の縮減ということはどういうことなのか。3,600万円も収入があったということは、職員の給与に充てられたということですよ、それは十分に、一部は充当できるということになります、意味します。いったい指定管理は何の縮減であったのかという素朴な疑問が生まれてきたので、当然それについて1つ答弁をいただきます。

もう1つ、2点お尋ねします。臨時職員についてですが、当然、臨時職員については、その規定を設けて採用されていると思うのです。臨時職員というのはどういう仕事をしてもらうのかということ。保育園とか幼稚園、教諭になりますかね、そうした人たちに臨時職員を雇い入れているのなら、どうした業務をしていただいているのか。

そして、その規定に基づいて、一步踏み込めば臨時職員は6ヶ月という規程があります。継続する場合はプラス6ヶ月ということになっている。じゃあ、愛荘町の臨時職員の採用実態はどうなっているのかということについても答弁をいただきます。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、私から指定管理者制度についてのご質問にお答えをいたします。

もうご案内のとおり、平成15年9月に地方自治法の一部を改正されまして、委託管理から指定管理へ管理代行に変わったことがご案内のとおりでございますが、これらにつきましては、まず競争原理が働くということから、質の高いサービスの提供が可能となるということ、また、管理運営の効率が指定管理の業務に連動するために効率的な運営がなされるということ、また自治体と指定管理者との間で細部にわたる協定書が交わされますので、客観的な観点から公の施設の設置目的、実地した内容が履行されるということで、トータル的に経費が節減されるということでございまして、決して、冒頭から「経費節減するためにこれをするのだ」ということは私は言った覚えはございません。しかしながら、先ほど来おっしゃっておられます、ご質問いただきました使用料等の関係でございますが、指定管理制度を導入いたしまして、利用料金制というのはとっております。その中で、今ほども言いましたように、協定書の前段階となります募集マニュアルをつくっております。その中で、一定、募集マニュアルのベースには町として設計書がございます。設計書には当然、使用料と歳出面を含めた設計額を出しますので、私細部すべてを知っているわけではございませんので、細部は各課担当がお答えすると思いますが、当然、もし、仮に1億円の総予算の中で、財源が5,000万円あれば、そしてそれ以外で歳出があるとすれば、それは当然相殺して設計書を組みますので、それ以上のお金は出すというのは、本来指定管理制度にはなじまないというように理解をいたしておりますので、それがすべて、私はそうなっているというように理解はいたしております。

それともう1点、臨時の任用職員という話がございましたけれども、保育所あるいは幼稚園につきましては、臨時の任用職員という位置付けはしておりませんで、嘱託職員という位置付けをいたしております。臨時の任用職員ですと地方公務員法第22条に規定する職員ということで、一定事務補助ということになりますて、議員ご指摘のとおり、6ヶ月、6ヶ月の更新で1年どまりという形になります。しかしながら、嘱託職員につきましては要綱設置ということで、嘱託員設置要綱に基づきまして雇用をいたしておりますので、その要綱の中で細部にわたって規定しているものというように理解はいたしております。

もし、保育園・幼稚園に22条の職員がいるとすれば、それは産休代替職員とか、あるいは何かの欠員補助職員という理解をいたしております。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時58分

直開午後1時00分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。秦荘サービス室長。

○秦荘サービス室長(松浦太市郎君)それでは、先ほどの質問につきましてお答えをさせていただきます。

ラボール秦荘の健康プール等の指定管理につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、現在運営をさせていただいているが、その時の設計の予算の関係を説明させていただきます。

収入の部でございますが、使用料の収入といたしまして、プール使用料として1,122万4,000円、トレーニング利用料として450万9,000円、そういう収入等で、ほかにもあるんですけれども、プールの使用料の収入の合計といたしまして3,520万5,000円でございます。そしてまた、会員カード発行手数料として28万円、そして自動販売機が設置しておりますので、そういう電気代が47万8,000円、そして町の方の指定管理料として3,254万8,000円ということで、合計いたしまして歳入の方が6,850万9,000円となっております。

次に、支出の部でございますが、健康プールの管理運営関係といたしまして、施設の管理運営費といたしまして2,870万4,000円、教室の開催費用ですけれども、それについては水泳教室とかスタジオレッスンとかそういった費用があるわけですが、その開催の費用といたしまして764万6,000円、合計3,635万円ということでございます。そしてまた、プールとかスタジオといろいろな施設があるわけでございますが、その維持管理運営費が2,930万9,000円でございます。それについては、消耗品代とか電気代とか、光熱費とか修繕費とかといった費用が含まれているわけでございます。そして、事務費といたしまして280万5,000円でございます。合計といたしまして6,850万9,000円ということで、当初そういった形で積算をさせていただいております。

そういう積算の内容から経費の節減が図れるということで、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしました、進めさせていただいているわけでございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)スポーツ施設の指定管理の関係でご質問があったわけですけれども、先ほどお聞きしました数字の中に一部につきましては、スポーツセンターの改修費用が入っているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そういう経費で、約同額のものを指定管理というような形で21年度支出する予定をさせていただいておりますけれども、指定管理者の実施事業等の部分で、もう少し町民さんのスポーツに対するニーズであるとか、そういうものに応えていっていただけるものと理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。ラボール秦荘の方については、結果として、数字が早く言っていただいて、頭の中の整理がつかないというのが実際で、実際だからと言って何が縮減できたのかということがちょっとわかりにくい。副町長が今それを聞かれて、細部について聞かれて、何が縮減できたのか、答弁をいただきたいと思います。

そして、スポーツセンターのことについて、今年から実施したことについて、自分の資料も改修800万円というふうに記載はしています。であるならば、それが1,610万円の中に、管理料の中に入っているのでという指摘であります。ならば、800万円ということになります。ということは、その指定管理料は、要するに逆に言えば、私からの論法でいけば、1,800万円となるわけです。

改修工事はいずれにしても、指定管理をしても、行政が負担します。ということは、結局は管理委託しているよりも多く、多額の指定管理料を払ったということが、今、答弁の中で認めたことになると思うのです、ある意味ね。それが私の論法上ですよ、言っておきますが。今、逆に工事費をいただいたために、私は工事費は別途に記載しておきました。でも、それがここに入ったために、これを抜いてくれということでしたので、800万円に変わります。ということは、その800万円は当初予算では、私の論理でなければ2,690万円は入っているわけです。

この部分で、1ヶ月あたりの料金が、これまで2,000円から3,000円と高騰傾向にあるといいます。しかし、「なぜか」、その部分を抜けば、結局またそこに工事費やら改修工事費が町の負担として出すわけです。ということはもっと高くなってくるということになる、逆に言えば、逆説論でいけば。じゃあ、なおかつ指定管理料に町民負担をもらわなかってやってきたのに、なおかつ、そこへ上乗せをかけて指定管理をしていただいたら、今まで町民さんの使用料を徴収してこなかったんだから、徴収しなくともやっていけるということを自ら認めたわけですから、何のために使用料をとったのか。今度、逆にそんな素朴な疑問が出てきます。

この2つについて、ちょっと再度、いったい何が、その説明を受けねば、なおさら縮減効果はないということを自ら認めてみせるような答弁になってきているので、その経費節減というのがいったい論理的にどうなのか、答弁をいただきたいと思います。

そして、嘱託職員のことについてですが、臨時採用ではないと。じゃあ、嘱託職員の権限というものが、かなりの嘱託職員を採用していることになるわけで、その教育施設もしくは福祉施設の中で、いったいどういうふうに嘱託職員と正規職員の関係になってくるのか。それに対して問題は起こっていないのか。

嘱託職員は何年雇っても、いろいろな保険の保証がされないのか。要するに、地公法に準じた職員体系には確かにないはずですから、嘱託職員は、何年勤めても社会的な保障は受けられないということになっているのかどうか、愛荘町は。そういう点からも、嘱託職員の地位について答弁をいただきます。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)ブル等の指定管理料金のことで答弁を申し上げますが、今、室長が申し上げましたのは19年度のバランスシートを申し上げておりますので、その答弁にはなっていないと思うのですが、18年と19年の比較をしてみると、わからないわけです。

その当時担当していた、いわゆる職員費も中に入れてあります。ですから、基本的にはあそこはすべて委託をしておりましたので、委託部分については変わらないと思いますが、職員の入件費がオフされるということと、それと新しく指定管理することによりまして、先ほど申し上げました公募マニュアル的なものをつくっておりますので、その中で組織執行体制はこうあるべきやという1つのマニュアルをつくっております。

その中で、当方の方は一定設計額を出しますので、それに対して相手方さんが、ブルにつきましては確かに社が来たと思いますので、競争いたしておりますので、今ここで、じゃあいくら節減できたのかというのをちょっとお答えすることはできませんけれども、その計画と設計の段階ではかなり考えてやりましたので、できているというように思います。

そして、社会体育施設につきましては、ご案内のとおり、直営でやっていた時は職員が2名、正職員が2名、臨時職員が1名張り付いていたと思います。必ずしも、施設の使用料につきましてはリスク分担表というのをつくっていますので、細部の修理につきましては指定管理者が持つ、ある程度額の大きいものについては町が持つというようなリスク分担をやっておりますので、ですから、必ずしも修理が云々という中にはいかないとは思うのですけれども、もともと使用料をとったということにつきましては、昨年でしたが、使用料をお認めいただいた時にいろいろと議論いただいたと思うのですけれども、今後、社会体育施設を維持管理していくうえにおいては、修理代は必要になってくる。それは指定管理者負担になる、あるいは町が直営で直す等々はあるかと思うんですけれども、そういったものの少しでも財源になればということが使用料をとった要因の一つでもありますし、公平の原則からいきまして、一定の使用料をもらうことによって、利用されない方もあるわけなんですね。だから、そういったもののバランスを保っていくという意味も含めまして、また使用料でもってそれだけの黒字等が出れば、実施事業をやっていただける、またその指定管理者が個性のある事業をやっていただくという期待もございますので、そういったところは十分マニュアルに定義しまして募集はさせていただいているところでございます。

それともう1点、嘱託の問題でございますが、嘱託さんにつきましては、労働基準法が適用されます。地公法は適用

はいたしておりません。ですから、基本的には年度更新になっておりますので、いわゆる5年スパンとか、10年スパンでの雇用はいたしておりません。だから、年度更新で雇用更改をさせていただいているので、基本的には社会保障というか、そういうものは退職金も含めてございません。以上です。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。指定管理の関係では、公平な負担をしていただいている方、負担をしていただかない方、だから、各施設をもとに見れば、そういうことの言葉と言うか、その言葉が当然のように聞こえます。しかし、愛荘町全体の施設で見れば、何らかの施設を、公的な施設を、要するに町民さんは享受している、その観点も必要なんだということだけは言っておきます。

今、2年とか一定のスパン、嘱託職員について、いみじくも地公法とかではなくて労働基準法と言われれば、じゃあ、1年以上の継続契約者についてどういうふうな認識を持っているのか。あえて、地公法を出したんですが、労働法とか、そういうことが出てくると、1年以上の契約とか、継続して契約している場合はどうなのか。そういう問題があるわけで、その点についても答弁をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)議員ご指摘の労働基準法の問題は認識はいたしておりますが、現実に、先ほども申し上げましたように、年度更新しかやっておりませんので、それが継続になった場合にどうなるかということは、当然、労働基準法を読んでいただければわかるところでございます。私の答弁といたしましては、年度更新でやらせていただいているという認識にさせていただきたいというように存じます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。歳出全般ということで、主要施策の概要の方に、60ページですが、徴税費ということで、表の中で差し押さえの滞納処分の中で、差し押さえ等ということで43件という数があがっております。そして、356万2,143円の、それだけのこれによって差し押さえをしたということになっていますけれども、この状況としては、1件1件違うのはわかっていますけれども、傾向としては滞納も、お金がなくて払えない、収入がなくて払えない、いろいろありますね、払わない人もいるかと思いますけれども、この傾向としては払えない人が多いのかどうか。それで、そういう方でしたら、こういう差し押さえをされて、その後どのような生活状態に陥ってきたのかという、そういう心配がされるわけですけれども、その後の追跡調査について、されているのかどうかについて、されているのならどういう状況なのかについて、答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)主要施策の成果の方の60ページの質問でございます。現在、差し押さえの執行等、厳しく実施させていただいているところであります。確かに、生活に窮しておられる方が中にはいらっしゃいます。差し押さえにつきましても、いきなり実行に移しているわけではありませんし、まずは督促をさせていただいて、それでも全く応じられない、連絡もない、そういう方については、また催告書を出させていただいております。催告書を出させていただいても、また何ら連絡がないと。途中で連絡がいただけましたら、生活状況等もお聞かせをいただいて、議員おっしゃるそのご心配の部分についても、税務課としてその辺を掌握して判断をさせていただいているのが実態です。

ところが、全くそういう催告をしても来られない、そうなってきますと、やはり財産調査をしながら、差し押さえ予告を出させていただいております。それでもまだ出て来られない、連絡もないということになってまいりますと、予告をしております期限を超えて、なおかつしばらく待たせているわけですが、そういう場合には、もう仕方がなく差し押さえ等をさせていただいております。

ところが、そうなってから初めて連絡をされる方が中にはいらっしゃいます。ごく最近ですが、今年度につきましても、実

は差し押さえをしたとか、おっしゃるよつて生活に窮しくおられるそついつ美態かその匂いおいして呴き申しさ いい、そういう部分、財産調査もずっとしているわけですが、その後に状況が変わっておられる方もありますし、そういう点については詳しく事情を聞かせていただいて、差し押さえの解除をしたり執行停止をしたりというようなことで、最低生活をできないような、そういう状態に陥らないように対応をさせていただいております。

ご心配いただいている部分はごもっともでして、その辺については十分注意をしながら職員一同取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。会計室長の方へ、ご苦労なさっておられるというのは、一借の利子が175ページの87万8,511円というふうに記載されておられます。なかなかご苦労されて、収支がうまいこといかないで借らないと仕方がないというような実情だと私は推測します。それで、今、何パーセントぐらいの一借の利子であるのか、また総額がもしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)会計管理者。

○会計管理者(宇野太佳司君)この制度を使いますは、入札を行いまして実施をするわけでございますけれども。私、今、手元にございませんので、また後ほど連絡させていただきます。よろしくお願ひします。

○4番(西澤久仁雄君)けっこうです。

○議長(竹中秀夫君)これで、質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第66号平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出の認定を求めるについて反対を表明します。

国政の場面では、平成20年度は「基本方針2006」つまり小泉内閣が最後の年に決定した、いわゆる骨太方針で、2011年度までの構造改革路線のレールを敷いたものです。その象徴が社会保障抑制の継続です。自公政権は毎年2,200億円の社会保障経費の削減をしてきました。障害者自立支援法の応益負担や介護保険の改悪、国民健康保険への国費の減少、また、後期高齢者医療制度や特定検診の創設によって国政から発する負担増と、十分に必要な介護・医療が受けられない制度改悪が町民を襲いました。

このことから、議案69号国民健康保険、71号後期高齢者医療、73号介護保険の3特別会計の平成20年度決算についても、この場で反対を表明しておきます。

中国ギョーザ事件や汚染米など、輸入食品の問題が表面化する一方、日本農業存亡の危機が叫ばれるなか、平成20年度は生産者・消費者両方に関わる問題として、食の安全と食料自給率向上の問題が表面化しました。また、派遣切りなど企業の横暴により失業者があふれ、愛荘町でも住居がなく明日の生活にも困り、雇用促進住宅に入居したり生活保護を申請する人々がたくさんいらっしゃいます。

以上、申し上げましたことは、すべて庶民には増税と負担を押し付け、大企業には減税優遇の自公政権の路線によるものであり、町民の生活に多大な影響を及ぼしていることが決算からも伺えます。このような自公政権に、先の総選挙で国民は「ノー」の審判を下しました。

行政は、積極的に指定管理者制度を取り入れています。しかし、指定管理者制度は行政の経費節減と称して町民負担を求めるることは、指定管理費からも道理がないことが証明できました。まさに、行政の町民サービスという理念を投げ捨てて市場化するものであることを訴えておきます。

併せて、固定資産税の同和減免、コミュニティづくり実行委員会補助金、部落解放人権施策確立要求実行委員会など、同和特別扱いの施策は、現在の社会情勢のもとでは根拠がなく即刻廃止することを求め、反対討論といったします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。11番、森野君。

○11番(森野榮治郎君)11番、森野。賛成討論を行います。先ほど来伺っておりますと、木を見て山を見ざるような

議論が出ておりますが、議案第66号平成20年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論を行います。

まず、一般会計の歳入については、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が急速かつ大きな経済危機をもたらし、本町の企業においても大きな打撃となりました。特に法人町民税においては4億7,591万6,000円の歳入決算で、前年度と比較すると8億3,145万2,000円の大幅な減収となりました。また、地方交付税においても、19年度における町税の増収から前年度と比較すると8億3,996万3,000円の減収となり、歳入総額に大きな影響をもたらしました。結果として、基金の取り崩し8億1,218万8,000円と減税補てん債の2億円の借り入れにより補った形となりました。基金の残高については大きく減少しましたので、今後の経済状況を把握しつつ、長期的視野のもと、計画的な運用をお願いするところであります。

一方、歳出においては、投資的事業経費は前年度と比較し37.8%の減となり、その中においても、教育施設設備環境整備をお進めいただきました。特に20年度は歳入が大きく落ち込むことが予測され、8月からは緊急緊縮財政対策を実施され、当初予算を見直す事態になりました。本当に予測し難い事態ではありましたが、企業の経営状況・決算状況等を常日頃から注視していただき、このようなことのないようご努力をお願いするものであります。

その他、町税の滞納整理については重要課題であり、引き続き共同徴収を通して徴収技術の向上に努められることをお願いするところであります。また、地方債の残高は年々減少してきますが、財政運営にご努力をいただき、評価するところであります。今後もさらに自主財源の確保と地方債の借入の縮減、また、できる限りの経費節減に努め、長期を見据えた基金の積立など創意工夫を凝らした健全な財政運営をさらに継続されることをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終結します。

これより、議案第66号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。着席下さい。よって、議案第66号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開を1時30分といたします。

休憩午後0時27分

再開午後1時34分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。着席下さい。よって、議案第67号平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入れます。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。着席下さい。よって、議案第68号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。国民健康保険の会計の全体にかかることですけれども、20年度は一般会計でも言いましたけれども、後期高齢者医療制度や特定検診が新設されました。かなり今までと比べて国保会計に大きな負担を及ぼしたのではないかと思いますが、その影響がどのようなものであったのかということについて、答弁をお願いします。

また、主要施策の成果ですか、それを読むと、検診率の事が書いていまして、特定検診の検診率は、計算しましたら38%ぐらいだと思われますが、これに対して、どう評価されるのか。

もう1点は、委員会の方で聞きましたところ、国民保険税の滞納者が、20年度には6ヶ月の短期保険証発行は6世帯ですが、現在69世帯と、11倍もの数に増えているとのことお聞きしました。そのことから、短期保険証発行に対する考え方について答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)瀧議員のご質問にお答えしたいと思います。

20年度、新たな制度で、従来の検診から特定健康診査という取り組みに変更になりました。これにつきましては、国民健康保険特別会計歳出で検診費用については賄っております。それぞれ国の基準単価に基づいて、国・県の補助金を受け入れながら実施しているものでございまして、直接大きな財政への影響はないものと考えております。それと、受診率でございますが、先日の教育民生常任委員会協議会でもお話をさせていただきましたが、特定健診の対象者概要にも書かせてもらっておりますが、3,092人ございまして、そのうち集団検診でお受け続けられる方が1,019人、特定健診で約59人という受診状況でございます。

これについては、特定健診の受診率・目標については、平成20年度、40%設定しておりますが、実際にこの健診を

受けられたほかに、町で個々で行っています人間ドックの助成を受けて検診を受けられた方等々の数字も含めて受診率を算定されることになっておりまして、なおかつ1年間を通じて、国保に加入されている方が分母になりますので、今その算定につきまして作業中でございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩午後1時39分

再開午後1時39分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)申し訳ございません。1つ漏れておりました。

滞納の状況は以前から年々増えているような状況でございまして、税務課と住民課とが連携して納付率の向上を目指して、日々事務を進めているわけなんですけれども、先の委員会でも申し上げました20年度、6ヶ月の短期証は、議員が申されましたように6世帯・9人ございます。

現在、21年度に入って9月の現在では、短期証が69世帯・113人、それから資格証明書については2世帯出させていただいているのですが、一気に伸びたのではないかというようなご指摘でございますけれども、以前から、そういう短期証の発行あるいは資格証明書の発行をしながら、納付相談にも応じていただきながら、納付率の向上に本来努めるべきところでございましたけれども、19年度までは町の方針もございまして、そういう短期証・資格証の交付はせずに納付をいただく啓発もしながら取り組んでいたところでございますが、年々滞納が伸びてくるということで、やはり法的にも20年度から短期証の交付をしながら、あるいは、21年度からはそうした滞納世帯で納付をいただけない世帯については、資格証を交付しながら納付をいただくようなことをしていくということで、平成19年度からそういうPRをしながら行っております。

20年度については、先ほど申し上げた数字で、現在の数字から言いますと、大きく伸びているということでござりますけれども、以前からそういう該当者・該当世帯というのは、数はたくさんございました。取り組みが19年度から啓発、20年度からその取り組みを行ってまいったもので、言われるように、数字としては大きく伸びているという状況でございますけれども、以前から議員申されていますように、一律的機械的には行っておらず、それぞれの世帯の実情に応じてその対応をさせていただいているところでございますので、ご理解賜りますようにお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。着席下さい。よって、議案第69号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求ることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求ることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。着席下さい。よって、議案第70号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。着席下さい。よって、議案第71号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。収入の部の収入未済額について、ちょっとお尋ねいたします。昨年より努力されまして、だいぶ今は減っています。けれども、使用料の方は多少なり増えておりますが、この増えた部分に対しまして、分析されたことがあるのかどうか。と言いますのは、旧秦荘町は、この使用料につきましては1人、人員単位で徴収されておられました。それはその時のことを考えてのお話ですけれども、上水道単独と、ほかの水道の併用との差と思いますけれども、上水道単独の場合に、だいぶん旧秦荘町の住民さんがご不満があるというふうに聞いております。それで分析されたかどうか。

と言いますのは、結局、上水道プラス下水道料金ということになります。これは都会方式で分流方式と合流方式があるので、合流方式ならそれでいいのですけれども、この愛荘町の場合は分流方式です。仮に上水道で洗車します。そうすると、愛荘町の場合は雨水と一緒に川へ流れます。合流方式の場合は下水に流れます。そういう違いがある。まして、また畠に水をやるという時も、上水道からやった場合には、全部それも下水道料金が徴収されます。そういうことに関連してご不満があると思いますので、私もそれ議会に諮られましたので、承認したのは反省しております。

タリイに、シノイソニヒトニシヨタリイ、シノイソニヒトノシヨタリイ。

○議長(竹中秀夫君)下水道課長。

○下水道課長(田原秀郷君)ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今度改正します下水道使用料ということにつきましても、上水道が基本になります。上水道が基本であっても、公共汚水栓に排出されているかいかないかということで算定基準届という届を出していただいて、その余白に「そういうことであれば書いてください」という説明もしておりますので、書いていただいている方につきましては工場なり営業所等が多く、出向いて話を協議させていただいて、数量を決定するように考えております。

あと、使用料につきましての滞納ですけれども、これにつきましても、限られた人数で年末に滞納整理を実施しておりますが、なかなか成果が上がっていないのが現状であります。税の方と連携しながら、差し押さえも考えていくというふうに思っておりますけれども、下水道は特別な税と少し違うことから、下水道に伴う滞納整理のマニュアルをつくらなければならないというふうにも考えております。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。今おっしゃっていただいたのはよくわかるんですけれど、1個人が洗車なり畠に水をやると。それをどうしてくれるんだということになら、別にそこだけメーターをつけるということで、そんなメーターをつけて、ちょっと言っているのはご理解をいただけないという方かもわからんし、しかし、上水道のメーターはありますね、それからもう1つとてメーターをつけて、これだけ別に使いましたというの、ちょっとこれは、一般の方には通用しないと思うのです。その辺の考慮をどうしたらいいかということも併せて考えていただかないとあかんと思います。

あくまでもメーターをつけよ、メーターはこれだけだったからこれだけ引けというふうに自主申告せよという気持ちがあるんですか、どうですか。

○議長(竹中秀夫君)下水道課長。

○下水道課長(田原秀郷君)ただいまのご質問ですけれど、秦荘の地域の方にも、基準届に関しましての説明会も字で約半分ぐらい要望されましたので、出向いて説明をさせていただきました。

その中で、洗車とか花の水やり等はどうしてくれるのかというようなこともご質問があったわけですけれども、これにつきましては何とか考えてみたいとは思いますけれども、そういう上水道のメーターからどれだけ引くことの根拠がありませんので、たとえば、期間限定の苗の水やり等につきましては、上水道のデータに伴って、4月分だけが上がるということから、それにつきましては上水道の情報等を考慮いたしまして、期間限定ということで減免ということで何とかさせていただけるというふうな説明をしていましたけれども、洗車なり花の水やりにつきましては、大変根拠が伴いませんので、もし、その量ががまんできなければ、という言い方もおかしいのですけれども、個メーターをつけていただいて、そして下水道課の方へ月末に報告をしていただければ、減免ということで対応をさせていただきますというふうな説明もさせていただきました。

近隣等の状況も考えますと、やはり、もうそういうことで、特に彦根市さんでは個メーターをつけていただいているというふうな話も聞きますし、あの近隣についてはそういう手立てが今ではないというふうなことも聞きますので、下水道課としては、今説明しましたとおり、根拠性が乏しいものについては、できるだけ我慢していただきたいという思いであります。以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。着席下さい。よって、議案第72号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。主要施策の成果のところで、263ページの文の中に、要支援認定者が前年度対比約30%増加となったという説明があります。

20年度より2年ほど前から、18年度4月からと思いますけれども、制度が変わりまして、新予防給付を創設され、それまで要介護1だった人が、要支援2ということに変えられました。そのようなことが影響して、要支援認定者が30%増加となっているのかどうか、要介護の方から要支援者が移っている、要支援の方に移っている現象があるのかどうか、そういうことについて答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(野々村たつ江君)ただいまの瀧議員の質問に対しましてお答えをいたします。確実な原因は定かではありませんが、恐らくそういう懸念はあるようにも思いますし、要介護者あるいは要支援者の人数も増えているというのも現状に即しているというふうに思います。以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。着席下さい。よって、議案第73号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後1時57分

再開午後1時57分

○議長(竹中秀夫君)お諮りします。ただいま議案1件・選挙1件・議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。

④議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)追加日程第1、議案第74号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第74号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

愛荘町行政組織条例の一部を次のように改正するということで、第2条、社会福祉課の項に、次の1号を加える。8号といたしまして、子育て支援センターに関すること。

付則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、よって、議案第74号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩午後1時59分

再開午後1時59分

(理事者側退席)

◎選挙第5号の上程、説明、選挙

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。湖東広域衛生管理組合議会議員に、上林貞君を指名します。

お諮ります。ただいま指名しました上林貞君を、湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、上林貞君は、湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました、上林貞君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩をいたします。

休憩午後2時01分

再開午後2時01分

〔理事者側着席〕

◎議題第3号の上程、説明、採決

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、議題第3号議員派遣についてを議題とします。愛荘町議会会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議題第3号議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(竹中秀夫君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成21年度9月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(竹中秀夫君)町長、閉会のあいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会提案させていただきました選任同意3件、報告1件、条例改正および平成21年度補正予算合わせて9件、長浜・近江八幡市への合併に伴う各組合等の規約変更6件、定住自立圏形成協定の締結1件、平成20年度一般会計および7つの特別会計の歳入歳出決算の認定8件、追加提案の条例改正1件、合わせて合計29案件につきまして、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。議会中いただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども、誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

さて、先の総選挙におきまして政権交代が行われ、民主党マニフェストの実行スケジュールや、それに伴う諸問題について、ただいま注視いたしているところであります。中でも喫緊の課題は、湖東三山インターチェンジの今後の動向、そして今年度の相次ぐ国の経済対策による補正予算の動向であります。

先般、本町における経済対策、これまでの約8億円の執行状況を精査いたしたところでございます。定額給付金事業3億2,950万円および第1次子育て応援特別交付金1,546万円につきましては、今月末をもって申請を終了し、ほぼ100%の執行状況でございます。

ハレ、米山町の山口市から住民申込 いよ、フェンスアートヒロセノミー、ナガタヒロセノミー、ソラノヒロセノミー山口市
3,479万円となり、順調に執行をいたしているところでございます。

また、経済危機対策臨時交付金におきましては、25事業におきまして、総事業費3億1,430万円のうち、学校ICT情報通信技術でございますけれども、これの環境整備事業にかかる事業費1億2,860万円につきましては、現在のところ国の動向を注視し、入札執行を見合わせている状況でございます。

その他、公共投資臨時交付金をあてこいたしておりました秦荘東小学校の大規模改修、インターチェンジ関連の町道の整備、これにつきましては、補助金内示をいただいておりますけれども、現在のところ、補正予算をまだ計上させてもらっていないところでございます。

次に、愛荘町がこの春実施いたしました一連の緊急経済対策につきまして、現時点での町民の皆さんの利用状況と町内業者への利用促進効果について積算をいたしました。

まず、地上デジタル放送まで2年を切りましたが、その対策として打ち出しましたアナログテレビの廃棄処理費またはチューナー購入費にかかる3,000円の補助事業におきましては、33件・9万9,000円の補助をいたしました。領収書などから積算いたしました経済効果額は31万8,000円がありました。

次に、住宅用太陽光発電につきましては、1キロワット3万円、上限12万円の補助事業におきましては、利用者14件・132万4,000円の補助を行いました。1件当たりの工事費平均額は260万7,000円であり、経済効果額は3,649万3,000円と積算いたしております。

次に、住宅リフォーム事業におきましては、工事費の20%、上限20万円の補助事業であり、既に受付は終了いたしましたが、利用者は72件・1億2,540万5,000円の補助申請が出され、1件当たりの工事費平均額は215万円であり、総額1億5,464万円の投資が行われたこととなります。

最後に、町商工会が実施されました町内お買い物豪華賞品抽選につきましては、1点1,000円以上のお買い物、5点の領収書で抽選1回分という活性策でございましたが、先般、抽選会が行われました。その結果、1,317件の応募があり、応募平均費用は1万8,000円、お買物の費用でございますが、1件当たりの平均額が1万8,000円でございますが、これらの4事業を全部合計いたしますと、2億1,500万円の地域経済への活性化に寄与できたものと考えているところでございます。

金は停滞しては効果がなく、回転することによって、社会に活力を与えるものでありますので、一日も早く、これらの対策が景気回復に少しでも寄与できることを願っているところであります。

以上、報告を兼ねまして、9月議会閉会にあたりましての御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長(竹中秀夫君)閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月定例会は9月10日から16日間の会期で、その間、各常任委員会協議会、特別委員会協議会で、各所管から平成20年度会計の決算の概要および主要施策の説明に終始熱心にご協議いただきました。また、上程された全議案に活発なご意見を賜り、議了していただいたことに対し、高橋からではございますが、厚く御礼を申し上げます。

執行機関各位におかれましては、審議にご協力をいただきお礼を申し上げますとともに、各議員からありました意見等には、これから行政運営に反映されるよう要望します。国においては、新政権が誕生して10日余り経過し、マニフェストが連日マスコミで過熱気味に報道され、高い内閣支持率に国民が注目をしているところですが、地方の我々は国政の動き、方針によって、事業自体ができなくなることから、当分の間、静かに動向を見守ってみたいと思います。

これから、新年度予算の編成に向け、多忙になりますが、新型インフルエンザが流行する季節を迎え、議員をはじめ関係各位の健康に留意され、元気でご活躍されることをご祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

大変、ご苦労さまでございました。

